

環境社会配慮ガイドライン レビュー調査

最終報告書案

2019 年 7 月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

本レポート中の世銀 Environmental and Social Framework (2016), ADB Safeguard Policy Statement (2009), IFC Performance Standard (2012) 等のセーフガード政策の和訳は、JICA 及び JICA 調査団が独自に翻訳したものであり、各機関による公式な翻訳文ではありません。

環境社会配慮ガイドラインレビュー調査 最終報告書案

目 次

第 1 章 はじめに	1-1
1.1 本調査の背景	1-1
1.2 本調査の目的	1-1
1.3 調査対象地域	1-1
1.4 調査方法	1-5
1.5 実施した現地調査	1-13
第 2 章 レビュー調査結果	2-1
2.1 レビュー案件概要	2-1
2.1.1 地域別	2-1
2.1.2 JICA 案件スキーム	2-1
2.1.3 セクター	2-2
2.2 JICA 環境社会配慮ガイドライン運用状況（対象案件 100 案件）	2-2
2.2.1 「Ⅰ. 基本的事項」に関する確認状況	2-2
2.2.2 「Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス」に関する確認状況	2-4
2.2.3 「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況	2-8
2.2.4 別紙 1-別紙 6	2-12
2.2.5 アヤゴ水力発電所整備事業における事例分析	2-40
第 3 章 外部環境の変化と動向	3-1
3.1 政府方針、国際的援助潮流	3-1
3.1.1 開発協力大綱	3-1
3.1.2 質の高いインフラ投資の推進	3-3
3.1.3 質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則	3-4
3.1.4 国際的援助潮流について	3-5
3.2 現行 GL 施行後の変化	3-7
3.2.1 JICA の責務	3-7
3.2.2 JICA の新規支援スキーム(現行 GL 施行後に増えた協力事業)	3-9
3.3 MDBs 等のセーフガードポリシーの概要	3-16
3.3.1 MDBs 等のセーフガード政策の動向	3-16
3.3.2 世銀 の旧セーフガード政策と ESF の比較	3-19
3.3.3 MDBs の個別規定	3-31
3.4 JICA GL の環境社会配慮プロセス及び配慮事項のレビューに関連する個別事項	3-33
3.4.1 ラギー原則（ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」 枠組の実施）	3-33
3.4.2 世銀、ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の 整理	3-33
3.4.3 日本・MDBs 等における環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱 い	3-34
3.4.4 代替案検討におけるプロジェクトを実施しない案、及び代替案検討の実施方法	3-35

3.4.5	日本・MDBs 等における「災害の環境影響評価」の取り扱い.....	3-36
3.4.6	気候変動への対応の整理	3-40
3.4.7	MDBs 等の不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応の整理	3-41
3.4.8	保護区、生物多様性、重要な自然生息地にかかる対応	3-45
3.5	二国間援助機関のセーフガードポリシーの比較	3-57
3.6	日本の条約批准状況	3-65
3.7	JICA の能力強化の実績及び課題	3-69
3.7.1	JICA の能力強化策の実績及び課題	3-69

別添資料

別添 1 JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に向けた論点(案)

表一覧

表 1-1	レビュープロジェクト一覧	1-2
表 1-2	レビュー調査アイテム表	1-6
表 1-3	実施した現地調査	1-13
表 2-1	「I 基本的事項」に関する調査アイテムシート確認結果	2-2
表 2-2	緊急時の措置が適用された案件	2-3
表 2-3	定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例	2-9
表 2-4	定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例	2-9
表 2-5	代替案の事例	2-10
表 2-6	不可分一体事業が特定された案件の概要	2-17
表 2-7	派生的・二次的な影響が特定された案件及び実施された緩和策	2-18
表 2-8	累積的影響が特定された案件と実施された緩和策	2-19
表 2-9	「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の周辺に位置する案件の 詳細	2-19
表 2-10	重要な自然生息地に該当すると考えられる根拠及び確認結果	2-21
表 2-11	住民協議のコメントが反映された事例の概要	2-22
表 2-12	プロジェクトがプロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場 合	2-25
表 2-13	コンサルテーションの好事例概要	2-26
表 2-14	コンサルテーションの課題事例の概要	2-27
表 2-15	ステークホルダー分析の事例（多様な手法を適用した事例）	2-29
表 2-16	環境社会配慮上の好事例の概要	2-30
表 2-17	外部からの実施機関への指摘の概要	2-30
表 2-18	JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要	2-31
表 2-19	社会的弱者への配慮の計画の事例	2-32
表 2-20	ジェンダー、子供の権利にかかる助言への対応	2-34
表 2-21	環境レビューとモニタリング段階で被影響住民数に増減がある案件とその理由	2-36
表 2-22	農業セクター、下水・廃水処理セクター、送電・配電セクターの案件のカテゴリ分 類理由	2-39
表 2-23	実施段階における助言への対応	2-42
表 3-1	開発協力大綱の骨子	3-1
表 3-2	海外投融資及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業の概要	3-9
表 3-3	2018 年 12 月現在の投融資案件の一覧	3-10
表 3-4	中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (1) 基礎調査（中小企業支援型）の一覧（201 年 4 月 16 日公示分）	3-11
表 3-5	中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (2) 案件化調査（中小企支援型）の一覧（2018 年 4 月 16 日公示分）	3-12
表 3-6	中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (3) 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支 援型）の一覧（2018 年 4 月 16 日公示分）	3-13
表 3-7	SDGs ビジネス支援型の前身の制度対象事業の一覧	3-15
表 3-8	MDBs 等のセーフガードポリシー(概説)	3-16
表 3-9	MDBs のセーフガードポリシーの策定状況	3-17
表 3-10	JICA 環境社会配慮ガイドラインと世銀 ESF のギャップ分析	3-19
表 3-11	基本的事項に示される環境要素の区分	3-38
表 3-12	法に基づく環境影響評価で自然災害に関連する項目を選定した事業	3-39
表 3-13	GHG 排出にかかる規定	3-40
表 3-14	技術的・財政的に実現可能で費用体効果のある GHG 排出量削減の代替案の分析	

表 3-15	MDBs 等の不可分一体事業の定義	3-41
表 3-16	MDBs 等の派生的・二次的影響の定義	3-42
表 3-17	MDBs 等の累積的影響の定義	3-43
表 3-18	生息地定義	3-44
表 3-19	自然生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件	3-46
表 3-20	重要な生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件	3-49
表 3-21	保護区で求められる要件	3-51
表 3-22(1)	バイドナーのセーフガードポリシー（SGP）に係る調査（仏、独、英）	3-54
表 3-22(2)	バイドナーのセーフガードポリシー（SGP）に係る調査（米、韓、中、タイ）	3-58
表 3-23	環境社会配慮の関連した国際条約の批准状況	3-61
表 3-24	環境社会配慮研修実績	3-65
		3-70

図一覧

図 2-1	レビュー対象案件の地域別内訳	2-1
図 2-2	レビュー対象案件のセクター別内訳	2-2
図 2-3	カテゴリ A 案件の EIA に関する SHM 参加者人数の割合	2-28
図 2-4	カテゴリ A 案件の RAP に関する SHM 参加者人数の割合	2-28
図 3-1	質の高いインフラの推進	3-4

第1章 はじめに

1.1 本調査の背景

2010 年 4 月に制定された JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、「GL」)には、2.10.2 に『本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。』と規定されている。2010 年の GL 施行後、2016 年度末までに約 1,800 件に GL が適用された実績がある。また、2015 年 2 月の開発協力大綱の閣議決定、質の高いインフラ投資の推進などの日本政府の方針公表、2015 年 9 月の国連サミットでの持続可能な開発目標(SDGs)の採決による国際的な援助潮流の変化、2016 年 8 月には世銀セーフガード政策改定版(Environmental and Social Framework: ESF)が世銀理事会で承認され 2018 年 10 月に施行されるなど、JICA 事業や GL を取り巻く環境が変化している。

1.2 本調査の目的

本業務では、GL 改定に係る包括的な検討に向けて、GL 運用状況や JICA を取り巻く環境変化をレビューした上で、2019 年度以降に予定している GL 改定の検討のため、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析し、環境社会配慮助言委員会やその他の外部関係者とのコンサルテーション結果も踏まえ、報告書にとりまとめることを目的としている。

1.3 調査対象地域

GL が適用された案件(無償・有償・技協等)のうち、2016 年度末までに合意文書を締結した約 1,800 件をレビュー対象の母数とする。この中からカテゴリ A 案件は全 41 件をレビュー対象とし、カテゴリ B、C、FI 案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ 59 件程度をサンプル抽出し、合計で 100 件程度を調査対象とした。

調査対象案件(100 件程度)のうち、8 案件については現地調査を実施した。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて決定された。アジア地域からインドネシア、ミャンマー、ベトナム(2 件)、インドの合計 5 件、アフリカ・中南米カリブ諸国・中近東地域からタンザニア、コスタリカ(2 件)の合計 3 件が選定された。

なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書及び環境レビュー・モニタリング資料等をレビューした。

最終的に、現地調査 8 件を含む 100 件の調査対象案件の環境社会配慮に関する文書のレビューを実施した。表 1-1 に対象案件 100 件のプロジェクトリストを掲載する。

表 1-1 レビュープロジェクト一覧

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境カテゴリー	現地調査対象
1	ウズベキスタン	ナボイ火力発電所近代化事業	有償	火力発電	A	
2	スリランカ	ケラニ河新橋建設事業	有償	道路・橋梁	A	
3	ウズベキスタン	トゥラクラン火力発電所建設事業	有償	火力発電	A	
4	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業	有償 (海投)	工業開発	A	
5	インド	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3	有償	鉄道	A	○
6	バングラデシュ	ダッカ都市交通整備事業 (I)	有償	鉄道	A	
7	バングラデシュ	カチプール、メグナ、グムティ第 2 橋建設及び既存橋改修事業	有償	道路・橋梁	A	
8	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (バットンバン - シソボン間)	有償	道路・橋梁	A	
9	バングラデシュ	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (I)	有償	火力発電	A	
10	フィリピン	中部ルソン接続高速道路建設事業	有償	道路・橋梁	A	
11	フィリピン	パッシング - マリキナ川河川改修事業 (III)	有償	河川・砂防	A	
12	フィリピン	新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業	有償	空港	A	
13	インドネシア	インドラマユ石炭火力発電事業 (E/S)	有償	火力発電	A	○
14	モザンビーク	マンディンパーリシシング間道路改善事業	有償	道路・橋梁	A	
15	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	有償	鉄道	A	
16	バヌアツ	ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業	有償	港湾	A	
17	ベトナム	ハノイ市環状 3 号線整備事業 (マイジック - タンロン南間)	有償	道路・橋梁	A	
18	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (プレッククダム - スレアマアム間) (I)	有償	道路・橋梁	A	
19	チュニジア	ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	有償	火力発電	A	
20	エルサルバドル	サンミゲル市バイパス建設事業	有償	道路・橋梁	A	
21	カンボジア	国道 5 号線改修事業 (スレアマアム - バットンバン間及びシソボン - ポイペト間) (第一期)	有償	道路・橋梁	A	
22	ウクライナ	ボルトニッチ下水処理場改修事業	有償	廃棄物	A	
23	バングラデシュ	ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (ES)	有償	鉄道	A	
24	ベトナム	南北高速道路建設事業 (ベンルック - ロンタイン間)	有償	道路・橋梁	A	○
25	ウズベキスタン	電力セクター能力強化事業	有償	火力発電	C	
26	インド	ムンバイメトロ 3 号線建設事業	有償	鉄道	A	
27	フィリピン	洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ川)	有償	河川・砂防	A	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境 カテ ゴリ	現地 調査 対象
28	カメルーン	バチエンガーレナ間道路整備事業	有償	道路・橋梁	A	
29	インド	レンガリ灌漑事業（フェーズ2）	有償	農業	A	
30	フィリピン	南北通勤線鉄道事業（マロロス・ツツパン）	有償	鉄道	A	
31	インド	アーメダバード・メトロ事業（第一期）	有償	鉄道	A	
32	インド	北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）（第一期）	有償	道路・橋梁	A	
33	インド	ムンバイ湾横断道路建設事業（第一期）	有償	道路・橋梁	A	
34	インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業（ES）	有償	鉄道	A	
35	ケニア	オルカリアV地熱発電所	有償	火力発電	A	
36	ミャンマー	ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1）	有償	工業開発	B	○
37	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業	有償（海投）	工業開発	B	○
38	南スーダン	ナイル架橋建設計画	無償	道路・橋梁	A	
39	カンボジア	シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト	技協（開調）	港湾	A	
40	パラグアイ	ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト	技協（開調）	農業	A	
41	コスタリカ	グアナカステ地熱開発（ラス・パイラスII）	有償	火力発電	A	○
42	タンザニア	ケニアータンザニア連携送電線事業	有償	電力	A	○
43	中南米カリブ諸国	中南米省エネ・再生可能エネルギー事業	有償（海投）	電力	FI	○
44	インド	高速鉄道開発計画プロジェクト	技協（開調）	鉄道	A	
45	ウガンダ	ウガンダ中央部・東部地域灌漑地区開発計画プロジェクト	技協（開調）	農業	A	
46	スリランカ	国道主要橋梁建設事業	有償	道路・橋梁	B	
47	カーボヴェルデ	サンティアゴ島上水道システム整備事業	有償	上水	B	
48	ラオス	南部地域電力系統整備事業	有償	電力	B	
49	ミャンマー	ヤンゴン都市圏上水整備事業	有償	上水	B	
50	コートジボアール	アビジャン港穀物バース建設事業	有償	港湾	B	
51	エジプト	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業	有償	空港	B	
52	バングラデシュ	天然ガス効率化事業	有償	火力発電	B	
53	パナマ	首都圏都市交通3号線整備事業（第一期）	有償	鉄道	B	
54	インドネシア	バリ海岸保全事業（フェーズ2）	有償	海岸保全	B	
55	インドネシア	ジャカルタ特別州下水道整備事業（E/S）	有償	下水	B	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境 カテ ゴリ	現地 調査 対象
56	ベトナム	第 2 期国道・省道橋梁改修事業	有償	道路・橋梁	FI	
57	バングラデシュ	母子保健および保健システム改善事業	有償	保健・衛生	FI	
58	フィリピン	アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業	有償	農業	FI	
59	インドネシア	貧困削減地方インフラ開発事業 (II)	有償	貧困削減	FI	
60	アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資 (VI)	有償	民間支援	FI	
61	エジプト	ハルガダ太陽光発電事業	有償	電力	C	
62	カンボジア	洪水対策支援計画	無償	防災	B	
63	パレスチナ	西岸地域廃棄物管理改善計画	無償	廃棄物	C	
64	ラオス	小水力発電計画	無償	電力	B	
65	パラグアイ	コロネル・オビエド市給水システム改善計画	無償	上水	B	
66	タジキスタン	ドゥシャンベ国際空港整備計画	無償	空港	B	
67	ギルギスタン	ビシュケク・オシュ道路雪崩対策計画	無償	道路・橋梁	B	
68	バングラデシュ	貧困削減戦略支援無償 (教育)	無償	教育	B	
69	パプアニューギニア	ニューブリテン国道橋梁架け替え計画	無償	道路・橋梁	B	
70	ソロモン	ククム幹線道路改善計画	無償	道路・橋梁	B	
71	モロッコ	貝類養殖技術研究センター建設計画	無償	漁業	B	
72	ガーナ	アクラ中心部電力供給強化計画	無償	電力	B	
73	ウガンダ	ウガンダ北部グル市内道路改修計画	無償	道路・橋梁	B	
74	ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	無償	災害復旧	B	
75	モーリタニア	ヌアディブ漁港拡張整備計画	無償	港湾	B	
76	アフガニスタン	カブール国際空港保安機能強化計画	無償	空港	B	
77	カンボジア	カンポット上水道拡張計画	無償	上水	B	
78	セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画	無償	港湾	B	
79	ケニア	ナロック給水拡張計画	無償	上水	B	
80	ルワンダ	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	無償	農業	B	
81	フィリピン	台風ヨランダ災害復旧復興計画	無償	災害復旧	FI	
82	ナイジェリア	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	無償	電力	C	
83	モザンビーク	ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト	技協 (開調)	農業	B	
84	アンゴラ	電力開発計画策定能力向上プロジェクト	技協 (開調)	電力	B	
85	ヨルダン	難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト	技協 (開調)	上水	B	

No.	国	案件名	スキーム	セクター	環境 カテ ゴリ	現地 調査 対象
86	エルサルバドル	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズⅡ	技協	気候変動	B	
87	バングラデシュ	住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト	技協	上水	B	
88	ガボン	公衆衛生上問題となっているウイルス感染症の把握と実験室診断法の確立プロジェクト	技協	保健・衛生	B	
89	ナミビア	北部農業開発マスタープラン策定調査	技協 (開調)	農業	C	
90	タイ	バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト	技協	気候変動	C	
91	モンゴル	ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト	技協	都市計画	C	
92	タイ	次世代焼却炉による医療廃棄物適正処理案件化調査	中小	廃棄物	B	
93	ベトナム	カイメップ港の機能向上に向けた物流サービス提供のための案件化調査	中小	港湾	B	
94	ベトナム	危険物漏洩対策に係る技術の移転を伴う SF 二重殻タンクの普及・実証事業	中小	危険物	B	
95	スリランカ	スクリー型コンポストプラントによる有機性廃棄物・農業廃棄物のリサイクル事業	中小	廃棄物	B	
96	インドネシア	防災・環境保全及び環境再生技術の普及・実証事業	中小	防災	C	
97	ミャンマー	イラワジ川における低吃水軽量台船の普及・実証事業	中小	運輸	C	
98	ザンビア	感染症対策塗料普及促進事業	その他	保健・衛生	B	
99	インドネシア	BOP 訴求型鶏卵生産販売事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進)	その他	食品	B	
100	トンガ	災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業	その他	電力	C	

出典：JICA 調査団にて作成

1.4 調査方法

2017 年 9 月 1 日及び 10 月 13 日開催の環境社会配慮助言委員会で議論されたレビュー調査アイテム（表）に基づき、多岐に亘る環境社会配慮の調査アイテムの運用状況を確認した上で、個別案件シートを改定し、また、外部環境の変化も踏まえて GL 改定の論点（案）を整理した。

レビュー調査アイテム表を表 1-2 に示す。

表 1-2 レビュー調査アイテム表

項目、現行ガイドライン条文	調査アイテム	(参考)運用面の見直し結果報告(2015 年 4 月)
序		
Ⅰ. 基本的事項		
1.1 理念	(レビュー調査全体を通じて確認)	
1.2 目的	● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整理	
1.3 定義		
1.4 環境社会配慮の基本方針		
1.5 JICA の責務	(第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	
1.6 相手国政府に求める要件	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	
1.7 対象とする協力事業	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業 (海外投融資、中小企業支援等) の整理 ● 現行 GL 施行後の業務環境の変化 (インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等) の整理	第 3 回 運用見直し WG 提言 【PPP F/S 等へのガイドラインの適用】 ● 協力準備調査 (PPP インフラ事業) と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 ● その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件 (カテゴリ A 案件) は実施しないことを明らかに示すこと。
1.8 緊急時の措置	● 「緊急時の措置」の適用実績整理 (カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等)	第 9 回 運用見直し WG 提案 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 ● 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 ● 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 ● これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 ● 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。
1.9 普及	● 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)	
Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス		
2.1 情報の公開	● JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認 ● 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等) ● JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 ● 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 ● 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	
2.2 カテゴリ分類	● カテゴリ分類結果、根拠の整理 ● カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 ● カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果	

	● の妥当性の確認 ● スクリーニング様式の提出状況	
2.3 環境社会配慮の項目	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)	
2.4 現地ステークホルダーとの協議	● JICA と相手国等による協議状況確認 ● 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	
2.5 社会環境と人権への配慮	● 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 ● 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認	
2.6 参照する法令と基準	● 相手国の国内法遵守の有無 ● 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 ● 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework (ESF) への変更点の整理 ● 世銀 ESF と現行 GL の相違点 ● ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	
2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	● 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む） ● 環境レビュー時の助言対応状況確認	
2.8 JICA の意思決定	● 合意文書における合意状況確認 ● 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	
2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	● 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応	
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A	
III. 環境社会配慮の手続き		
3.1 協力準備調査	● 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 ● 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	第 5 回 運用見直し WG 提言 【代替案検討】 ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。（運用見直し時の提言）
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	● カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 ・環境チェックリストの作成状況 ・EIA、ECC、RAP、IPP の取得・公開状況等 ・FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況等 ● エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 ● エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 ● モニタリング結果の受領、公開状況確認 ● 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 ● 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。 ● 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 ● プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	第 11 回 運用見直し WG 提言 【エンジニアリング・サービス借款】 ● 環境社会配慮ガイドライン 3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の 2. に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	● 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	
3.4 開発計画調査型技術協力	● カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 ・スクリーニングの実施状況	第 5 回 運用見直し時の提言 【戦略的環境アセスメント】

	・スコーピングの実施状況 ・JICA と相手国等の協議状況 ・合意文書や報告書等の公開状況等 ● SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 ● 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認	● SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。 ● SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。 ● 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。
別紙		
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	● 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 ● 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認	第 8 回 運用見直し WG 提言 【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】 ● 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。 ● 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。 ● 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。 ● 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 ● 世銀アブレザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。 ● 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。 第 7 回 運用見直し WG 提言 【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】 ● 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。 ● プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 ● プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） ● プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。 ● 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。 ● 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。
基本的事項	● 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 ● 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 ● 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 ● 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認	

	● 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 ● 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	
対策の検討	● 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 ● 上記以外は 2.8 にて確認	
検討する影響スコープ	● スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 ● GHG 排出量の算出・評価の状況の確認 ● 国際機関、パイダーの気候変動（GHG 排出）への対応状況の確認 ● 「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例整理。 ● 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	第 4 回 運用見直し WG 提言 【気候変動】 ● 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。 ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。 ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。 ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。 ● スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。 ● JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。 ● サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。 第 5 回 運用見直し WG 提言 【気候変動】 ● スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT (Mitigation)）等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。 第 1 回 運用見直し WG 提言 【不可分一体の事業】 ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。 ● JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。 ● 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。 【派生的・二次的影響】 ● 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 ● IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the

		project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.” の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削除すべき。 ● 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。 ● 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。 【累積的影響】 ● 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていける必要がある。 ● 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 ● 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 ● 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明するべき。 ● 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。
法令、基準、計画等との整合性	● 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 ● 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 ● 上記以外は 2.6 にて確認	【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】 ● FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。 ● まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とすべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくかどうかについても、例示にするべきである。 ● 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。 ● 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。 【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】 ● 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)においての事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。 ● 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とであると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くはない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。) ● 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。
社会的合意	● ステークホルダー協議 (①告知・実施日時、②場所、③方法 (住民集会、個別インタビュー、言語)、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者 (人数、被影響者に占める割合、所属、性別等)、⑦協議内容 (事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無) の確認 ● 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因 (GL 記載内容が	第 4 回 運用見直し WG 提言 【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】 ● 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。(具体的には下記の提案がなされました。) ● ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。 ● ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安

	十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認 ● 社会的弱者に対する配慮事例の整理	を設定する。 ● 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。
生態系及び生物相	● 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 ● 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 ● 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 ● 違法伐採の有無の確認	第 2、6 回 運用見直し時の提言 【重要な自然生息地】【自然生息地】 ● 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくするべきである。 ● 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。 ● 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。 ● IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域 (Key Biodiversity Area : KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。 【著しい転換・著しい劣化】 ● 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICA の解釈において考慮されるべきである。 ● 「著しい転換」について、世界銀行の OP 4.04 Annex A において、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICA の FAQ においても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 ● 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。 第 6 回 運用見直し WG 提言 【「重要な自然生息地」における事業実施条件】 ● 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。 ● JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 ● 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類/IB 類 (CR 及び EN)」に加えて、「絶滅危惧 II 類 (VU)」及び「準絶滅危惧種 (NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなりすぎず、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。
非自発的住民移転	● <u>住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。</u> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と文書等で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 ● <u>環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認</u> ● <u>モニタリング段階における被影響住民数の確認</u> ● 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 ● <u>現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。</u> ● 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	
先住民族	● 先住民族への影響の有無の確認 ● 負の影響の回避・最小化の検討状況確認	

	● 先住民計画の作成・公開状況確認 ● FPIC の実施状況確認	
モニタリング	● モニタリング計画の作成状況確認 ● 上記以外は 3.2 にて確認	
別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	● EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 ● EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 ● 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	
別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	● 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	
別紙4 スクリーニング様式	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。	
別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目	● (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。	
別紙6 モニタリングを行う項目	● モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	
その他		

1.5 実施した現地調査

2018 年 5 月から 2019 年 4 月において下記 8 案件の現地調査を実施した。聞き取り調査・現地踏査結果は個別案件シートにまとめた。

表 1-3 実施した現地調査

対象国	スキーム	環境 カテゴリ	調査対象案件
ミャンマー	有償	B	No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業
インド	有償	A	No. 05 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3
ベトナム	有償 (ADB 協調 融資)	A	No. 24 南北高速道路建設事業 (ベンルックーロンタイ間)
	有償 (海投)	B	No. 37 中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業
インドネシア	有償	A	No. 13 インドラマユ石炭火力発電事業 (E/S)
コスタリカ	有償	A	No. 41 グアナカステ地熱開発 (ラス・パイラス II)
	有償 (海投)	FI	No. 43 中南米省エネ・再生可能エネルギー事業 (コスタリカ国内のサブプロジェクトを対象)
タンザニア	有償 (AfDB 協調融資)	A	No. 42 ケニアータンザニア連携送電線事業

出典：JICA 調査団にて作成

第2章 レビュー調査結果

2.1 レビュー案件概要

2.1.1 地域別

レビュー対象案件の全体像を把握するため、全対象案件 100 件の地域別案件数を図 2-1 に示す。なお、数字は案件数を示す。確認された特徴は以下のとおりである。

- ・ 全対象案件の 100 案件には 6 地域、47 か国が含まれる。
- ・ 地域別には、東南アジア・大洋州が 38 案件あり、次いでアフリカが 21 案件、南アジアが 20 件、中東・欧州が 8 案件、中南米が 7 案件、東・中央アジアが 6 件であった。

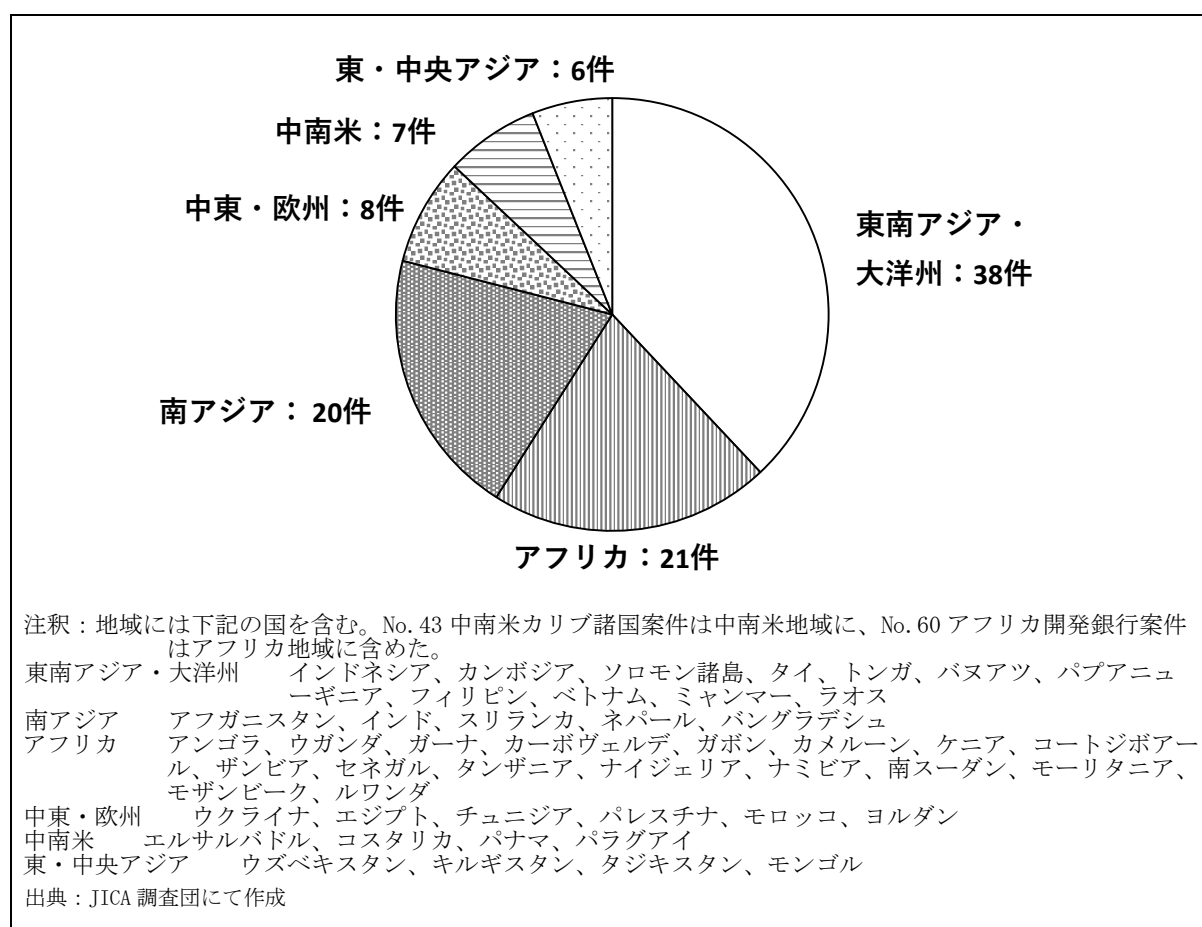


図 2-1 レビュー対象案件の地域別内訳

2.1.2 JICA 案件スキーム

全対象案件 100 件のスキーム別案件数は、有償資金協力が 56 件（うち、海外投融資は 3 案件）であった。無償資金協力が 22 案件、技術協力は 13 案件（うち開発調査型技術協力は 8 案件）であった。その他、中小企業支援は 6 案件、民間連携普及促進事業が 2 件と BOP ビジネス連携促進が 1 件含まれている。

2.1.3 セクター

全対象案件 100 件のセクター別案件数を図 2-2 に示す。(数字は案件数を示す。)

確認された特徴は以下のとおりである。

- ・ 全対象案件の 100 案件には 25 種類のセクターが含まれていた。
- ・ 道路・橋梁セクターが 20 案件、鉄道セクターが 10 案件、火力発電、火力発電以外の電力セクターがそれぞれ 9 案件、上水、農業セクターがそれぞれ 7 案件、港湾セクターが 6 案件、空港、廃棄物セクターがそれぞれ 4 件と続いている。

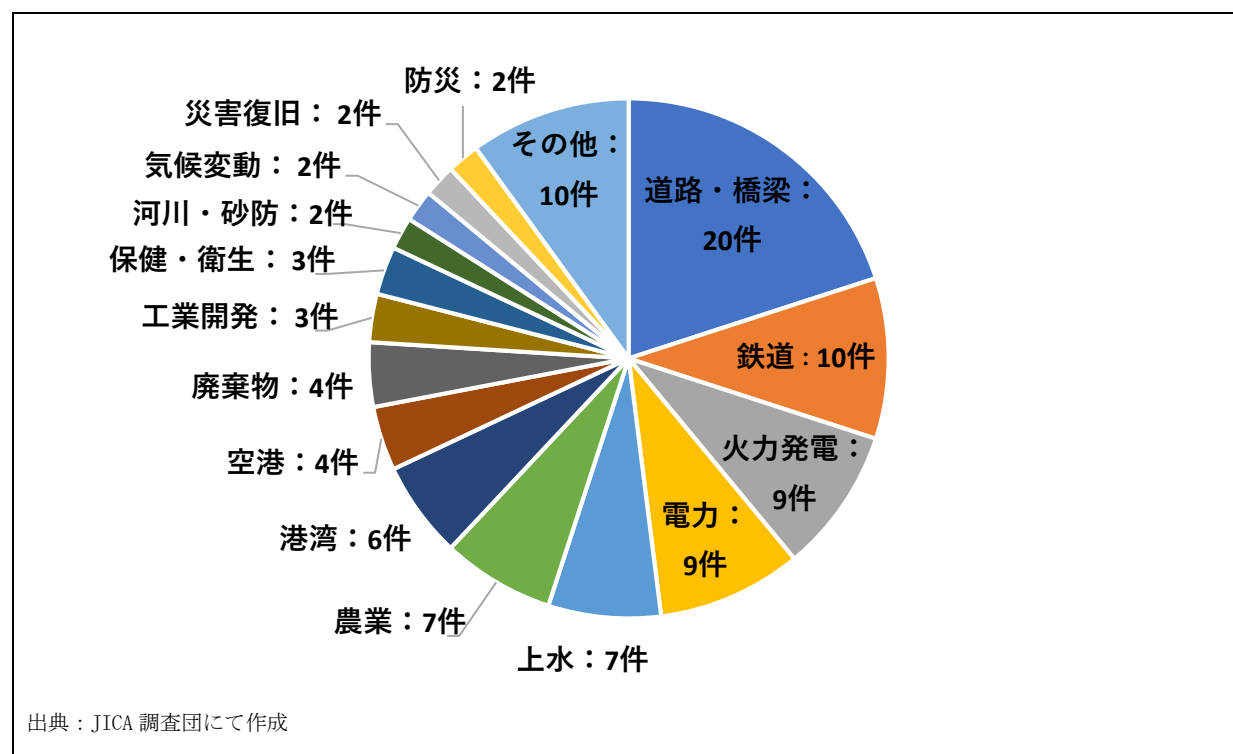


図 2-2 レビュー対象案件のセクター別内訳

2.2 JICA 環境社会配慮ガイドライン運用状況（対象案件 100 案件）

JICA GL が適用されたレビュー対象 100 案件について JICA GL に記載されている基本的事項、環境社会配慮のプロセスに関連する事項、手続きに関する事項、別紙に記載される要件に係る事項の運用状況を確認した。

2.2.1 「I. 基本的事項」に関する確認状況

「I. 基本的事項」に関する調査アイテム確認結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 「I 基本的事項」に関する調査アイテムシート確認結果

JICA GL 項目	整理番号	調査アイテム
1.1 理念	1	(レビュー調査全体を通じて確認) ● 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 等の国際的援助潮流の整
1.2 目的		
1.3 定義		

JICA GL 項目	整理 番号	調査アイテム
1.4 環境社会配慮の 基本方針		理
1.5 JICA の責務	2	(第Ⅱ、Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認) ● IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件 における責務について確認
1.6 相手国政府に求 める要件	3	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)
1.7 対象とする協力 事業	4	● 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外 投融资、中小企業支援等）の整理
	5	● 現行 GL 施行後の業務環境の変化（イン フラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関 との協調融資の増加等）の整理
1.8 緊急時の措置	6	● 「緊急時の措置」の適用実績
1.9 普及	7	● 相手国等に対する説明実績
1.10 環境社会配慮助 言委員会	8	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による 助言」のレビュー調査を通じて確認)

出典：JICA 調査団にて作成

確認状況の概要を以下に整理する。

「I. 基本的事項」に記載されている「1.1 理念」、「1.2 目的」、「1.3 定義」、「1.4 環境社会配慮の基本方針」、「1.5 JICA の責務」、「1.6 相手国政府に求める要件」、「1.7 対象とする協力事業」及び「1.10 環境社会配慮助言委員会」に関しては、特に個別案件を対象に議論、適用される事項ではないため後述する「第 4 章 改訂の論点（案）」にて整理した。

「1.8 緊急時の措置」については、JICA GL 運用面見直しの WG の論点として取り上げられており、「緊急を要する場合の環境社会配慮確認」の該当状況について調査したが、レビュー調査対象案件に該当する案件は確認されなかった。他方、レビュー調査対象案件以外の案件も考慮に入れた場合には、GL 施行後、緊急時の措置が適用された案件は、計 7 案件（開発調査型技術協力）が確認された。全事業において、詳細計画策定調査が省略されているが、（通常詳細計画策定調査で実施する）予備的スコーピング等は本体調査にて実施されていることを確認した。また、全件において緊急時の措置の適用を本体調査実施前に環境社会配慮助言委員会に報告している。

表 2-2 緊急時の措置が適用された案件

案件名	環境 カテゴリ	スキーム
タイ国「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」	B	開発調査型技術協力
エチオピア国「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定・緊急給水プロジェクト」	B	開発調査型技術協力

案件名	環境 カテゴリ	スキーム
ケニア国「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力
エチオピア国「農村地域における対応能力強化緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力
ケニア国「半乾燥地小規模灌漑開発管理プロジェクト」	B	開発調査型技術協力
ネパール国「地震復旧・復興プロジェクト」	B	開発調査型技術協力
インドネシア国「中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト」	B	開発調査型技術協力

出典：JICA ウェブサイト

- ・ 「1.9 普及」に関して、相手国への JICA GL の内容の説明状況について調査したところ、レビュー対象のすべての案件において審査時の実施機関への説明及び JICA GL 遵守の合意が確認されている。

2.2.2 「Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス」に関する確認状況

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。

- ・ 「2.1 情報公開」に関し、JICA におけるカテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果の情報公開については、全件で、カテゴリ分類、協力準備調査、環境社会配慮文書（EIA、RAP）及び環境レビュー結果のうち公開対象となる当該資料が JICA の情報公開サイトで公開されている。（最終報告書については、事前の調査を実施しない民間連携普及促進事業については対象外とした）
- ・ モニタリング結果の JICA 情報公開サイトおよび相手国での公開状況は後述する（2.2.3(5)を参照）。
- ・ 相手国での環境社会配慮文書（モニタリング結果を除く）の公開状況に関して、JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、案件形成時・審査時等を通じて相手国等に対して働きかけを行っている。カテゴリ A(計 41 件)については、環境社会配慮文書の承認を求める段階にない案件（マスタープランの実施のみの 4 件(No. 39, 40, 44, 45)と ES 借款 2 件(No. 23, 34)）を除く、35 件全件で公開が確認されている。カテゴリ B については環境社会配慮文書が作成された 24 件のうち、18 件については公開が確認されていない。カテゴリ FI についても公開は確認されていない。
- ・ 相手国でのモニタリング公開状況に関しては、環境モニタリングの実施段階にあり、且つ公開に係る合意がなされている 29 件中、28 件で環境モニタリングが公開されている（未公開の 1 件（No. 38）は、事業実施地の紛争により事業中断となっている）。社会モニタリングについては、モニタリング実施段階にあり、且つ公開合意がなされている 10 件中、9 件が公開されている（未公開の 1 件（No. 38）は、（No. 38）事業実施地の紛争により事業中断となっている）。
- ・ 相手国の情報公開に未合意である案件については、国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。GL 施行後、

公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010 年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計 36 案件中 4 件、社会モニタリングを必要とする計 15 案件中 4 件のみでしたが、2017 年度には、環境モニタリングを必要とする計 38 案件中 20 件、社会モニタリングを必要とする計 14 案件中 12 件となっています。

- ・ 対象案件のうち、第三者から情報公開請求が JICA にあったのは、異議申立対象となった 2 案件 (No. 4, 83) である。
- ・ 情報開示が禁じられる情報についての対応状況については、開示が禁じられている情報を JICA が誤って開示していることはなく、相手国政府から了承を得た上で情報公開を行っていることが確認された。
- ・ 「2.2 カテゴリ分類」に関しては、全 100 案件において、カテゴリ分類結果と根拠との間に特段の乖離は確認されなかった。
- ・ カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認については、カテゴリ分類の妥当性にかかる外部からの指摘は、2 案件 (No. 36 ミャンマー国ティラワ地区インフラ開発事業 (フェーズ 1)、No. 83 モザンビーク国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト) で確認された。No. 36 については、NGO より 2013 年 5 月 24 日及び 2017 年 8 月 28 日付で JICA 宛の要請書が提出され、No. 4 ミャンマー国ティラワ特別区 (Class A 区域) 開発事業は本事業と不可分一体の事業であるという意見とともに、ティラワ特別区 (Class A 区域) 開発事業の影響を含めたカテゴリ分類の反映を行うよう指摘があった。No. 83 については、カテゴリ分類の妥当性に関して、NGO による指摘を受けているが、マスタープランの初期段階において、優先プロジェクトを勘案した上で GL に沿って検討した結果、カテゴリ B が妥当であると判断している。
- ・ カテゴリ分類については、3 案件で変更が確認されている (No. 25, 27, 63)。カテゴリ変更理由は 2.2.2. (3.1) にて詳述する。
- ・ 対象案件中、42 件のカテゴリ B 案件が含まれ、スキームは有償 12 件、無償 18 件、技協 3 件、開発調査型技協 3 件、中小企業支援・その他 6 件であった。そのうち、技協、中小企業支援・その他の計 9 件では、専門家派遣や機材設置等であり事業自体の規模が比較的小さいため、非自発的住民移転が発生しない等、環境社会影響は限られている。開発調査型技協については、上位計画の検討という性格上、計画の中で提示される事業の規模やその影響は一定の範囲内での多様性が確認された。一方、有償の計 12 件のカテゴリ B では、平均事業費が約 150 億円であり規模が比較的大きく (例えば、道路改修、空港改修等)、一部事業では大規模ではないものの非自発的住民移転が発生した。無償の計 18 件については、平均事業費が約 25 億円であり有償と比較して事業規模が小さく、影響も少ない傾向が見られた。このように、カテゴリ B では特に、様々な事業規模が含まれ、それに応じて影響・リスクに幅が見られた。
- ・ スクリーニング様式の提出状況については、全ての案件でスクリーニング様式に限らず、関連の情報を入手しカテゴリ分類が行われていることが確認された。
- ・ 「2.3 環境社会配慮の項目」
⇒ JICA GL 別紙 1 の調査アイテムにて確認

- ・ 「2.4 現地ステークホルダーとの協議」
⇒JICA GL 別紙 1 の調査アイテムにて確認
- ・ 「2.5 社会環境と人権への配慮」に関し、全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。
- ・ 「2.6 参照する法令と基準」に関しては、相手国で EIA 等（IEE を含む）の環境許可を必要とする案件は 50 件、うちカテゴリ A は 30 件、カテゴリ B は 20 件であった。
- ・ カテゴリ B のうち環境レビュー段階で EIA 等が承認されていた案件は 20 件全てであった。
- ・ カテゴリ A 案件のうち案件 No. 5, 8, 26, 27, 31, 32, 33, の 7 件は、相手国において EIA の作成義務や当局承認が不要であるが、その場合は JICA GL の要件において作成し、管轄官庁の原則承認や実施機関承認などを受けていることが確認された。
- ・ カテゴリ A 案件のうち案件 No. 39, 40, 44, 45 はマスタープランのみを実施する開発計画調査型技術協力のため、EIA 承認を求める段階にない。
- ・ 世銀 SGP やその他国際基準との大きな乖離は、全件で確認されなかったが、10 件（No. 7, 13, 15, 20, 26, 28, 31, 32, 46, 77）では、環境基準値につき国内基準を採用して確認を行っていたが、概ね国内基準と国際基準の値に大きな乖離がないことを確認して国内基準を採用していた。例えば、案件 No. 15 ではエジプトの国内基準が参照されていたが、WHO の環境基準とに大きな乖離は無いことを確認している。No. 17 は国際基準の記載は無いが、大気・騒音のベトナム国内基準と国際基準の差は大きくはないことを確認している。多くの案件で参照されていた国際的な環境・排出基準値は、EHS ガイドライン（大気、騒音、振動、排水、河川水、排出ガス）、WHO 基準値（大気、騒音、振動、水質）、ISO の基準値（振動）、EU の基準値（大気、排出ガス、水質）日本の基準値（騒音、振動、排水、水質、大気、JIS 振動）などであった。また、頻繁ではないが、シンガポールの基準値（騒音）、ケニアの環境基準値（南スーダンでは環境基準がないため隣国の基準を参照）、US EPA の基準値（水質）・ガイドライン（土壌侵食）、FAO 基準値（水質）なども確認された。1 港湾案件（No. 16）では IMO Convention for marine spill、港湾及び石炭火力発電案件 2 案件（No. 13, 16）では MARPOL Legislation for pollution prevention、1 空港案件（No. 51）では、International Civil Aviation Organization 基準値（騒音）、高速鉄道案件（No. 25）ではオーストラリア、ドイツ、イタリア、日本、オランダ・ノルウェー、スウェーデン、英国、米国の振動の基準値も参照されていた。非自発的住民移転の国際基準は、世銀の OP4. 12、ADB の SPS が参照されているケースが多かった。
- ・ 「2.7 環境社会配慮助言委員会による助言」に関しては、カテゴリ A 案件（全 41 件）全てに関し、助言委員会が適切に開催されていることを確認した。
⇒助言委員会各案件の環境助言委員会による助言対応状況は本報告書以下 2.2.2(4) に詳述する。
- ・ 100 案件中、全件で、JICA と実施機関の間で合意文書の締結が行われていた。
- ・ 合意した内容が不遵守であることを理由に協力事業を中止した事例は確認されなか

った。

(2) 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認

全案件について、公開されている情報については、相手国政府等から了解を得た上で公開している。

(3) 環境カテゴリ分類

(3.1) 環境カテゴリ分類の変更

レビュー調査対象案件 100 案件中、環境カテゴリ分類の変更が確認された案件は 3 件 (No. 25, 27, 63) であった。No. 25 は発電所のエンジニアリングサービスに係るコンポーネントが事業対象外となったこと (A→C)、No. 27 は相手国の実施した F/S 後の台風による洪水被害により、M/P、F/S が見直されたことに伴い大規模住民移転を伴うことが確認されたこと (B→A)、No. 63 は廃棄物最終処分場建設に係るコンポーネントが事業対象外となったこと (B→C) がカテゴリ変更の要因である。

(3.2) 開発計画調査型技術協力のカテゴリ分類の根拠の整理

レビュー対象案件 100 案件中、開発計画調査型技術協力は 8 件であった。カテゴリ A が 4 件、カテゴリ B が 3 件、カテゴリ C が 1 件であった。該当セクターは、農業セクター（大規模灌漑も含む）が 4 件、港湾、鉄道、電力、上水セクターがそれぞれ 1 件である。

(4) 助言対応状況

- ・ 2018 年 11 月の段階で、レビュー対象の 100 案件中、助言委員会が開催されたのは 41 案件であり、総助言数は 557 件であった。全 557 件のうち、550 件が協力準備調査報告書への反映（現在最終報告書作成中の 1 件については、反映する方向で対応中）や審査時の相手国等との確認・合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースについて後述の通り。また、事業実施段階に対する助言についても、対応がとられていることが確認された。本章末尾に、実施段階における助言への対応をまとめた別表（表 2-23）を添付する。
- ・ 助言が十分に反映されていなかった案件について、その要因は、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングでは EIA がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。このような状況は、3 案件 (No. 24, 28, 29) において確認された。
- ・ 3 件の詳細は以下の通り。
 - No. 024 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）では、EIA が ADB の支援で作成され、2010 年 9 月 14 日に自然資源・環境保全省 (MONRE) により承認済みであったが、助言委員会が 2011 年 2 月 16 日（水）（ワーキンググループ）、2011 年 3 月 4 日（金）（全体会合）であったため、EIA への助言反映は困難であった。
 - No. 028 カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業では、EIA は 2012 年 7 月付で作成されており、助言委員会は 2014 年 11 月 10 日実施（ワーキンググループ）、2014 年 12 月 1 日（全体会合助言確定）に開催されているため、EIA への反

映は確認されていない。

- No. 29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、2014 年 10 月 6 日付の助言委員会のコメント「EIA には「No population will be displaced due to this canal project」と記述されているが、RAP に基づくと実際には 138 世帯の非自発的住民移転が発生するため、EIA の記載については修正を求めること」は、EIA に反映されていない。相手国（州政府）では EIA（2014 年 3 月付）のレビュー・承認手続きが始まっていたため、助言の反映が間に合わなかったものと考えられる。
- ・ なお、上記 3 事例については、全て審査にて追加で確認・合意をおこなっている。

2.2.3 「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」に関する確認状況

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。なお、カテゴリ C は、GL 3.1.2 1. 及び 3.2.1(3) に基づき、カテゴリ分類以降の環境社会配慮の作業及び環境レビューは求められないため、レビュー対象 100 件中カテゴリ C の 10 件については本項の対象外とする。

- ・ 90 案件中、81 案件で代替案の検討が行われている（次項（2）に詳述）。
- ・ 100 案件中、7 案件が環境カテゴリ FI であった（No. 43, 56, 57, 58, 59, 60, 81）。これらのうち、全ての案件において、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認がされていた。レビュー調査実施時点では、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトが予定されていない（No. 43, 56, 57, 59, 60, 81）、もしくは、今後カテゴリ A と認定される案件がサブプロジェクトに含まれる場合は、事前に JICA の同意を得た上でカテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開融を行うことに合意している（No. 58）。
- ・ 協力準備調査の各種手続き（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議(Stakeholder Meeting、以下“SHM”)など）について、調査の実施が確認されたのは全 100 件中 67 案件である。
- ・ カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認については、環境チェックリストの作成は、対象となるカテゴリ B の 42 案件中、39 案件で確認された（作成のない案件は EIA 等他の文書での確認を行っている）。カテゴリ A 案件は EIA・RAP 報告書等により、チェックリストで確認すべき内容は網羅されていることを確認している。
- ・ レビュー対象 100 案件中、E/S 借款は 4 案件（No. 13, 23, 34, 55）あり、何れの案件も、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。なお、E/S 借款に環境社会配慮業務（EIA, RAP 等の作成支援またはレビュー、モニタリング実施支援業務等）は含まれている。No. 13 は環境社会影響のモニタリング支援、No. 23 は JICA GL に沿った EIA 案のレビュー及び補完調査（用地取得はなし）、No. 34 は EIA, RAP の作成支援（用地取得未着手）・工事未着工）、No. 55 は EIA 等作成支援が行われる予定である。
- ・ 「モニタリング結果の受領、公開状況」

⇒2.2.3(3)にて詳述する。

- ・ 第三者からのモニタリング結果の公開請求が実施機関に対してあったのはは 1 件 (No. 31) で、住民からモニタリングプロセスや結果について質問があり、回答を行っている。
- ・ 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離の有無及びその原因 (GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)

⇒2.2.3(6)にて詳述する。

- ・ 合意に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例は確認されなかった。
- ・ プロジェクトの重大な変更が生じた案件については、2 件が該当した。No. 4 では、後発事業である Zone B (フェーズ 2) 事業は、出資区域の拡大による「重大な変更」として、実施されている。No. 9 については、アクセス道路コンポーネントの設計変更が「重大な変更」とされた。
- ・ 外務省に協力の停止を提言した事例は確認されなかった。
- ・ 「3.4 開発計画調査型技術協力」に関しては、8 件 (No. 39, 40, 44, 45, 83, 84, 85, 89) が該当する。戦略的環境アセスメント (SEA) に係る SHM はカテゴリ C のため該当しない 1 件 (No. 89) を除く、7 件 (No. 39, 40, 44, 45, 83, 84, 85) で実施されている。

⇒開発計画調査型技術協力に関しては、別途整理して 2.2.3(8)にて詳述する。

(2) 代替案及びプロジェクトを実施しない案

- ・ 調査対象 100 案件のうち、カテゴリ A の 41 案件の全てで代替案の検討が行われている。また、カテゴリ B 案件においては、既存施設内の事業 (案件 No. 65, 66, 76) の例外的事例を除く 39 案件について、計 80 件で、代替案の検討が行われている。
- ・ カテゴリ A 案件においては、大半でプロジェクトを実施しない案が検討されている。例外として、他ドナー (ADB, アフリカ開発銀行) の支援により EIA が作成された協調融資案件では、プロジェクトを実施しない案は検討されなかった。
- ・ プロジェクトを実施しない案は、定性的に評価される案件が多く確認された。以下に、定性的な「プロジェクトを実施しない案」の事例、定量的な「プロジェクトを実施しない案」の例を示す。

表 2-3 定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

案 件 No.	案件名	定性的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
1	ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業	事業を実施しない場合、既存の古い型の発電所 (3 号機及び 8 号機) が稼働し続けることとなり、発電所周辺の大気質の状態は悪条件のままであり、また、施設の信頼性も低下し、事故等の発生の可能性も上昇する。
3	ウズベキスタン国 トゥラクルガン火力発電所建設事業	事業を実施しない場合、既存の老朽化した非効率な火力発電所が操業を続けることになるほか、増加する電力需要にも対応できない。
7	バングラディッシュ国 カチプール、メグナ、グムティ 第 2 橋建設及び既存橋改修事業)	事業を実施しない場合、深刻な渋滞が解消されず、それに伴う交通事故や環境汚染も軽減されない。

出典：JICA 調査団にて作成

表 2-4 定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例

案 件 No.	案件名	定量的評価を含むプロジェクトを実施しない案の事例
27	フィリピン国 洪水リスク管理事業(カガヤン・ デ・オロ川)	事業を実施しない場合、洪水リスク管理 2-5 年確率規模の洪水までが対応可能であり、本事業の目的とする 25 年確率規模の洪水には対応できない。

出典：JICA 調査団にて作成

- 代替案の検討内容の傾向については、発電所建設事業においては、複数のサイト案の検討に加えて、燃料や発電方式の比較が行われていた。道路・メトロなどのインフラ事業においては一般的に複数のルート案、ROW 幅、工法等の検討が行われていた。また、給水事業については、浄水所建設位置や取水位置、パイプラインのルート等のサイト案が検討されていた。以下に、具体的な代替案の事例を示す。

表 2-5 代替案の事例

案 件 No	セクター	案件名	代替案の事例
3	発電所	ウズベキスタン国 トゥラクルガン火力発電所 建設事業	・(発電所)プロジェクトを実施しない案、サイト選定、燃料、発電方式の代替案が、EIA または協力準備調査で検討されている。 ・(送電線)プロジェクトを実施しない案及び送電線を設置する高速道路(サイト選定)の代替案が EIA で検討されている。
14	道路	モザンビーク国 マンディンバーリシंगा間 道路改善事業	・既存道路の改善であるため、道路の線形及び道路用地 (ROW) 幅について、プロジェクトを実施しない案、工事影響範囲を考慮して見直した案、全法定道路用地を改変する案が検討されている。
53		パナマ国 首都圏都市交通 3 号線整 備事業(第一期)	メトロ3号線のルート選定は 2 案から、交通システム選定は 2 段階に分けて実施し、1 回目では可能性のあるすべての都市交通システムをリスト化し、メトロ庁と調査団で合意された 4 つの評価項目で評価し、絞り込んだ 6 つの交通システムを 2 回目の評価で検討。2 回目の評価では 10 個の比較項目を選定し、評価のプロセスの中で各オプションの技術的妥当性、コスト、スケジュール、需要、用地取得/住民移転、環境への影響の視点から分析が行われた。一連の協議と分析の後、結論としてルートはパンアメリカンルート、システムは跨座式モノレールが 3 号線に最もふさわしいシステムとして選定された。
79	上水道	ケニア国 ナロック給水拡張計画	プロジェクトを実施しない案と代替案 3 種類による比較検討を行い、工事施工の難易度(岩盤の有無)、浄水場建設用地面積、環境条件、維持費等の観点から妥当性を評価し、③が採用された。 ① 代替案 1 (F/S 調査報告書時点の案) 代替案 1 は、取水施設のみ既設中部浄水場から直線距離で約 5 km 上流に設置し、川沿いに口径 200mm の導水管を布設し、原水を既設中部浄水場まで自然流下で導水する計画である。 ② 代替案 2 代替案 2 は、既設中部浄水場横の将来水道施設拡張用地に新規の浄水場を建設し、既存の浄水場位置で新たに取水施設、浄水施設を建設する計画である。ただし、配水池は自然流下を考慮し、上流側に建設する計画である。 ③ 代替案(本計画採用案) 代替案 3 は、取水施設を既設中部浄水場から約 5km 上流に設置することは、F/S 調査報告書と同じであるが、本計画では新設北部浄水場及び配水池も上流側に計画し、自然流下のみで市内に配水する計画である。”

出典：JICA 調査団にて作成

(3) 環境・社会モニタリング情報の受領状況

環境・社会モニタリングの受領

- ・ 環境モニタリングについては、(カテゴリ C, F I, 開発調査型技術協力等を除き)対象が 77 件、うち環境モニタリング結果を受領している案件は 51 件、未着工のためモニタリング段階にない案件が 25 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。
- ・ 社会モニタリングについては、用地取得または住民移転がある案件が 45 件、うち社会モニタリング結果を受領しているのが 29 件、住民移転未開始につき社会モニタリング未実施が 15 件、情勢悪化による事業中断により確認できなかった案件が 1 件である。

(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 100 案件中、ES 借款の 4 件 (No. 13, 23, 34, 55) では、E/S 借款と並行して必要な環境社会配慮調査 (環境社会配慮文書作成支援、モニタリング実施支援等) が行われる。また、No. 13 は、ES 借款中に用地取得が行われ、アクセス道路の工事が開始された。用地取得前に国内法に基づき補償金が支払われたこと、補償金の過払いがあり一部補償金用口座が凍結されていること、工事未着工の地域では農業の継続が認められていること、LARAP に基づき職業訓練 (溶接工)、きのこ栽培推進、作業員としての雇用等の生計回復支援が提供されていること等を確認している。

(5) 環境・社会モニタリング情報の JICA ウェブサイトでの公開

- ・ レビュー対象案件中、環境モニタリング結果の JICA ウェブサイトでの公開合意がなされている案件は 45 件、その内工事が始まっている環境モニタリング対象は 29 件であり、情勢悪化のため事業が中断している 1 件 (No. 38) を除く全件の環境モニタリング結果が JICA ウェブサイトで公開されている。
- ・ レビュー対象案件中、社会モニタリング結果の JICA ウェブサイトでの公開合意がなされている案件は 16 件、そのうち、用地取得・住民移転が始まっている社会モニタリング対象は 10 件であり、情勢悪化のため事業が中断している 1 件 (No. 38) を除く全件の社会モニタリング結果が JICA ウェブサイトで公開されている。

(6) 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離

- ・ モニタリングにおいて環境レビュー段階で想定されていなかった影響が確認された場合に、レビュー結果とモニタリング結果に乖離があったとみなして整理した。レビュー対象案件中、モニタリングを実施中の案件のうち、5 件については乖離が見られた (No. 5, 6, 11, 24, 42)。これらの乖離は、GL 自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、例えば、EIA 段階では想定されていなかった事象の発生、相手国の実施機関・関係機関の運用能力の課題が原因であり、全件において実施機関が課題を確認し、対応していることを確認した。

(7) プロジェクトの重大な変更が生じた案件

- ・ レビュー対象案件 100 案件中、JICA の手続きとして重大な変更が生じた案件は 2 案件確認された。No. 4 「ティラワ経済特別区 (Class A 区域) 開発事業」では、同事業の後発事業である Zone B (フェーズ 2) 事業を出資区域の拡大による「重大な変更」とした。No. 9 「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (I)」については、アクセス道路コンポーネントの設計変更が「重大な変更」とされた。

(8) 開発計画調査型技術協力の環境社会配慮の実施状況

レビュー対象案件 100 案件中、開発計画調査型技術協力案件は 8 件であった。うち 1 件はカテゴリ C であるため、本項目の対象外とし、7 件のカテゴリ分類に応じた各段階での手続が下記の通り GL に沿って行われている。

- ・ スクリーニングは全 7 件について実施が確認された。
- ・ スコーピングについては、予備的スコーピングやスコーピング案を含むが全 7 件で実施されている。
- ・ JICA と相手国の協議は全件で確認された。
- ・ 合意文書や報告書の公開については、全 7 件で確認された。
- ・ 代替案の作成、SEA 段階の SHM は全 7 件で実施が確認された。具体的には、全ての案件においてプロジェクトを実施しない案の検討を含んだ代替案の検討が行われており、プロジェクト候補地・ルート of 代替案検討、開発シナリオ・戦略の代替案などが検討されていた。SEA 段階における SHM も全 7 件で実施が確認された。地域住民と開発の方向性に関し基本的な認識の共有を目的としたものや、M/P 計画案について説明、協議が実施されたものなど、MP 形成段階に実施されており、案件によって参加者の規模は異なるが（合計 101 名から 492 名など）1 段階の開催ではなく、M/P 策定段階に合わせて複数段階で開催されている案件が多かった。
- ・ 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認については No. 44 高速鉄道開発計画プロジェクトにおいて、用地取得対象農民（団体含む）より用地取得手続きにかかる抗議レターが複数接到しており、適宜事務所を通じて面談を実施の上、実施機関へ内容伝達・対応依頼を実施している。

2.2.4 別紙 1-別紙 6

(1) 全体の傾向

確認状況の概要を以下に整理する。なお、カテゴリ C 案件（No. 25, 61, 63, 82, 89, 90, 91, 96, 97, 100 の 10 案件）は環境レビューが省略されるため、以下の別紙 1-6 の相手国において求められる環境社会配慮に関する調査アイテムの確認対象から除外した。以下、残り 90 案件について、記載する。

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、90 案件全件で事前の検討がなされていることが確認された。影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認については、調査対象 90 案件のうち、カテゴリ A の全 41 案件、カテゴリ B の全 42 案件のうち 39 案件（既存の施設の改修事業である No. 65, 66, 76 以外）において、代替案の検討が行われている。

- ・ 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価を加えているか、に関しては、69 件で対応がとられており、対象外（中小企業支援事業、技プロ、カテゴリ FI 案件を指す）が 21 件であった。
- ・ 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認については、44 案件において

経済的内部収益率（EIRR）の計算に環境・社会費用・便益が含まれていた。例えば、No. 29 インド：レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、環境管理計画の実施等が事業費に含まれており、No. 35 ケニア：オルカリア V 地熱発電所では、環境管理対策、用地取得費用等事業費に含まれており、それぞれ EIRR が算出されている。また、46 案件は対象外である。対象外の内訳は、無償案件（カテゴリ C 除く 19 件）は EIRR 算出を行っておらず、7 件は FI 案件、7 件は開発調査型技術協力、3 件は技プロ、3 件は E/S 案件、6 件は中小企業支援案件である。

- ・ カテゴリ A・B 案件の合計 83 案件中、EIA/IEE、もしくは IEE レベルの調査（M/P 調査の SEA 含む）の実施は 76 案件で確認された。カテゴリ B のうち、当該国での規定がないため、EIA 等調査が実施されていない 7 件（貧困削減無償及び中小企業支援事業：No. 68, 92, 93, 94, 95, 98, 99）については、審査等を通じて情報収集を行っている。環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含めて独立の文書あるいは他の文書の一部として表されているかに関しては、全件で他の文書の一部あるいは独立した文書として対応されており、特に影響が大きいプロジェクトにおける環境影響評価報告書作成状況については、カテゴリ A の事業では全件作成されていることが確認された。
- ・ 「対策の検討」に関して、環境管理計画、モニタリング計画等の策定状況確認については、環境管理計画（EMP）を詳細設計段階で更新するよう申し送りが行われており、EMP、環境モニタリング計画（EMoP）の費用については、実施機関の管理費、コントラクターの契約金額の一部として計上されることが多く見られた。「検討する影響スコープ」において、JICA GL で挙げられている項目を網羅しているスコーピングが作成されている案件に関しては、82 案件で実施が確認された。（FI 案件 7 件については対象外。No. 85 は詳細計画策定調査にて実施を予定）
- ・ GHG 排出量の算出・評価の状況の確認については、90 案件中 19 案件で、FS などの JICA 報告書または EIA にて GHG 排出量の算出・定量評価が行われている（No. 6, 7, 8, 9, 10, 13, 14, 18, 20, 21, 35, 38, 41, 51, 53, 67, 70, 79, 95）。また、1 案件は協力準備調査が行われていない案件では、助言員会資料で別途報告されている案件もあった（No. 22）。例としては、発電、鉄道、道路、空港などの事業で GHG 排出量の算出がされていた。
- ・ カテゴリ A 案件の SHM の参加者を確認したところ、協議ごとの参加人数は、案件によってバラつきがあった。被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。500 人以上が参加した協議例など（No. 27）も確認されているが、意味ある参加を確保するため、資料を配布することや、実施スタッフの増員等の工夫を講じるなど補足的な工夫が行われていた。また、より多くの PAH の参加を促すため、また、PAH の理解を深めるため、当初の予定よりも協議の回数を増やすなどの事例（案件 No. 17, 32）も見られた。
- ・ 利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の意思等が十分に考慮されないリスクに対する対応策として、特定のグループのみを対象とした協議や FGD が開催された事例も複数確認された。例えば案件 No. 2 では、個別訪問によるインタビューや内職

で線香を作っている人々、川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象とした FGD を実施し、また案件 No. 32 では、非正規住民が多いコミュニティのみを対象にした協議を別途開催した。

- ・ 60 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認され、30 案件では開発調査型技術協力であることや既存施設内での事業実施のため社会的弱者への影響が特定されないなど対象外であった。配慮の内容としては、金銭面の補償に加えて、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が行われている。また、女性や若年層の優先雇用、女性への銀行口座の付与（女性が補償費を受け取れるための配慮）、身体障害者を移転先住居の 1 階に優先的に割り当てる等の配慮事例が見られた。
- ・ ステークホルダー分析のグッドプラクティス及び、外部からの指摘事項への対応状況、社会的弱者への配慮事例については、それぞれ本報告書の 2.2.4(9)、2.2.4(10)、2.2.4(11)に詳述した。
- ・ 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理は、本報告書以下第 4 章 GL 改定の論点（案）で整理する。なお、違法伐採に関しては、全件で確認されていない。
- ・ 「非自発的住民移転」への対応状況については、90 案件中、用地取得の発生する 44 件のうち、39 案件で RAP/ARAP が作成されていた。RAP/ARAP が作成されていない 5 件については、補償方針やステークホルダー協議の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意している。
- ・ 住民移転計画にかかる協議の実施は RAP/ARAP が作成された全 39 案件で確認された。
- ・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失への対応状況に関しては、回避・最小化の検討・実施について調査した結果、全 44 件で確認された。
- ・ 住民移転が発生する 36 案件のうち、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されている案件は 28 案件であった。住民移転が発生するが生計回復計画が作成されていない 8 案件は、セットバックあるいは近傍地への移転のため、生計への回復が想定されない案件、また調査の中で生計を喪失する住民がいないことが確認されている案件である。
- ・ 生活水準に関しては、現地調査を実施した 8 案件中生計回復が対象となる 5 案件について、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査を実施した。調査結果を以下に示す。

○ （案件 No. 5）インド：デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3

現地調査にて被影響住民の移転地を訪問し該当住民にインタビューを実施。移転先には医療施設や上水道関連施設等のインフラが整備され、生活環境には概ね満足している様子が確認された。また、生計回復支援策については、特段、インタビューした住民からは苦情は確認されなかった。また、既に移転が完了した移転先については外部モニタリングが実施されており、移転地の状況や生活環境に関して特段の不満は聞かれていない。

○ （案件 No. 13）インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業(E/S)

2016 年 10 月から 2018 年 8 月まで、300 人が「農業スキル系」「非農業スキル系」

の生計回復プログラムに参加し、引き続きプログラムが提供されている。また、アクセス道路や変電所用地以外では、農業の継続が認められている。

- (案件 No. 24) ベトナム：南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）
被影響住民の引っ越し先を訪問し該当住民にインタビューしたところ、移転後は以前より収入は良くなり、学校や病院に近くなったため生活しやすくなった等との声が聞かれた。また、生計回復支援策について何度も周知されたものの、特に関心がなかったため受けなかったとのこと。別の被影響住民は、移転により仕事は変わらなかったものの、自給自足に近い生活から食料等をマーケットで購入する生活に変わり、支出が増えた。これに対し、地元政府は副業の支援を提供しているとのこと。
- (案件 No. 36) ミャンマー：ティラワ地区インフラ開発事業(フェーズ1)
 - 港湾サブプロジェクト：実施機関からの説明によると、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニタリング実施に際し、PAH が補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し継続的な確認を要請している。
 - 電力サブプロジェクト（送電・変電所）：鉄塔部分の土地にかかる 2PAHs に対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている（住民との合意文書有）。鉄塔建設により損失する土地の面積は極めて限定的であるため生計への著しい影響は想定されないため、ALAP に記載されるモニタリング計画において、生計回復にかかるモニタリングの実施は含まれていない。
 - 電力サブプロジェクト（ガスパイプライン）：補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリング実施に当たり、3 世帯は移動性の高い耕作者として生計を営んでいたため、その後の追跡調査が困難であり、結果を入手できていない。
- (案件 No. 42) タンザニア：ケニア-タンザニア連系送電線事業
土地及び構造物等に対する補償が支払われ、補償金で代替農地を購入した者、農地はすでに十分あるためトラクター等の農業機材を購入したもの、村を出てシンギダ中心地に引っ越していった者等がいる。代替農地を購入していない世帯もあるが、これは ROW 外に十分な規模の農地を所有している、親戚等が所有する農地を利用可能、などが理由であり、代替農地の不足・補償金の不足が原因ではないことを確認済。
- (案件 No. 41) コスタリカ：グアナカステ地熱開発（ラス・パイラス II）
用地取得対象者 1 名が影響を受け、計画時には耕作はされておらず空地であったため、生計手段への影響はない。
- (案件 No. 43) 中南米カリブ諸国（コスタリカ）中南米省エネ・再生可能エネルギー事業
現地調査対象の太陽光発電サブプロジェクトにおいては、現地ビジネスオペレーターの所有する土地で実施しており、用地取得・住民移転が発生しない案件であるため、生計回復は該当しない。

- ・ 「苦情処理メカニズム」の整備状況に関しては、レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリ A、B の 44 案件のうち全件で計画に基づき苦情処理メカニズムが整備されている。これに加えて、住民移転が発生しない 11 案件で、工事中の騒音等を対象とした苦情処理メカニズムが設置されている。
⇒詳細は本報告書 2.2.4(23)に詳述する。
- ・ 「モニタリング計画の作成」の状況に関しては、90 件中、カテゴリ FI(仲介金融機関の環境社会配慮能力を審査するため個別サブプロジェクトのモニタリング計画作成を行わない)の 7 件を除く全件で、作成されていることが確認された。(開発調査型技術協力 8 件については、モニタリング計画骨子案の策定を行っている)
- ・ EIA の承認状況、現地での公開状況及び複製の可否に関しては、カテゴリ A のうち、ES 借款内 EIA の作成支援を行う 1 件 (No. 34) とマスタープランのみ実施する開発調査型技術協力 (No. 39, 40, 44, 45) を除く全件で対応されていることが確認された。また、EIA の言語について、全件でプロジェクトが実施される国の公用語または広く使用されている言語で作成されていることが確認された。
- ・ 複製の可否については、インターネットの普及が広まっていることから、インターネット上でも閲覧・複製可とする実施機関もあった。これまではインターネットの普及率が必ずしも高くないことや、費用がかかることからソフトコピーの公開よりもハードコピーの公開が重要視されてきているが、国によってはインターネット接続料が安価な国も増えてきている。
- ・ カテゴリ A 案件 (計 41 件) 中、EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認については、審査時まで確認済みである。
- ・ 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理に関しては、大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件計 6 案件 (No. 2, 7, 11, 27, 28, 38) 全件において EIA が作成されていた。
⇒本報告書 2.2.4(24)にて詳述する。
- ・ 別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示に関しては、「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性を確認した。
⇒本報告書 2.2.4(18)で詳述する。
- ・ 別紙 6 モニタリングを行う項目に関して、モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分において、カテゴリ FI の 7 件と開発調査型技術協力 7 件の 14 件を除く、76 件ではおおむね網羅されていた。
⇒生計回復のモニタリングに関しては、本報告書 2.2.4(19)で詳述する。

(2) 計画段階における環境・社会影響の調査・検討

計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、全件で対応が確認された。
(なお、中小企業支援事業、民間連携事業については対象外)

(3) 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討

調査対象 90 案件のうち、カテゴリ A の全 41 案件、カテゴリ B の全 42 案件のうち既存施設内の事業 (案件 No. 65, 66, 76) の例外的事例を除く 39 案件について、代替案の検討が行われている。これらの代替案の検討結果は、EIA/IEE および協力準備調査が実施され

ている場合は協力準備調査報告書に記載されている。

(4) 検討結果のプロジェクト計画への反映

代替案の検討が行われた 80 案件においては、技術面や費用、環境社会にかかる検討が行われ、環境社会影響が比較的小さい案件が採用されている。全般的に、用地取得と非自発的住民移転による影響が小さい案件を採用する傾向があった。

(5) 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているか

特に影響が大きいプロジェクトにおける環境影響評価報告書作成状況については、カテゴリ A の全件で EIA もしくは ESIA が作成されていることが確認された。この中には、相手国等では EIA の作成及び承認が法的には必要ないものの、JICA GL の要件を満たすために作成された事例（No. 32 インド・北東州道路網連結性改善事業 等）も含まれる。カテゴリ A 案件の場合、基本的には協力準備調査と平行して EIA 調査が実施されているが、ADB との協調融資である No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）およびアフリカ開発銀行との協調融資である No. 28 カメルーン・パチエンガーレナ間道路整備事業については、EIA は ADB/アフリカ開発銀行の支援により実施・承認済みであった。

(6) 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたか

レビュー対象案件のうち、案件固有の事情で設立された委員会等はなかった（用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外）。

(7) 先行評価の活用（ティアリング）

日本の「基本的事項」では、計画段階配慮事項（SEA）の代替案検討において、影響の回避・低減が検討された内容を、EIA 段階で整理することがティアリングとして求められている。

第四の一(5)「位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること」

また、世銀、IFC での取り組みについては確認できていない。

(8) 「不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響」に該当する事例

カテゴリ C（10 件）、カテゴリ FI（7 件）技協（3 件）、中小企業支援（4 件）、その他（1 件）の案件を除く、75 案件について分析した。

不可分一体の事業について、下記に示す JICA GL の定義に基づき、不可分一体事業が確認された案件は 4 案件であった。そのうち 1 件は、案件の一部を他ドナーが実施する協調融資案件である。

No. 35 ケニア・オルカリヤ V 地熱発電所では、坑井掘削は実施機関が実施するため不可分一体の事業とみなされた。実施機関から提供された坑井掘削事業の EIA を JICA がレビューし、JICA GL と乖離がないことを確認している。

不可分一体事業が特定されたレビュー対象案件の概要を表 2-6 示す。

表 2-6 不可分一体事業が特定された案件の概要

案件 No.	案件名	環境 カテゴリ	不可分一体の事業
19	チュニジア国 ラデス・コンバインド・サイクル 発電施設建設事業	A	ラデスⅢスイッチヤード事業
22	ウクライナ国 ボルトニッチ下水処理場改 修事業	A	現状で場内既存汚泥処分場に蓄積されている汚泥を、準備工 事であるコンポーネント 5(円借款対象外)により既存の場外処 分場へ搬出予定。汚泥とともに処分場周囲の土壌も併せて搬 出予定であるが、実際の汚染の有無、範囲、及び深度は審査 段階で不明。
28	カメルーン国 パチェンガーレナ間道路整 備事業	A	・本事業では、パチェンガーレナ間(263.6km)は 4 区間に分け られており、JICA はこのうち第 3 区間であるマンキンーヨコ間 (82.1km、以下「JICA 融資区間」)の道路舗装・建設を AfDB との 協調融資で実施する。JICA は第 3 区間(マンキンーヨコ間)を 融資対象区間として審査を実施した。本事業の他区間におい ては JICA 融資対象区間と不可分一体であることが想定され、 同区間の環境社会配慮確認状況を確認した、としている。
35	ケニア国 オルカリア V 地熱発電所	A	KenGen 資金で実施する地熱井の坑井掘削事業

出典：JICA 調査団にて作成

派生的・二次的影響について、分析対象となる 75 件のうち JICA GL の定義、派生的・二次
的な影響が特定された案件は 2 案件であった。

表 2-7 派生的・二次的な影響が特定された案件及び実施された緩和策

案件 No.	案件名	派生的・二次的な影響	対応
21	カンボジア国 国道 5 号線改修 事業(スレアム ーバタンバン及 びシンポニーボイ ペド間)(第一期)	DFR段階の助言委員会において、「本 事業の間接的・累積的影響として、道路 周辺の商店や家屋が増加することが予 測されることから、廃棄物減量化・適正 処理対策及び生活排水等による水質汚 濁対策を並行して進めていくよう、実施 機関を通じて関係機関へ問題提起して いく必要がある。」との指摘があった。	指摘の懸念される影響については、「廃棄物 減量化・適正処理対策及び生活排水等による 水質汚濁対策の重要性」を最終報告書に記 述するとともに、審査時に実施機関を通じて関 係機関への問題提起を行っている。
41	コスタリカ国 グアナカステ地 熱開発(ラス・パ イラス II)	・コスタリカの EIA 手続に関する一般規 定及び EIA 手続の技術マニュアルに て、「環境影響調査は事業立地地域の 環境特性を考慮して事業実施区域(AP: Area of the Project or directly affected)、直接影響調査区域(DIA: Direct Influence Area)及び間接影 響調査区域(AII: Indirect Influence Area)を設定して実施するこ と」と規定しているため、協力準備調査・ EIA では、ラス・パイラス地熱地域発電 所プロジェクトの間接影響調査区域は、 ICE の判断により、プロジェクト実施区 域の単西約 12 km に位置するクルバン ディ集落と設定された(面積は約 3.7km ²)。	道路の建設は終了。 導水管路建設は約 8 割終了(仕様の管轄政 府の承認が遅れたため、現在も工事中)。 その他の社会プログラムとしては、下記が完了 している(住民聞き取り結果)。 学校の教室の追加建設、バス停の建設、歩道 の建設、ヘルスセンターの電力システム改 善、サッカー場のフェンス設置、デイケアセン ターの遊び場へのソーラーランプ設置。

案件 No.	案件名	派生的・二次的な影響	対応
		・発電所施設等の存在による道路の整備、維持管理や、住民への社会サービス提供等の正の影響	

出典：JICA 調査団にて作成

累積的影響について、分析対象 75 案件中、下記に示す JICA GL の定義に基づき、累積的影響が特定された案件は 2 案件であった。累積的影響が特定された 2 案件のセクターは、発電であった。発電セクターに該当する 2 案件に関しては、既存の発電に加え、本事業が実施されることによる、生物多様性の保全、大気、水質、騒音、土壌、廃棄物等への累積影響が想定された。2 案件の詳細を表 2-8 に示す。

表 2-8 累積的影響が特定された案件と実施された緩和策

案件 No.	案件名	累積的影響	実施された緩和策
19	チュニジア国 ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	供用後の大気質、水質に関して、既設発電所との累積的影響	既存発電所の影響も含めた大気拡散シミュレーションの結果、現地国及び IFC 基準を超えない見込みであるため、また温排水拡散シミュレーションの結果、希少種であるアマモへの影響が想定されないとし、追加の緩和策は計画されていない。
35	ケニア国 オルカリア V 地熱発電所	本事業はフェーズ 5 であることから、同エリアでのこれまで影響を踏まえた今後の開発による累積的影響を検討。	既存の発電所の影響も含めたシミュレーションの結果、大気・騒音について、WHO の基準値を超過する可能性が指摘されている。影響を及ぼす可能性がある地域に居住する住民はフェーズ 4 までで移転対象となっているため、特段の緩和策はとられていないが、モニタリングを継続する計画となっている。

出典：JICA 調査団にて作成

(9) 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」及びその周辺に該当する事例

レビュー対象案件 90 案件中、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の中で実施された事例はなかった。また、同地域が周辺に存在する案件は 7 案件確認された。これらを整理した結果を表 2-9 に示す。

現地調査を実施した、No. 5 インド・デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3 においては、既に部分供用を開始しており、野鳥保護区近くを通過する際には警笛を鳴らすなど、バードストライク対策が実施されていることが確認できた。また、No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）の事業地は、生物圏保護区であるカンゾーマングローブ保護林から約 12 km 北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯（バッファエリア）を通過するが、国内法上、移行帯における開発事業の実施は許可されている。本事業ではマングローブの植林が実施され、再植林されたマングローブは再植林後から供用後 3 年目まで定期的（年 1 回）にモニタリングが実施される予定である。No. 35 ケニア・オルカリア V 地熱発電所は、工事が既に開始されており、動物を巻き込む事故や景観等に

関するモニタリングが実施されている。他の 2 案件についてはいずれも工事着工前であり、保全措置の計画及びモニタリング計画は準備されている。

表 2-9 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の周辺に位置する案件の詳細

案件 No	案件名	「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」及びその周辺に該当する根拠及び確認結果
5	インド国 デリー 高速輸 送システム建設 事業フェーズ 3	・保護区や自然林等指定した地域はプロジェクトサイトに含まれていない。野鳥保護区近郊を通過する箇所があるため、バードストライク回避のために周辺で警笛を鳴らす等の緩和策がとられる
18	カンボジア国 国道 5 号線改 修事業(プレッ クダムスレ アマム間) (I)	・事業対象地北側にトンレサップ生物圏類区(TSBR)があり、国道5号はインフラ建設が可能であるゾーン1に隣接する。コアエリアからは離れており、工事の許可は不要。 ・文化:文化遺産・遺跡はない。
21	カンボジア国 国道 5 号線改 修事業(スレ アマムバッタ ンバン間及び シソポナーポ イペト間)(第 一期)	・事業対象地北側にトンレサップ生物圏類区(TSBR)があり、国道5号はインフラ建設が可能であるゾーン1に隣接する。トンレサップ湖は東南アジアで最大の淡水湖であり、周辺の浸水林は世界的にも野生生物保全やリサーチ対象として重要な存在である。国道 5 号線の Right of Way (ROW)は既に農業や居住地として土地利用が進んでおり、本事業が保護区を通過することはない。MOE と JICA 調査団の協議の中で、国道 5 号線の ROW は TSBR を通過しないと確認された。Pursat Bypass は TSBR の Zone1 (transition zone)を通るが、開発行為は禁止されていない。水資源・気象省(MOWRAM)から、既存の灌漑施設や水質への影響に配慮して本事業をすすめること、とする公式文書が発行された。本事業のために ESIA 以外に追加で許認可を取る必要はない
24	ベトナム国 南北高速道路 建設事業(ベン ルックローン タン間)	UNESCO の生物圏保存地域に認定されているカンゾーマングローブ保護林(中心帯)から約 12km 北に位置する。本事業は同保護林周辺の移行帯を通過するが、移行帯における都市化は許可されており、本事業実施についても郡人民委員会及び同保護林管理委員会から承認済みである。また、本事業地内、及び周辺には稀少種等は存在しない。
35	ケニア国 オルカリア V 地 熱発電所	・事業実施予定地域はヘルズゲート国立公園に近接している。車両の速度規制やパイプラインのデザインにより野生動物の生息への影響を緩和する。国立公園内の道路の一部にパイプラインが設置されるが、Kenya Wildlife Service (KWS)との覚書に従い新たな改変は想定されない。ヘルズゲート国立公園における地熱資源開発ライセンスの関連性について確認し、オルカリア V の地熱開発に問題がないことを確認済。 ・ロンゴノット山国立公園も近隣に位置するため、管轄の KWS がヘルズゲート国立公園の Ecosystem Management Plan を作成、KenGen は同プランを守って地熱開発を行う必要がある。また、ヘルズゲート国立公園、ロンゴノット山国立公園については地熱開発にかかる覚書が署名されている。
41	コスタリカ国 グアナカステ地 熱開発(ラス・ パイラス II)	・プロジェクト実施区域及び追加施設計画地はリンコン・デ・ラ・ビエハ国立公園に隣接している。なお、同公園は UNESCO 世界遺産であるグアナカステ保護区(ACG)の一部である。 ・事業対象地は、文化保護のために指定された地域ではないが、ラスパイラス II の発電所サイトでは、工事中に西暦 800 年頃に作られたペトログリフ(石製の地図の一種)が発見されている。発見された石は埋蔵物調査実施後、文化財として国立博物館に移設されており、1 つは今後の工事での関係者の注意を喚起するために発電所サイトに展示されている。
42	タンザニア国 ケニア-タンザ ニア連系送電 線事業	本事業対象地域は、国立公園や重要鳥類保護地域(Important Birds Areas)等の周辺に位置する野生動物管理区(Wildlife Management Area) 及び狩猟統制区域(Game Controlled Area)を通過する。これらの地区内での事業の実施につき、国内法上、EIA 承認以外の特別な許認可制度はないが、事業実施前に管轄する天然資源・観光省及び管理区権限者である村落との SHM を実施し承諾を得ている。

出典：JICA 調査団にて作成

(10) 「重要な自然生息地」に該当する事例

レビュー対象案件中、事業実施区域に重要な自然生息地¹が存在する事業が 5 案件確認された。これら 5 案件が重要な自然生息地に該当する根拠及び確認結果は下表に示すとおりである。いずれの案件についても、著しい転換・劣化を伴うものではなく、保全計画策やモニタリング等の対策が計画されている。

5 案件のうち既に工事が始まっているのは 2 件（No. 12 と 16）であり、環境モニタリングが実施・公開されている。No. 12 フィリピン・新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業では、生物多様性保全計画が策定され、2018 年 6 月より 10 万本以上の苗木を準備し事業対象地域（17 の都市や自治体）での植栽が実施されている。No. 16 バヌアツ国ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業においては、サンゴ礁への影響を継続的にモニタリングしつつオフセットの試みが行われている。また、No. 29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、フェーズ 1 時に作成された Wildlife Management Plan に基づき、フェーズ 2 用計画を現在作成中であり、同プランによる緩和策の実施が予定されていることを確認された。他 2 件の事業はいずれも環境モニタリング実施前であるが、保全措置の計画及びモニタリング計画の準備が行われている。

表 2-10 重要な自然生息地に該当すると考えられる根拠及び確認結果

案件 No.	国名及び案件名	重要な自然生息地に該当する根拠及び確認結果
12	フィリピン国 新ボホール空港建設 及び持続可能型環境 保全事業 (工事中)	事業対象地及びその周辺に国立公園や保護区等は存在しないが、生物多様性調査報告書によると、事業実施区域には自然植生が残存しており、同区域にはフィリピン国法令により貴重種に指定されている保護種が 2 種生育している。また、事業地内には法令で保護されているココナツや実のなる樹木も存在していると考えられる [参考] Vitex parviflora(シソ科ハマゴウ属) IUCN ステータス VU Diospyros pilosathera(カキノキ属) IUCN ステータス なし
16	バヌアツ国 ポートビラ港ラペタ シ国際多目的埠頭 整備事業 (工事中)	本案件は、埋立予定地には塊状サンゴ 127 群体、枝状サンゴ約 20m ² が確認されているが、代替案の比較検討を行い、適切な緩和策を設定することによって、事業実施地の妥当性を確認している。 (継続的なモニタリング等の対応を実施している)

¹ JICA GL FAQ によると、世界銀行のセーフガードポリシー、ならびに国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードの定義を参考に、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられる。また、重要な森林は、重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものとの認識がある。重要な自然生息地とは、
1. 生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。

(1) 国際自然保護連合（International Union for the Conservation of Nature:IUCN）のレッドリストにおける「絶滅危惧 IA 類（CR）」及び「絶滅危惧 IB 類（EN）」に該当する種にとって特に重要な生息地 (2) 地域固有種及び／または生息地域限定種にとって特に重要な生息地 (3) 回遊性種及び／または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地 (4) きわめて危機的な及び／または独特な生態系 (5) 重要な進化のプロセスに関連している地域

2. 上記 1 項で規定する地域以外の類例として、例えば、伝統的地域コミュニティによって保護されるべき存在として定義される地域。

案件 No.	国名及び案件名	重要な自然生息地に該当する根拠及び確認結果
20	エルサルバドル国 サンミゲル市パイパス建設事業	事業サイトにおいて確認された 61 科目 147 種の植物のうち、1 種 (Lonchocarpus phaseolifolius) が IUCN Red List of Threatened Species (2011) for El Salvador による「critically endangered」(絶滅危惧 IA 類) に分類されているが、適切な植樹等の緩和策がとられる。
33	インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)	本事業の一部が、バードライフ・インターナショナルが指定する Important Bird Area に当たる干潟(Mahul-Sewri Creek)を通過するが、本事業はフラミンゴ等鳥類の生息地に著しい影響を与えるものではなく、また鳥類に配慮した橋梁形式や遮音壁等の緩和策を実施することにより、自然環境への望ましくない影響は重大でないと想定される。長期的で効果的なモニタリングと評価を実施する。
40	パラグアイ国 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト	「調査対象地の一部は湿地帯や氾濫原であり、IUCN 上の絶滅危惧第二種(VU 種)等が生息する。同地域は保護区域となっているが、その後パラグアイ政府と JICA との協議において、F/S 対象地域外として整理された。保護区が JICA 協力による FS 対象地域から外れる可能性が高い。

出典：JICA 調査団にて作成

(11) 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」が変更された事例

ガイドライン運用見直し第 6 回にて、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要があるとの提言が出された。これを受けて、レビュー対象案件から当該事例の有無を確認したが、該当する案件は特定されなかった。

(12) 自然生息地について「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面から配慮した事例

第 2 回、6 回運用見直し時の提言を踏まえ、自然生息地について「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面から配慮した事例をレビュー対象案件において確認したが、該当する事例は特定されなかった。参考になる事例として、案件 No. 41 では、プロジェクトサイトに隣接する国立公園が地域の観光資源であり、水源であるため、国立公園の保全を管轄している SINAC 及び実施機関が協力して保全活動を進めているが、一方でコミュニティーの環境意識を高めるために環境教育に力を入れたり、彼らがガイドになれるよう育成もしている。

(13) 住民協議での住民のコメントの計画への反映状況

住民協議の議事録に基づき、住民協議で受領した参加者からの実施機関へのコメントを計画に反映した事例の概要を下表で整理した。90 案件中、住民協議が必要で実施した案件が 70 件であった(カテ F I : 6 件 [No. 43 はサブプロジェクトでの実施を本調査にて確認]、カテ B のうち、既存の施設内で改修等の実施を行う事業 [技プロ、中小企業支援事業のうち案件化調査] の 10 件、マスタープラン実施のみの開発調査型技術協力 4 件を除く)。残りの住民協議を実施していない案件は、30 件であり、これらは開発調査で別途 SEA 段階の協議が行われている案件、今後実施予定となっているカテゴリ B 案件 (E/S 及び無償)、カテゴリ B 案件、カテゴリ C 案件、カテゴリ FI 案件であった。対象となる 70 案件において、主に住民協議でだされたコメントや意見の該当とその反映状況について以下に抜粋する。

表 2-11 住民協議のコメントが反映された事例の概要

案件 No.	案件名	コメント	反映結果
3	ウズベキスタン国 トゥラクルガン火力発電所 建設事業	どれくらいの雇用が生まれるか。	若年層の雇用等が、事業計画に反映されている
5	インド国 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	土木工事による騒音影響、安全や交通渋滞についての懸念が示されたほか、供用時の車両運行時に女性や高齢者といった社会的弱者への配慮を行うよう指摘	騒音の緩和策、安全、Traffic Management Plan での渋滞の緩和、高齢者や障害者への配慮などはプロジェクトで対応検討されている。
10	フィリピン国 中部ルソン接続高速道路建設事業	道路からの雨水排水の流れが勢いよく土地に流れ込む懸念	道路からの雨水排水により状態が悪化しないように、溝や垂直排水路などの対策が設計に組み込まれている。
16	バヌアツ国 ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業	工事によるゴミや濁りのインフィラ集落への流入	汚濁防止膜の設置
17	ベトナム国 ハノイ市環状 3 号線整備事業(マイジックータンロン南間)	高架橋の設計変更後におこなわれた住民協議で、騒音への懸念について指摘あり。	遮音壁の設置が計画に反映された。
20	エルサルバドル国 サンミゲル市バイパス建設事業	バイパスの幅、街灯設置、学校への影響、情報提供等	学校への影響を避けるためにバイパスの位置を 130m 程移動した。また、家畜の横断のために暗渠を導入、Rio Grande de San Miguel と Taisihuat 川を渡る橋梁に歩道を設置した等の PAPs 及び現地ステークホルダーの意見が反映された
41	コスタリカ国 グアナカステ地熱開発(ラス・パイラス II)	a) ICE のラグーン(排水処理曝気槽)の汚水への懸念・検査依頼 b) 共同水道の建設にかかる依頼。 c) クルバンディコミュニティの住民の優先雇用 d) コミュニティインフラ建設への協力依頼(子供向け講義用ダイニングルーム建設、多目的ホール建設、幼稚園の施設の改善、スポーツ広場の証明・芝生の灌漑のための井戸建設、学校の拡張、道路改善及び ICE 関連車両への安全運転遵守の徹底) e) 森林伐採や木材の使用による懸念・除去される木材での家具作成提案。 f) 噴気帯は枯れるまたは減少するの か。 g) 地域の緊急計画の有無。 h) プラントの運転に使用する燃料による土壌汚染の可能性 i) ICE への相談するためのアクセスの確保(物理的に農園の私有地を通らないといけなので自由にアクセスできない)	a) 既にモニタリングが実施されている。 b) EMP で飲料水の導水管路建設予算が計上されている。 c) 既に対応していると回答有。環境モニタリングで地域雇用者についてモニタリングしている。 d) 道路の整備、安全対策(スピードバンプの設置、看板の設置、速度測定)を対応済み。 e) 伐採については回答済。住民から提案された伐採木を用いた家具作成は当時検討の上、実施されなかったと確認している。 f) 本地域の掘削井は 1km 以上も深い抗井であるため噴気帯は枯れることはないと考えられると回答済。 g) 地域の緊急計画は策定されていないが、供用後の安全衛生環境計画(Plan de Salud Ocupacional Planta Geotérmica Las Pailas)が策定されている。 h) プラントは完全に密閉されたシステムで稼働しているため、トラブルの可能性はないとされている。 i) 四半期ごとにコミュニティと会議を行っていたり、環境社会配慮にかかる質問・苦情などがある場合に使用する専用のフリーダイヤルを通知するなど、コミュニティが ICE へ相談す

案件 No.	案件名	コメント	反映結果
			る機会を確保している。
42	タンザニア国 ケニア-タンザニア連系送 電線事業	事業による雇用創出への期待、公平な補償、補償の決定方法や支払い形態、土地の喪失	地元の労働者を活用する方針であることを説明しており、現地調査にて専門技能を必要としない現場作業には現地住民を多く雇用しており、コントラクターの事務所等の事務作業に関しては女性も雇用していることを確認。土地の喪失、補償については、RAPが策定されており、代替ルート検討による影響最小化、緩和策として補償方針などが含まれており、モニタリングも計画されている。
51	エジプト国 ボルグ・エル・アラブ 国際 空港拡張事業	アクセス道路の改修	アレクサンドリア砂漠道路、アレクサンドリア市、ボルグエルアラブ市からのアクセス道路を改修する。
64	ラオス国 小水力発電計画	a) この地域の地質特性から、雨期には道路や河岸沿いに地滑りが発生する。これがナム・ウー川の堆砂や河川の濁りの原因となっている。このプロジェクトへの影響はないか。(住民) b) プロジェクトにより、上流の水田などの洪水被害が増えることはないか。(住民) c) プロジェクトがなかった過去においても、自然災害として洪水被害が生じているが、今後の洪水被害がプロジェクトのせいになされることはないか？(住民) d) 建設業者は、建設に際して、周辺環境への負荷を低減する努力をすること。また、プロジェクト区域内の洪水を排水する施設建設に要する資金を確保すること(郡公共事業局)。	a) 上流域の開墾地でサトウキビ畑への転換が促進されており、これが土砂崩壊・河川の濁りの原因の一つとなっている。これらを規制予定と回答。環境チェックリストの(4)地形地質では、(i)ダム湖による土砂等の捕捉により、下流域への土砂流入量が減少、河床低下、土壌侵食等の可能性、また、ダム湖への土砂の堆積による貯水池の容量減少、上流域の河床上昇、土壌堆積の可能性については、「流れ込み式水力発電で、ダム湖/貯水池は、造成されない。」と評価結果が記載されており、(ii)計画地周辺の地形・地質構造の大規模な改変の可能性については、「小規模の堰堤であり、かつ、流路変更区域が少ないので、地形・地質等へ与える悪影響は無い。」と評価結果が記載されている。 b) 影響を極力抑えるよう計画すると回答。その後、検討結果を踏まえて、小水力発電所建設事業で建設される取水堰の影響で、洪水(冠水)の確立が高まる周辺水田に対して、補償が行われる。100年に1度の確立で発生する洪水(設計洪水頻度)により、河川沿いの水田 2.66ha が冠水すると予測され、これらの水田に対し、国内法に基づき穀物補償が行われることになっている。 c) どのような影響が出るか、設計の段階に確認すると回答。また、前述のとおり洪水(冠水)の影響の可能性が想定されている。 d) 周辺環境への負荷を低減する努力に関しては、了承。洪水の排水が必要となる事案は生じないと考えるが、万が一、具体的な事案が発生した場合は、県・郡で検討すると回答。上記 a)のとおり洪水時の排水施設や

案件 No.	案件名	コメント	反映結果
			資金にかかる記載は、協力準備調査にて負の影響として特定されていないが、ソフトコンポーネントの活動として、洪水時、洪水後、故障時等異常時のトラブルシューティングを含む運転維持管理マニュアルの作成・実施機関職員への指導が計画されている。

出典：JICA 調査団にて作成

(14) 災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応例

第 7 回 運用見直し WG【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】において、プロジェクトと災害の関係については、①プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合、②プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発）、③プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進）が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくないことが提言された。これを受けて、レビュー対象案件から上記①～③に該当する案件の有無を確認したところ、①プロジェクトがプロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高めるに該当するケースとして、以下の 2 案件が確認された。②、③に該当するケースは確認されなかった。

表 2-12 プロジェクトがプロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合

案件 No.	案件名	概要
14	モザンビーク国 マンディンバーリシ ンガ間道路改善事業	山間部における盛土及び切土によって土壌流出が生じるリスクが指摘されており、蛇簾や植生による対策の必要性について指摘がなされている。（協力準備調査報告書） また、ESMP において、必要に応じ土壌流出対策のための適切な緩和策をとることが定められている。
35	ケニア国 オルカリア V 地熱 発電所事業	起伏の激しく、地盤が弱い箇所で盛土及び切土を行うことにより、地滑りや土壌【どじょう】クリープが発生する可能性について指摘がなされている。（ESIA） また、ESMP において、必要に応じて擁壁の設置や、バリケード及び危険を知らせる看板の設置などの緩和策をとることが定められている。

(15) コンサルテーション・ステークホルダー分析のグッドプラクティスと課題

現地ステークホルダーとの協議について、レビュー対象のカテゴリ A 案件のうち、EIA の作成を JICA が支援している案件については、基本的にスコーピング段階および EIA の DFR 段階で協議が実施されている。No. 24 ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）および No. 28 カメルーン・バチエンガーレナ間道路整備事業の協調融資では、JICA 支援計画開始前に EIA が作成済みであり、ADB や AfDB 支援で適切なコンサルテーションが実施されたことを審査時に確認している。また、同じく EIA が事前に作成、承認済みであった No. 16 バヌアツ・ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業では、EIA 作成時の SHM の出席者が援助機関（AusAID、JICA）、政府機関、自治体に限定されていたため、協力準備調査の実施中に二回の SHM を実施している。

レビュー対象案件から、コンサルテーションの好事例が確認できた案件を整理した結果は表 2-13 に示すとおりである。これらは全て、計画段階における住民協議の実施状況から抽出したものである。コンサルテーションの好事例として、ステークホルダーが可能な限り SHM に参加できるように、開催回数や開催場所を多く設定しきめ細やかに SHM を実施している事例や、開催日時・場所等を事前協議している事例があった。また、SHM で意見を効果的に把握するために、住民協議に加えてフォーカスグループディスカッション（Focus Group Discussion、以下“FGD”）等の実施や専門集団の参画を求めている事例も確認された。またいくつかの案件は個別の要因（例えば、前フェーズの経験を踏まえて住民の理解が円滑な事業実施に不可欠であることを実施機関が強く認識していたことや、州等行政区の政策・経験上社会開発の重要性が強く根付いていたこと等）が確認されている。

表 2-13 コンサルテーションの好事例概要

案件 No	案件名	内容
1	ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業	【SHM の追加実施】 当初計画の SHM を実施した結果、情報が不十分であると判断し、追加インタビュー及び追加 SHM を実施
2	スリランカ国 ケラニ河新橋建設事業	【住民意見の計画への反映】 EIA や RAP 作成過程において様々な手段による SHM を複数回実施し、日雇い労働や零細自営業者に対する支援を生計回復計画に盛り込む、工法の再検討により 25 件の家屋移転を回避、などが実現 【多様な会議形態】 住民協議に加え、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、ケラニ川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象とした FGD も実施
5	インド国 デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	【開催日時、場所等の事前協議】 開催日時、場所等について、該当地区の住民福祉協会、商店主協会と事前協議を実施 【多様な会議形態】 アライメント沿いでの非公式説明会、住民グループ、商店、スラム居住者などとの FGD などを実施
7	バングラデシュ国 カチプール、メグナ、グムティ第 2 橋 建設及び既存橋改修事業	【多様な会議形態】 PAPs の要求事項の詳細把握や補償費、補償過程や補償費算出のために様々なステークホルダーと複数回のコンサルテーションを実施
11	フィリピン国 パッシング・マリキナ川河川改修事業 (III)	【多様な主体(専門集団等)の参画】 パッシング川再生委員会などの関係機関や NGO などから 27 名が参加
16	パヌアツ国 ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠 頭整備事業	【多様な主体(専門集団等)の参画】 関連する政府機関、自治体、部族長、海運業者、湾の利用者(漁業関係者、石油会社、リゾート、ホテル・観光業者)、NGO を特定し、招待
17	ベトナム国 ハノイ市環状 3 号線整備事業(マイ ジックータンロン南間)	【SHM の追加実施】 住民からの要望に答えて説明会の開催回数を追加
23	バングラデシュ国 ジャムナ鉄道専用橋建設事業(ES)	【きめ細やかな SHM の実施】 2017 年 6 月から 83 回のコンサルテーション(住民協議、FGD、一対一の面談)を実施
24	ベトナム国 南北高速道路建設事業(ベンルッ クローンタイン間)	【多様な会議形態】 女性世帯や障害者世帯など社会的弱者を含む世帯に対しては別途協議を設けて特別支援の説明を実施

案件 No	案件名	内容
26	インド国 ムンバイメトロ 3 号線建設事業	【多様な会議形態】 非公式の説明会、公衆説明会、FGD、個別面談を実施
29	インド国 レンガリ灌漑事業(フェーズ2)	【きめ細やかな SHM の実施】 2012 年 10 月～2013 年 11 月の間に 507 村を対象に 132 地点において開催
31	インド国 アーメダバード・メトロ事業(第一期)	【多様な会議形態】 市レベルでの説明会の開催に向けて、戸別訪問から居住区毎の説明会、FGD 等を段階的に経て実施
32	インド国 北東州道路網連結性改善事業(フェーズ1)(第一期)	【SHM の追加実施】 住民からの要望に答えて説明会の開催回数を追加 【きめ細やかな SHM の実施】 非正規住民が多いベンガリコミュニティを対象にした協議を別途開催 【住民意見の計画への反映】 住宅密集地での大規模住民移転を避けるため、主要な 4 村落については既存道路の拡幅ではなくバイパス新設で対応
33	インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)	【多様な会議形態】 RAP に関して非公式なグループ説明会、ステークホルダーミーティング、FGD(住民、商業者、スラム住民を含む)、社会経済調査を通じた個別面談、主要な情報提供者との議論の手順で実施

出典：JICA 調査団にて作成

2019 年 1 月 11 日の助言委員会での中間報告書案の説明後に、助言委員会から受領したコメントのとおり、コンサルテーションの好事例に加えて、課題についても確認した。下表に記載されたレビュー対象案件 2 件は助言委員会にて課題として協議された事例である。

表 2-14 コンサルテーションの課題事例の概要

案件 No	案件名	内容
6	バングラデシュ国 ダッカ都市交通整備事業(I)	女性の参加人数が少なすぎることや住民のリーダーのみならず全員に情報がいきわたる仕組みが必要。
33	インド国 ムンバイ湾横断道路建設事業(第一期)	漁業関係者への前広な協議の開催にかかる留意事項。 なお、参考情報であるが、漁業への影響については、他の案件の論点案でも多く扱われていた。

出典：JICA 調査団にて作成

レビュー対象案件のカテゴリ A 案件のうち、EIA や RAP が作成されている案件について、それぞれ EIA/RAP/EIA・RAP 共同開催の SHM の 1 回当たりにおける参加者人数を確認した。

- ・ EIA に関する SHM は、10 人以上 100 人未満の規模で開催された件数が最も多い(約 72%)。一回に 300 人以上が参加した住民協議は 5 件(4 案件)あり、特に案件 No. 27 では、参加者が 700 人を超える住民協議が 2 回開催されている。
- ・ RAP に関する SHM では、半数弱(約 42%)が 10 人以上 50 人未満規模で開催されており、全体の約 73%が 100 人未満の規模で開催されている。
- ・ 対象案件のうち 12 件で、EIA と RAP の SHM が同時開催されていたこともあり、参加人数について EIA と RAP で大きな違いは見られないが、別々に開催されたケースでは、RAP に関する SHM のほうが一回の参加人数が少ない傾向にある。
- ・ 対象住民が広範囲にわたって存在する線形インフラの 5 案件(案件

No. 8, 18, 21, 29, 32, 44) については、RAP に関する SHM が 10 箇所以上に分けて開催されている。

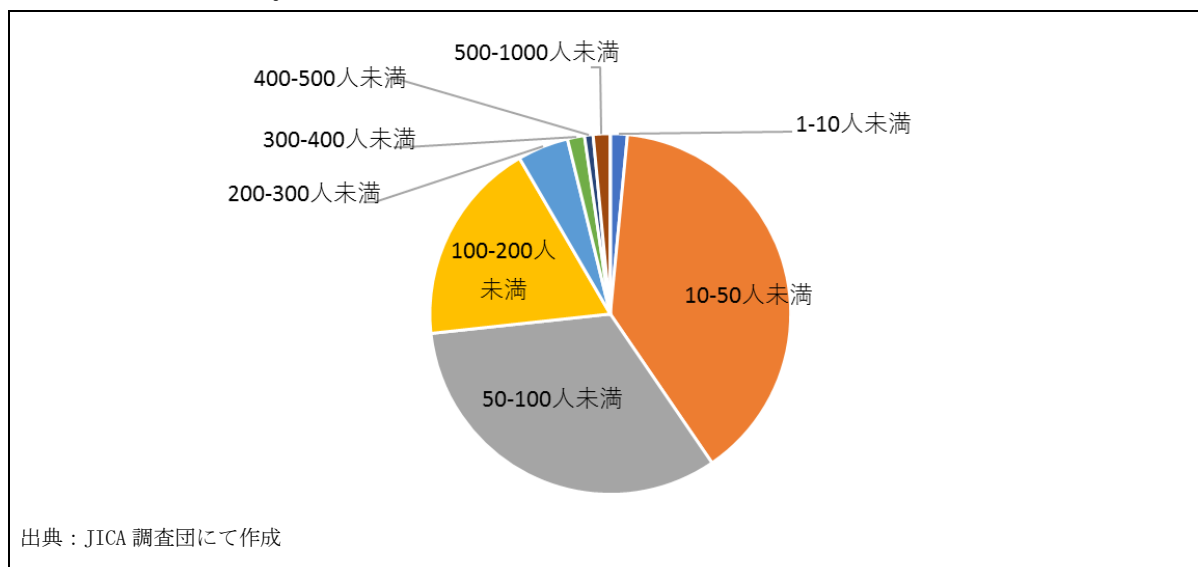


図 2-3 カテゴリー A 案件の EIA に関する SHM 参加者人数の割合

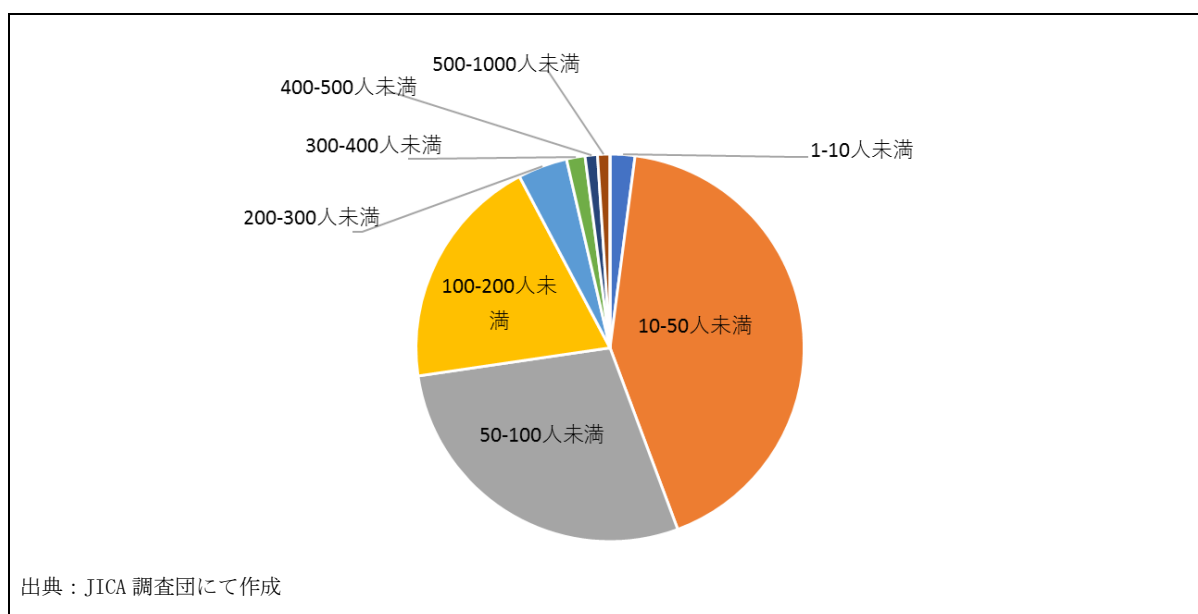


図 2-4 カテゴリー A 案件の RAP に関する SHM 参加者人数の割合

また、複数回の SHM が開催されている案件については、SHM の参加最小・最大人数についても確認した。

- ・ 同じ案件でも、開催回ごとに参加者の人数に大きな違いがある案件があるが、これは FGD 等の少人数を対象とした協議と、より広範な SHM を行っていることが理由である。
- ・ 案件 No. 27 洪水リスク管理事業（カガヤン・デ・オロ川）では、EIA/RAP の SHM が合計 5 回開催され、うち 2 回で参加人数が 700 人を超えている。これは、台風「センドン」の被害の記憶も新しく河川改修事業への関心が高かったことや、SHM が人口の多いカガヤン・デ・オロ市で開催されたことが理由と考えられる。

- ・ 被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。特に線形インフラ案件では、工業団地開発等と比べて被影響住民が広範囲に存在するため、一回の人数が少なくなったとしても、住民がアクセスしやすい場所で複数回の協議を開催することが望ましいと考えられる。また、一箇所に被影響住民が集中している事例においても、被影響住民が多い場合は複数回に分けて開催する、あるいは広い会場で開催する場合には、プロジェクターが参加者全員に見えない場合も考えられるので、資料を配布することや、実施スタッフの増員等を講じるなどの工夫が見られた。また、質疑応答の時間にも限りがあることから、個別説明や小さなグループでの協議を行う等の側面支援によって、参加者の意見を吸い上げるための、フォローアップが必要である。
- ・ ステークホルダー分析の手法としては、マトリックス、ダイアグラム、ブレインストーミング等、様々な手法を適用している事例が見られた。例えば、プロジェクトの早期段階において、関係者でブレインストーミングを行い、①プロジェクトに影響を与える、もしくは権限を持った人、②プロジェクトの成功・失敗に関心・興味があるもしくは影響がある人の観点から事業のステークホルダーを洗い出す作業が実施された案件がある。マトリックスやダイアグラムなども、こうして洗い出されたステークホルダー同士の力関係や利害関係を整理して理解するのに役立つ手法である。ステークホルダー分析の実施が確認されたのは全件中 16 件であった。これらの事例は表 2-15 に示すとおりである。なお、No. 1 ウズベキスタン・ナボイ火力発電所近代化事業及び No. 3 同国トゥラクルガン火力発電所建設事業については、ステークホルダーの特定のために環境影響範囲に係る数値計算結果を活用した事例が見られた。ステークホルダー分析の段階で環境影響範囲の推定に必要なデータ（気象条件等の環境情報）が得られる場合には、有効な検討手法と考えられる。

表 2-15 ステークホルダー分析の事例（多様な手法を適用した事例）

案件 No	案件名	内容
7	バングラデシュ国 カチプール、メグナ、グムティ 第 2 橋建設及び既存橋改修 事業	マトリックス、ダイアグラム、ブレインストーミング、FGD、パブリックコンサルテーションを実施
9	バングラデシュ国 マタバリ超々臨界圧石炭火 力発電事業(I)	同上
15	エジプト国 カイロ地下鉄四号線第一期 整備事業	ブレインストーミングを実施
26	インド国 ムンバイメトロ 3 号線建設事 業	非公式な説明会→公衆説明会→FGD→個別面談→重要事項に係る議論と面談→PAPs の意見等の共有といった手順で実施されている。
29	インド国 レンガリ灌漑事業(フェーズ 2)	EIA、SIA、Rehabilitation & Resettlement Plan を実施する際には、ステークホルダーが参加型農村調査法 (Participatory Rural Appraisal, PRA)、マッピング、マトリックス、ダイアグラム FGD、村会議、1 対 1 の協議などで特定される。
31	インド国 アーメダバード・メトロ事業	直接影響及び間接影響を考慮し、個別面談、公衆説明、FGD、関係機関との協議を通じて実施された。

案件 No	案件名	内容
	(第一期)	
40	パラグアイ国 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト	ステークホルダー分析は、地元の農牧省農業普及局 (DEAg) 事務所、地方自治体、地方自治体の調査、地方住民との相談により実施した。ステークホルダーは公的部門、民間部門および社会的組織にカテゴリ分けされた。
41	コスタリカ国 グアナカステ地熱開発 (ラス・パイラス II)	コスタリカの EIA 法に従って、直接影響区域、間接影響区域が特定される、また、ステークホルダーは通常住民を代表する教育委員会、コミュニティの Development Association に相談してステークホルダーを特定している。
49	ミャンマー国 ヤンゴン都市圏上水整備事業	実施機関である YCDC と協議の上、実施。

出典：JICA 調査団にて作成

(16) 環境社会配慮上の好事例

前述でコンサルテーションの好事例についてまとめているが、ここではレビュー対象案件以外の環境社会配慮上の全般的な好事例についてまとめる。

表 2-16 環境社会配慮上の好事例の概要

No	案件名	内容
1	スリランカ国 コロンボ都市公共交通システム導入事業	代替案検討においては、環境社会配慮、アクセス、需要、技術面等の様々な観点から懸案となり得るポイントを選定し、入念な検討を行った。本事業は、スリジャヤワルダナ鳥類保全区及びタランガマ環境保護区に4接する地域を通過することから、当該保護・保全区の法的な位置づけや境界線の確認、また SHM 及び代替案検討を入念に重ねて対応の検討を行い、結果、当該保護・保全区として定められた領域を通過しないルートを選定した。スリランカで宗教的な価値があるとされる菩提樹や宗教施設に配慮したルートの検討も行っている。
2	スリランカ国 コロンボ都市公共交通システム導入事業	緩和策の設定に際し、本事業により伐採される樹木の代償措置として、地元の大学研究者や当該地域の環境に順応しやすい樹木を植栽する等の検討が行われたこと。
3	ケニア国 ナイロビ高架橋建設・道路改良事業	本事業に係る環境モニタリング計画案に想定されるコストが明示化されている点が、より確実な環境モニタリング報告のための対策として評価でき、環境モニタリング報告の実施をより発展ないし充実させるためには、環境モニタリング計画の各項目の実施を裏付ける予算の明示が有用であると考えられるとのコメントがあった。

出典：JICA 調査団にて作成

(17) 外部からの指摘事項への対応

調査対象案件の環境社会配慮について、外部から実施機関への指摘があった事例が 4 件あった。

表 2-17 外部からの実施機関への指摘の概要

案件 No	案件名	事例
6	バングラデシュ国 ダッカ都市交通整備事業 (I)	EIA 段階では想定されていなかった water logging (地下水位の上昇による湛水化) の問題が、北側のデボの周辺住民から指摘された。排水用の水路をひく等の対策により、解決済み。
9	バングラデシュ国 マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 (I)	事業地の近隣コミュニティでの浸水害や事業地近隣の河川の堆砂と、実施機関による補償・生計回復支援の遅れ、プロジェクト関係車両の頻繁な往来による住民の安全問題などについて NGO (JACSES) より指摘を受けた。
13	インドネシア国 インドラマユ石炭火力発電事業 (E/S)	2017 年 9 月に NGO よりレビュー調査に係る要請を受領している。017 年 9 月以降、NGO より累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の指摘がなされている。

案件 No	案件名	事例
19	チュニジア国 ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業	大気汚染物質 (NOx、SOx) の発生が外部から指摘されているが、既に EIA にて緩和策が取られている。

出典：JICA 調査団にて作成

また、5 件の異議申し立てが JICA に申請されており、2 案件（案件 No. 4, 84）について JICA 異議申し立て審査役による調査が実施されている。どちらについても GL 不遵守の事実は確認されなかったが、審査役が GL の理念等を踏まえた対応を促進するために問題解決に向けた助言を行っている。

表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要

受付日	案件 No.	国名・案件名	現在の状況
2017 年 5 月 16 日	83	モザンビーク ナカラ回廊農業開発マスター プラン策定支援プロジェクト	予備調査 2017 年 5 月 17 日～7 月 3 日 調査期間 2017 年 7 月 4 日～11 月 1 日 調査報告書 2017 年 11 月 1 日 事業担当部署からの意見書 2017 年 12 月 1 日 理事長から事業担当部署への指示 2018 年 3 月 2 日 当事者からの意見書 2018 年 5 月 21 日
2015 年 9 月 7 日	26	インド ムンバイメトロ 3 号線建設事業	予備調査 2015 年 9 月 8 日～10 月 6 日
2015 年 5 月 25 日	12	フィリピン 新ボホール空港建設及び持続 可能型環境保全事業	予備調査 2015 年 5 月 26 日～6 月 26 日
2015 年 2 月 10 日	26	インド ムンバイメトロ 3 号線建設事業	予備調査 2015 年 2 月 11 日～3 月 10 日
2014 年 10 月 28 日	－ (レビュー 対象外)	ベトナム ハノイ市都市鉄道建設事業 (ナムタンロン-チャンフンダオ 間(2 号線))	予備調査 2014 年 10 月 29 日～12 月 4 日
2014 年 6 月 6 日	4	ミャンマー ティラワ経済特別区(Class A 区域)開発事業	予備調査 2014 年 6 月 7 日～7 月 4 日 調査期間 2014 年 7 月 5 日～11 月 4 日 調査報告書 2014 年 11 月 4 日 事業担当部署からの意見書 2014 年 12 月 1 日

出典：JICA HP <https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

(18) レビュー対象案件の社会的弱者への配慮の整理

90 案件中 60 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。一部の無償案件、技協、中小企業支援、その他 (No. 98～100 の民間連携業務)、FI 案件では、案件の特性から対象外としている。インフラ案件で対象外となった事例として、既存の施設内での事業であるため対象外となっている案件が複数確認された。

社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。その他、特徴的な配慮が見られた事例を表 2-19 に示す。社会的弱者への金銭以外の配慮の計画として、就業訓練・技能訓練機会の提供、雇用支援、雇用機会の提供、移転先住居への配慮が見られた。更に、特定の社会的弱者を対象とした金銭以外の支援策は、女性の優先雇用、女性への銀行口座の付与（女性が補償費を受け取れるための配慮）、身体障害者を移転先住居の 1 階に優先的に割り当てる等の配慮が計画され

ていた。

表 2-19 社会的弱者への配慮の計画の事例

案件 No	案件名	事例
1	ウズベキスタン国 ウズベキスタンナボイ火力 発電所近代化事業	社会的弱者に関する調査が実施され、国内ルールに則り、公的生計回復プログラム受講支援、職業訓練・雇用機会の提供、そして支援金の支払いが行われる。(社会的弱者:女性世帯主、身体障害者、貧困層、老人等、影響を受けやすい世帯は 11 世帯)
5	インド国 デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3	・ステークホルダー会議議事録では、非正規占有者や小規模商店も参加し、意見が出されている。 ・住民協議における意見の中には法的権利を有さない被影響住民に対して、建物の補償を求めるものがあり、損失資産に対する補償・支援方針に反映されている。
7	バングラデシュ国 カチプール、メグナ、グム ティ第 2 橋建設及び既存 橋改修事業	・10,000 タカ/世帯の特別手当、影響を受ける資産への補償、工事労働者として優先的に雇用など(短期的対策)。 ・LIPP に基づき、技能訓練など(長期的対策)。
8	カンボジア国 国道 5 号線改修事業(パッ タンバンーシンポン間)	特に影響を受ける脆弱な世帯に対しては以下の配慮が示されている。生計回復支援プログラム(IRP)の実施、資金援助(1回USD100相当等)、土地をもたない世帯には、無償で土地を譲渡等の配慮が計画されている。
10	フィリピン国 中部ルソン接続高速道路 建設事業	RAP では、社会的弱者への現金支給、訓練提供等の特別支援が計画されている。
11	フィリピン国 パッシング-マリキナ川河川 改修事業(III)	RAP の中で社会的弱者(貧困、土地の権利を有しない者、宗教的なマイノリティー、女性、子供、老人、障害者)が定義され、エンタイトルメントマトリクスに「貧困・社会的弱者世帯への支援策」が明示されている。本事業では、被影響世帯全員が非正規住民のため、全員が社会的弱者として扱われている。
15	エジプト国 カイロ地下鉄四号線第一期 整備事業	RPF にて、貧困層に対して事業による雇用の支援(職業訓練を含む)および社会保障局が提供するサービスの受給支援を規定している。RAP(2018 年 5 月)においても同様の検討内容となっている。
18	カンボジア国 国道 5 号線改修事業(プレ ックダムーヌスレアマム 間)(I)	・60 歳以上の世帯、寡婦、障害者、土地不所持、貧困家庭(カンボジア国内貧困ラインは「一人当たりの収入が月 20 ドル以下」、国内貧困ラインは Ministry of Planning により設定/更新される)が事業対象地における社会的弱者世帯として認識された。 ・社会的弱者として 640 世帯が該当。(60 歳以上の世帯:373 世帯、寡婦:278 世帯、障害者:19 世帯、 土地不所持:111 世帯、貧困家庭:37 世帯 ※重複有) ・社会的弱者を生計回復プログラムの対象とするほか、Cash assistance としてそれぞれ 100ドルが世帯ごとに支給される。
20	エルサルバドル国 サンミゲル市バイパス建設 事業	社会的弱者として認識された、事業対象地における 10 歳以下の子ども、出産適齢期の女性、お年寄り、障害者等、自身で家を立てることが困難な人々は、建設会社を通して家を立てる選択肢が与えられる。
21	カンボジア国 国道 5 号線改修事業(スレ アマムーバタンバン間 及びシンボンーポイペト間) (第一期)	60 歳以上の世帯、寡婦、障害者、土地不所持、貧困家庭(カンボジア国内貧困ラインは「一人当たりの収入が月 20 ドル以下」)が事業対象地における社会的弱者世帯として認識された。DMS 実施時に情報はアップデートされる。Cash assistance としてそれぞれ 100ドルが世帯ごとに支給される。」とある。また、これら社会的弱者世帯は、「プロジェクトで甚大な影響を被る人及び移転世帯」とともに、生計回復プロジェクトの対象者となっている。
23	バングラデシュ国 ジャムナ鉄道専用橋建設 事業(ES)	ES コンサルタントが社会的弱者配慮として、女性等の社会的弱者を対象にフォーカスグループディスカッションの開催支援及び計画へ反映する作業を実施中。
24	ベトナム国 南北高速道路建設事業 (ベンルックーロンタイ ン間)	以下の弱者への支援がエンタイトルメントマトリクスに含まれている。 ・政府規定に沿った追加の支援金 ・家屋の建設、生計回復にかかる追加の支援の提供

案 件 No	案件名	事例
27	フィリピン国 洪水リスク管理事業(カガ ヤン・デ・オロ川)	・女性や障害者に対しては、職業訓練や就職支援が提供される。 ・高齢者に対しては、コミュニティや近隣住民が支援できるようなプログラムを実施する。 ・障害者に関しては、コミュニティの施設にて研修、雇用、物品販売等による収入確保の支援が行われる。
29	インド国 レンガリ灌漑事業(フェー ズ2)	・RAP では Scheduled Tribes (ST)/SC である PAP との協議は FGD を実施している ・RAP 調査中に女性に聞き取りを行っている。 ・オディシャ州において ST/SC を対象に一般的に実施されている The Tribal Sub-Plan Approach などの活動を本事業でも継続して実施していくことなど。
30	フィリピン国 南北通勤線鉄道事業(マロ ロス-ツツバン)	迷惑料の支払いとともに、移転前や最中に、特別な支援や医療ケアが必要な人に対して各 LGUs が看護師、ソーシャル・ワーカーを派遣する(総額 10,000 ペソ)。
31	インド国 アーメダバード・メロ事業 (第一期)	・影響を受ける社会的に脆弱な世帯に対して、1 名が職業訓練の機会が提供される。研修に必要な費用(移動や食費を含む)も支払われる。 ・移転先住居について、障害者には1階を優先的に割り当てる。 ・隔離された集落の住民は隣人を選択可能にする等の配慮を行う ・非識字者等のために視覚的な情報提供を行う。
32	インド国 北東州道路網連結性改善 事業(フェーズ1)(第一期)	プロジェクトの様々な段階において、女性への配慮がなされている。 ・RAP 及び改善計画実施機関の現場チームに少なくとも女性が一人は含まれるようにする。 ・女性が本事業の活動に参画でき、RAP の一部として、利益を享受できるようにする。 ・RAP 実施機関は、女性が ID カード、銀行口座を作り、自らの名義で補償を受け取れるようにする。 ・社会的弱者として女性が代替の生計手段を得られるよう支援する。 ・モニタリングにおいて、女性が評価に参画し、女性の視点が反映されるようにする。 ・道路工事に関して、男女共から雇用される。大部分は家からの通勤になることが想定されるが、もし工事現場の宿泊施設に泊まる場合、性的暴力や嫌がらせが起こらないよう、必要な措置を行う。
33	インド国 ムンバイ湾横断道路建設 事業(第一期)	・障害者には移転先の 1 階を優先的に選択可能とする。 ・地域運用ファンド(初期投資支援、その他ローン)の優先融資
34	インドネシア国 ジャカルタ都市高速鉄道 東西線事業(ES)	・OP4. 12 及び非自発的住民移転ハンドブック(世界銀行、2004 年)に記載されている育児年齢の女性、老人及び障害者、子供等を社会的弱者と定義し、社会的弱者に対して現金による補償、移転先アパートやキオスクの提供。
41	コスタリカ国 グアナカステ地熱開発(ラ ス・パイラス II)	住民協議の際には、特に女性の参加促進を考慮し開催日時を決定している。
42	タンザニア国 ケニアータンザニア連系送 電線事業	・少数民族向けの計画として VPP(Vulnerable People Plan)が策定されており、JICA ウェブサイトで公開済。 ・VPP の策定に際し、FPIC の協議が実施されている。 ・Barbaig 族の墓を移転対象としない、文化的に重要な意味を持つ蛇を工事で殺さないように指導、工事中に割礼儀式が中断されないように配慮する、など。
49	ミャンマー国 ヤンゴン都市圏上水整備 事業	住民協議に女性が参加し発言の機会を得ている。
52	バングラデシュ国 天然ガス効率化事業	ARAP において、社会的弱者(世帯主が高齢者、障害者、女性の世帯等)への特別な配慮、生計回復支援の実施が検討されている。
53	パナマ国	脆弱性のある人々(女性、子ども、高齢者、障害者): □ 健康、教育、障害者

案件 No	案件名	事例
	首都圏都市交通 3 号線整備事業(第一期)	への支援、心理的支援等、PAPs の必要性に基づくプログラムの提供
57	バングラデシュ国 母子保健および保健システム改善事業	・本事業は、主に貧困層が利用する公的医療施設をターゲットとした機材整備を実施しサービス向上を図ることから、貧困層の保健改善に配慮する。 ・妊産婦が安全に出産できる環境整備を支援する
62	カンボジア国 洪水対策支援計画	簡易 RAP における方針の中で、「社会的弱者に対する特別な支援を実施する」旨の記載がある。また、エンタイトルメントマトリックスの中で、本事業により影響を受ける社会的弱者(女性が世帯主の世帯、老人、障害者、貧困世帯)への金銭的保証として、100USD/世帯の支払いが定められている。
72	ガーナ国 アクラ中心部電力供給強化計画	被影響住民のうち社会的弱者(世界銀行の貧困ライン以下、世帯主が高齢者、身体的障害を持つ者)に対して、社会的弱者補償費として追加の金銭的支援を行う。
73	ウガンダ国 ウガンダ北部グル市内道路改修計画	・特に学校周辺においては通学を妨げないように、学童の歩行スペースを設ける、工事現場における児童労働の禁止を徹底する。 ・苦情処理システムを通じて、ジェンダーおよび子どもの権利に係る問題をモニタリングする。
75	モーリタニア国 ヌアディブ漁港拡張整備計画	・浚渫予定地の廃屋を利用し干物作りを行う人々(10 名程度)がいる。これら干物製造者は社会的弱者と認められている。 ・工事中の代替地での作業、あるいは代替的な生計手段の確保、供用時には、以前と同様の収入が得られているか確認される予定
79	ケニア国 ナロック給水拡張計画	・女性や子供の水くみ労働軽減
80	ルワンダ国 ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	被影響住民のうち社会的弱者(障害者、孤児、65 歳以上)に対しては、査定や補償費支払い手続きなどに際して配慮する。また、雇用機会を優先する。
81	フィリピン国 台風ヨランダ災害復旧復興計画	・貧困削減促進:本事業を通じた災害復旧の効率化・円滑化により、“Build Back Better”のコンセプトに沿った復興が促進され、地域の経済成長および貧困削減に寄与する。 ・社会開発促進:学校の建物においては、身障者用トイレや 2 階へ上がるためのスロープといった障害者に配慮した設備を含めたものとする。
86	エルサルバドル国 公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ II	エルサルバドルでは、道路工事に参加している女性も多く、女性用の更衣室、トイレ等も用意される等の配慮がなされている。本プロジェクトにおいても、先方政府のジェンダーに対する取り組みを考慮した上で実施するものとする。
87	バングラデシュ国 住民参加による統合水資源開発のための能力向上プロジェクト	貧困削減:女性等社会的弱者の組織に対して、優先的に小規模(軽微)な建設や維持管理事業実施を委託する LCS (Labour Contracting Society) という仕組みを適用予定。 ジェンダー配慮: ・LGED における” Gender Equality Strategy and Action Plans 2008-2015” に基づいてジェンダー平等を達成するための取組み対象となっている。 ・C/P となる IWRM ユニットには、常勤の Sociologist としてジェンダーと開発分野の専門家が配置される予定。 ・UDCC、WMCA においてはそれぞれの人選の規定において、3 名以上の女性が選定されることで、女性たちの声が反映されるような仕組みが整備されている。

出典: JICA 調査団にて作成

なお、社会的弱者のうち、特にジェンダー、子供の権利に係る助言への対応について主なものは下表のとおりである。

表 2-20 ジェンダー、子供の権利にかかる助言への対応

No.	案件名	助言内容	助言対応結果
1	7. バングラデシュ国 カチプール、メグナ、 グムティ第 2 橋建設 及び既存橋改修事 業	子供の就労は、JICA 事業 においてもバングラデシュ 国内法においても認められ ていないが、工事の実施に あたって子供の就労が分 かった場合に保護者や雇 用者に対して行われるコン サルテーションの具体的内 容を報告書に記載すること。	EIA 報告書第 8 章 13) 項に、保護者や雇用者に対し て行われるコンサルテーションの具体的内容として、 以下を追記。 (1) 児童の就学支援 (2) 保護者の就職支援(サイトでの雇用を含む) (3) マイクロクレジットの斡旋、 (4) 支援団体(NGO 等)への紹介等
2	9. マタバリ超々臨 界圧石炭火力発電 事業(I)	児童労働が行われないよう に、実施機関が適切な措 置を講じることを報告書に 記載すること。	児童と労使契約を結ばないこと、定期的にパトロール して児童労働が行われていないことを確認すること で、実施機関と合意。建設期間中は実施機関及び建 設業者が、発電所運転中は実施機関が主体となり、 パトロールを行っている。
3	12. フィリピン国 新ボホール空港建 設及び持続可能型 環境保全事業	SHM におけるジェンダーバ ランスの方針と結果を最終 報告書に記載すること。ま た、この方針を今後も行わ れる SHM に適用すること。	SHM におけるジェンダーバランスの方針と結果を FR に 記載済。 なお 2012 年 4 月に実施した移転対象住民に対する 住民説明(今後、空港建設に伴い移転が必要なことを 周知することが目的)では、参加者 54 名中 34 名が女 性であったことを確認。
4	19. チュニジア国 ラデス・コンバインド・ サイクル発電施設建 設事業	女性や社会的弱者の参加 や計画に対して彼らの発 言が担保され、また、彼ら の発言や意見が計画に反 映されている様子につい て、現在のDFRの記載内 容から見いだすのが困難 なため、追加情報(男女別 の参加者数を含む)をドラ フトファイナルレポートに記 載すること。	SHM 開催に関する以下の情報をドラフトファイナルレポ ートに反映。 ① 男女別参加者数 ② 女性の発言状況 ③ 実施機関による参加者(特に女性)を増やす努力 およびその結果 また、チュニジアにおける女性や社会的弱者の参画 や計画に対する発言状況についても確認し、ドラフト ファイナルレポートに反映。
5	29. インド国 レンガリ灌漑事業(フ ェーズ2)	SHM におけるジェンダーお よび社会的弱者への配慮 については、確認できてい る内容を環境レビュー方針 の確認済事項に記載する こと。	オディシャ州 Pani Panchayat Act 2008(水利組合法) によって、水利組合は 33%の女性の参加が義務付 けられるなどジェンダーに配慮し運営。また、用地取 得・住民移転対象の寡婦世帯を社会的弱者とみなし、 農業技術トレーニングの一環として、供用後に生計回 復プログラムを実施予定。
6	32. インド国 北東州道路網連結 性改善事業(フェー ズ1)(第一期)	工事に伴い発生する雇用 機会のうち、女性でもで きる仕事については優先的 に女性を雇用することを FR に記述すること。	FR に以下のとおり記述。 「工事に伴い発生する雇用機会のうち、女性でもで きる仕事については優先的に女性を雇用する。」(12 章 6, 7 節)
7		今後、SHM において女性の 意見が十分反映されるよう 配慮することをFRに記述す ること。	FR に以下のとおり記述。 「RAP 実施段階の SHM でも、女性の意見が十分反映さ れるよう女性団体等の参加に配慮する。」(12 章 6, 7 節)

出典：JICA 調査団にて作成

(19) 環境レビュー段階とモニタリング段階における被影響住民数の変化

レビュー対象案件の中で、非自発的住民移転が生じる案件は 39 件であり、これらすべての案件で環境レビューの結果として移転住民数が示されていた。また、そのうち、モニタリング段階における移転住民数は 32 案件で確認されている。残り 7 案件 (No. 15, 21, 30, 50, 53, 73, 78) は用地取得・住民移転が未だ始まっていないため、モニタリングを開始

していない。

非自発的住民移転が生じる 37 案件の中で、移転住民数が増加しているものが 7 件、減少しているものが 4 案件であった。移転住民数が増加した理由としては、詳細設計段階で行われた設計変更や、詳細センサス調査による影響を与える範囲の明確化が挙げられる。なお、モニタリングの結果に、住居の移転は伴わないが用地取得により影響を受ける住民数が含まれていた案件については、表 2-21 にその旨明記した。

表 2-21 環境レビューとモニタリング段階で被影響住民数に増減がある案件とその理由

案 件 No.	案件名	環境レビュー の結果(注)	モニタリング の結果	被影響住民数の増減理由
2	スリランカ国 ケラニ河新橋建設 事業	1,797 人	1,741 人	詳細設計段階で行われた設計変更に基づき、減少した。
5	インド国 デリー 高速輸送シ ステム建設事業フ ェーズ 3	543 世帯 (1,373 人)	337 世帯 (604 人)	詳細設計段階で行われた設計変更に基づき、減少した。
6	バングラデシュ国 ダッカ都市交通整 備事業(I)	1,040 人	1,154 人	詳細設計に基づき行われた詳細センサス調査の結果により、新たに移転対象となる住民が確認されたため、増加した。
9	バングラデシュ国 マタパリ超々 臨界 石炭火力発電事業 (I)	2,361 人	2,156 人	詳細設計段階で行われた設計変更に基づき、減少した。
14	モザンビーク国 マンディンバーリシ ンガ間道路改善事 業	157 世帯 (983 人)	187 世帯 (1,082 人)	詳細設計に基づき行われた詳細センサス調査の結果により、新たに移転対象となる世帯が確認されたため、増加した。
18	カンボジア国 国道 5 号線改修事 業(プレックダム ースレアマム間)	1,072 世帯	1,370 世帯	実施機関からは、詳細設計段階で道路敷幅の取り方の変更が確認され、移転対象となる世帯が増加した旨の説明があった。詳細について確認中。
21	カンボジア国 国道 5 号線改修事 業(スレアマムー バットンバン間及 びシソポナーボイ ペト間)	810 世帯	773 世帯	詳細設計段階で行われた設計変更に基づき、減少した。
26	インド国 ムンバイ Metro 3 号 線建設事業	2,744 世帯 (6,867 人)	2,888 世帯 (7,273 人)	詳細設計に基づき行われた詳細センサス調査の結果により、新たに移転対象となる世帯が確認されたため、増加した。
31	インド国 アーメダバード・メ トロ事業(第一期)	533 世帯 (2,132 人)	595 世帯 (2,380 人)	詳細設計段階で行われた駅等の設計変更に基づき、詳細センサス調査を実施した結果、新たに移転対象となる世帯が確認されたため、増加した。
33	インド国 ムンバイ湾横断道 路建設事業(第一 期)	282 世帯 (1,272 人)	322 世帯 (1,332 人)	詳細設計に基づき行われた詳細センサス調査の結果により、新たに移転対象となる世帯が確認されたため、増加した。
52	バングラデシュ国 天然ガス効率化事 業	140 人	177 人	詳細設計に基づき行われた詳細センサス調査の結果により、移転対象者が増加した。

注：環境レビューの結果として示している人数は、全て物理的移転住民数。

出典：JICA 調査団にて作成

(21) 補償の再取得価格について言及がされている案件

住民移転が発生する 37 案件中、全件で RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。

(22) 苦情処理メカニズムが設立されている案件

レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリ A、B の 44 案件のうち 43 案件で苦情処理メカニズムが整備されている。残る 1 案件（案件 No. 34）については、ES 借款のため対象外とする。これに加えて、住民移転が発生しない 11 案件で、工事中の騒音等を対象とした苦情処理メカニズムが設置されている

苦情処理メカニズムは住民がアクセスしやすい村落レベルから地方自治体レベル、さらにその上位の県や省レベルと、様々な段階での窓口が設置され、解決しなければより上位のメカニズムを活用できる仕組みが一般的である。また、多くの案件では、苦情処理メカニズムの裁定に不服の場合、住民は司法プロセスでの解決を求めることも認められている（苦情処理メカニズムへの参加は、他の手段での問題解決を試みることを妨げない）。本調査対象案件のレビューを通じ、当該国の既存の司法プロセスとは別の事業独自の苦情処理メカニズムの設立（既存の司法プロセスが手続きに時間を要し、必ずしも現地住民に信頼されているとは限らない等の理由による）、苦情処理委員会への被影響住民や女性、部族代表、NGO 等の参画、苦情処理メカニズムの利用性の向上が確認された。

(23) IPP の作成状況

IPP は、森林案件で作成された実績が比較的多い。今回のレビュー対象案件では、先住民居住区等への影響が確認されたのは 3 件（No. 32, 42, 44）であった。先住民の存在が確認されたのは No. 32 インド・北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）で、事業対象地域には世銀 OP4.10 の「先住民」の定義に該当する Scheduled Tribe（指定部族：ST）が存在する。JICA GL では、世銀の OP4.10 に準じて、以下の特徴をさまざまな度合いで有する人々を先住民として扱っている（World Bank OP4.10 July 2005）。

- a. 他から区別される一個の先住文化集団の成員であるというアイデンティティの自認と、このアイデンティティの他からの認識。
- b. 対象プロジェクトのエリア内の、地理的に区画された居住地、あるいは祖先伝来のテリトリーとの、加えて該当の居住地あるいはテリトリー内の天然資源との、集団としての結びつき。
- c. 主流な社会および文化とは異なった、慣習的な文化、経済、社会、また政治的な制度、及び、
- d. 国または地域の公式の言語とはしばしば異なる、土着の言語。

No. 32 インド・北東州事業の対象地域の被影響住民は、ミゾ族（国道 54 号線）・ガロ族（国道 51 号線）としてのアイデンティティや固有の言語を所持するという点で、上記定義を一部満たしている一方、ミゾ・ガロ族住民が大多数である事業実施地域においては、「主流な社会および文化とは異なった制度」の下に生活しているとはいえない。インド国内の手続き上、ミゾ族やガロ族を含む指定部族は先住民として扱われているが、本事業においては、被影響住民のほぼ全員がミゾ族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式

や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPP を別途作成するのではなく、住民移転計画の中に先住民族計画の要素を含めることとし、2 度の住民協議を実施、Free, Prior, Informed Consultation (FPIC) を通じた配慮を行い、基本的合意を得ている（ADB や世銀が同州にて行っている事業においても、IPP の要素を反映した RAP が作成されている）。

No. 42 ケニア・タンザニア連携送電線事業では Barbeig 族が先住民族にあたるが、タンザニア政府は自国内の先住民族を認めていないため、IPP の代わりに Vulnerable People's Plan (VPP) の名称で先住民族計画を作成、JICA ウェブサイトで公開されている。VPP 作成過程で、FPIC の原則に基づいて協議が行われた。審査時(2019 年 4 月)には、VPP のスケジュールは環境社会管理計画 (ESMP) 同様であること、VPP を対象とした協議において挙げた緩和策（墓は移転対象としないこと、蛇を殺さない、割礼儀式を邪魔しないこと）が含まれていることを確認し、VPP が適切であると判断された。また、蛇を殺さない、儀式を邪魔しないという緩和策は、コントラクター契約において動物を殺すことの禁止、文化への配慮という形で反映されていることを確認した。

No. 44 インド・高速鉄道開発計画プロジェクトにおいては、影響範囲内に指定部族とが存在することが確認され、IPP フレームワークが作成された。

(24) 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況

JICA GL では、例えば、JICA GL でカテゴリ A に適用される影響を及ぼしやすいセクターに該当しない場合でも、大規模な非自発的住民移転等の影響を及ぼしやすい特性や、影響を受けやすい地域に該当する場合、カテゴリ A に分類される。

レビュー対象案件中、影響を及ぼしやすいセクターに該当しないが、影響を及ぼしやすい特性の一つである大規模非自発的住民移転に該当し、カテゴリ A に分類された案件が 6 件 (No. 2, 7, 11, 27, 28, 38) 確認された。全 6 件でカテゴリ A の要件に沿って EIA が作成されていたが、実際には、環境面の影響は大規模ではなく、相手国の国内法上、EIA 作成要件の対象外である事例も含まれた (No. 27)。

(25) 影響を及ぼしやすいセクターの妥当性の確認

JICA GL でカテゴリ A の基準に規定されている影響を及ぼしやすいセクターのうち、「大規模なもの」以外に、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」及び「農業」の 3 セクターについては括弧に示す構成要素についての付加条件が示されている。

- ・ 送電線・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）
- ・ 上水道及び下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの）
- ・ 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）

レビュー対象案件中、「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」は 1 件、「農業」は 2 件が該当する。いずれも、上記に掲げるセクター要件でカテゴリ A になる要素を有し、更に、地域や特性等を十分に勘案した上でカテゴリ分類がなされ、重大な影響が確認され

た案件はカテゴリ A に分類されていたことがわかった。

表 2-22 農業セクター、下水・廃水処理セクター、送電・配電セクターの案件のカテゴリ分類理由

案件 No.	案件名	カテゴリ分類 結果	「送電線・配電」、「上水道及び下水・廃水処理」及び「農業」案件のうちカテゴリ A に分類された事例
送電線・配電セクター			
42	タンザニア国 ケニア・タンザニア連携送電線 事業	A	送変電・配電セクターのうち、大規模な住民移転を伴うため。また、影響を及ぼしやすい地域に該当するため。送変電
農業セクター			
29	インド国 レンガリ灌漑事業(フェーズ 2)	A	農業セクターのうち、大規模な開墾、灌漑を伴うため。
40	パラグアイ国 ヤシレタダム湖隣接地域総合開 発調査プロジェクト	A	農業セクターのうち、大規模な開墾、灌漑を伴うため。また、影響を及ぼしやすい地域に該当するため。
45	ウガンダ中央部・東部地域灌漑 地区開発計画プロジェクト	A	農業セクターのうち、大規模な開墾・灌漑を伴うため。影響を及ぼしやすい地域に該当するため。

出典：JICA 調査団にて作成

(26) 生計回復がモニタリングされている案件

レビュー調査対象案件で、生計回復モニタリングが対象となるのは 31 件であり、生計回復モニタリングが対象外の案件は 6 件 (No. 1, 44, 46, 62, 70, 73) であった。対象外となる案件のうち、2 件は生計に変化がないため (No. 1、No. 70)、2 件は住民移転があるものの比較的小規模であるため (No. 73:1 世帯; No. 62:4 世帯及び 19 店舗の移転)、1 件 (No. 46) は RAP は作成されておらず、国内法・JICA GL に基づくプロセスで用地取得及び住民移転が行われているため、1 件 (No. 44) は技協 (開調) での MP 作成段階のため、対象外となっている。

生計回復モニタリングが計画が策定されている 31 件中、社会モニタリングが実施されているのは 19 件であり、まだモニタリングの実施段階に至っていないのが 12 件であった。また、現地調査を実施した案件では、生計回復のモニタリングの実施状況の詳細について聞き取りを行った。実施状況を整理した結果は下記に示すとおりである。

社会モニタリングの公開に合意をしており、生計回復がモニタリングされている案件(他件は公開への合意無)：

- ・ No. 26 インド国ムンバイメトロ 3 号線建設事業
(1) 若年労働者を対象とした産業関係の技能研修の実施を 1 社にて実施、(2) 経済状況が弱い若年労働者を対象とした職業訓練の実施 (電気・家具修理等) 2 社にて実施している。
- ・ No. 80 ルワンダ国ルワマガナ郡灌漑施設改修計画
モニタリング結果に用地取得及び苦情の状況にかかる記録はあるものの、生計回復にかかる記載は確認できなかった。次回以降のモニタリング報告に記載されるものと推測される。

現地調査対象案件のうち、生計回復支援を実施していた案件に係る調査結果：

- ・ No. 5 インド：デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3
生計回復支援策の実施に基づき、外部モニタリングが実施されており、移転地の整備状況や生計回復状況について特段の問題は報告されていない。
- ・ No. 13 インドネシア：インドラマユ石炭火力発電事業(E/S)
2016 年 10 月から 2018 年 8 月まで、300 人が「農業スキル系」「非農業スキル系」の生計回復プログラムに参加し、引き続きプログラムが提供されている。また、アクセス道路や変電所用地以外では、農業の継続が認められている。
- ・ No. 24 ベトナム：南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）
（再取得価格での補償に加えて）エビの養殖支援や豚などの家畜提供、職業訓練などの初期基盤整備支援が、対象者の希望に応じて提供されている。実施状況のモニタリングは四半期に一度実施されている。最初に生計回復支援を実施した Gan Gio 地区では、養殖や畜産の初期投資として配布したエビや豚を、現金に変え目的外利用してしまった住民が確認されたため、以降の実施では住民に対する説明・研修を強化すること。
- ・ No. 36 ミャンマー：ティラワ地区インフラ開発事業
審査時に RAP があつた港湾案件で PAH から希望が挙げられれば工事前、工事後に生計回復策としての雇用斡旋が行われる計画であったが、補償支払い後、結果として希望が挙げられなかったことから、生計回復策はとられていない。
- ・ No. 42 タンザニア：ケニア-タンザニア連系送電線事業
生計回復支援策として、i) 地方電化、ii) アルーシャ変電所近辺のアクセス道路の改修、iii) 井戸の提供につき審査時に合意。現地調査にて、進捗状況を確認したところ、
i) 地方電化: コントラクター契約に地方電化のパッケージがあり契約締結済みで地方電化が必要な地域を調査中、ii) アルーシャ変電所近辺のアクセス道路の改修：2019 年 4 月 15 日より工事開始、iii) アルーシャ変電所近辺の井戸の提供：アルーシャ変電所周辺は政府によりすでに上水供給が整えられている、との報告が得られた。

2.2.5 アヤゴ水力発電所整備事業における事例分析

(1) 案件の背景

「アヤゴ水力発電所整備事業（協力準備調査：大規模な水力発電事業に該当するため、カテゴリ A に分類されている）」は 2012 年に調査が開始された。当該事業は国立公園の敷地内で計画されていたことから、環境 GL における保護区での事業実施の取り扱い等の協議が重ねられた。

(2) 助言委員会での議論と経緯

2012 年 5 月 11 日(第 24 回)及び 6 月 4 日(第 25 回)全体会合 (案件概要説明)	第 24 回及び 25 回の全体会合にて JICA より、案件概要説明を実施。この中で、「国立公園内での開発事業実施」に関する議論があつた。 (2012 年 5 月 11 日全体会合) http://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/advice24_gijiroku.pdf (2012 年 6 月 4 日全体会合) http://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/advice25_gijiroku.pdf
2012 年 6 月 15 日 (スコーピング案に関する)	助言案の作成を実施。 (2012 年 6 月 15 日ワーキンググループ)

ワーキンググループ)	https://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/uga02_SC0_giji.pdf
2012 年 7 月 6 日 (第 26 回) 全体会合	作成された助言案について検討。主な論点は以下の3つであり、JICA より追加説明を実施。 1. ガイドライン上、原則としてプロジェクト実施が禁止されている地域での開発行為であり、例外として認められる十分な理由を有するか。 2. ガイドラインを世界に向けて発信している以上、海外からも注目されているガイドラインの遵守とその運用の説明責任は不可避であり、納得のいく合理的な「原則から外れる」理由が必要ではないか。 3. 例外となりうるかどうかの調査を協力準備調査として調査を進めることが合理的か。進めた場合、期待した成果が得られるのか。 本全体会合では引き続き助言の確定を目指すという合意がなされた。 その後ワーキンググループによるメール審議、全委員によるメール審議が行われた。 (2012 年 7 月 6 日 全体会合) https://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/advice26_gijiroku.pdf
2012 年 8 月 6 日 (第 27 回) 全体会合	スコーピング案に関する助言確定。 「保護地域の開発行為であるということから、国際的な保護地域の枠組み、ウガンダ国内の保護地域の規定と資源利用・開発をめぐる枠組み、JICA ガイドラインというわが国の枠組みを踏まえ、本事業の妥当性を多角的に再検討することが急務である。そのような認識に立ち、環境社会配慮委員の本課題に対する姿勢を踏まえ、 A 協力準備調査 (以下、本調査) 中止の助言、 B 本調査を中断し本事業実施の妥当性の検証を提言する助言、 C 本調査への助言 の3分野に分けて助言を提示する。」 として助言を確定している。 なお、当時の委員のうち 4 名は、本事業への協力は環境社会配慮ガイドラインに抵触すると考え、本助言に委員として名を連ねることを棄権している。 上記の経緯詳細については、以下 JICA HP に議事録も含めて公開されている。 (2012 年 8 月 6 日全体会合) https://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/uga02_SC0_jogen.pdf
2012 年 8 月 9 日 (ワーキンググループ)	助言検討の経緯に関する説明。 https://www.jica.go.jp/environment/advice/WG_others.html#africa
2013 年 10 月 7 日 (第 40 回全体会合)	本事業に関するウガンダ側との協議の結果、有償資金協力への要請がなされる見込みが低くなり、調査の継続を断念した旨、JICA により報告。 (https://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000ngjcu-att/advice40_gijiroku.pdf)

なお、2015 年に実施された GL 運用見直しでは、論点ごとに助言委員会 WG 会合を開催し、同 WG 会合の助言を踏まえて「見直し結果」として取りまとめがなされている。

本事業に関係する保護区での例外的に事業を実施する場合の要件については、2014 年 11 月 28 日のガイドライン運用面の見直しワーキンググループ第 6 回会合（環境社会配慮の方法）「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」で協議されており、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」等において JICA 事業の実施を判断する際の留意点を明確にし、FAQ として追記されている。（詳細は JICA HP に掲載されている：<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/review.html>）

表 2-23 実施段階における助言への対応

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
3	ウズベキスタン トゥラクラン火力発電所建設事業	1	プラント及び従業員の生活等から排出される BOD について、適切に処理されるよう指導確認すること。排水中に重金属等が含まれる場合には、その影響について確認し、モニタリング等で適切に対応するように指導確認すること。	生活関連排水について、適切に処理するとともに、実施機関にはモニタリングを実施するよう申し入れました。また、排水中に重金属等が含まれる場合についても、影響を確認し、モニタリングすることを実施機関に申し入れました。 現在建設工事段階ですが、プラント及び従業員の生活等からの排水は適切に処理されていることを確認しました。また、モニタリングの結果、特段の影響は確認されておりません。 なお、重金属については、冷却水を取水する河川に微量の鉄と銅が含まれていることが確認されましたが、IFC の EHS ガイドラインの基準を大きく下回ったものであり、冷却システムを経た予測値も同ガイドラインの基準を下回ることをEIA上で確認しております。万全を期するため、供用段階のモニタリング項目には重金属を含めています。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	4	EIA 報告書 6.30 項の 6.5 の最初の段落で、環境社会配慮を行う上で環境が軽視されており環境教育・訓練プログラムの必要性が協調されている。そのための具体的対策がEMPにしっかり位置付けられていることを確認すること。	ご助言を踏まえて、審査時に EMP に作業員への環境教育実施が記載されていることを確認しました。また、モニタリングにより、作業員への環境教育が行われていることを確認しました。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 4	5	工事は乾期に行われ、工事中や運搬の際に発生する砂埃は、周辺住民に対して負の影響があると考えられることから、それらの砂埃の飛散量や範囲を調査し、必要であれば緩和策を策定していること、そして、それらを周辺住民に周知する計画となっていることを確認すること。	ご助言について、審査時に確認しました。また、モニタリング結果によれば、粉塵等の大気質測定結果が基準値内に収まっており、また、定期的に散水が行われていることが記載されており、特に問題は見られないことを確認しました。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	6	掘削された井戸からの散水、公共水道を使用する場合、周辺住民の水利用に負の影響を与えることが想定される。このことから、井戸の掘削なり公共水道の使用にせよ、これらの新たな大量の水使用にともなう負の影響に対する詳細な緩和策を策定していること、そして、それらの周辺住民に周知する計画となっていることを確認すること。	ご助言について審査時に確認しました。水使用に関しては環境管理計画に含まれていることを確認しています。 事業による新たな水使用に伴う影響に対して、雨水の貯留と利用、排水の再利用、節水の徹底等の緩和策を策定しています。緩和策の結果は審査段階等のステークホルダー協議で周辺住民に周知しています。また、水使用量がモニタリングレポートに記録されており、周辺の水利用に対する負の影響は報告されていないことを確認済みです。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	7	本事業で想定される掘削土量 13.17Mm ³ に対して、駅舎やデポでの埋め立てで 2.42Mm ³ 使用され、残りの 10.75Mm ³ は、environmental friendly manner に処理されるとされているが (EIA4.5.3	ご助言について審査時に確認しました。掘削土量等は環境管理計画に含まれモニタリングされています。掘削土は埋立に使用、DMRC に指定された土捨て場に廃棄、認定業者による回収が行われており、工事現場において廃棄物の排出量を記録する黒板が設置され、公表されていることを確認しました。

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
			Page4. 9)、この処理の方法や場所などを具体的に決定し、それによる自然社会環境に与える影響を評価するとともに、負の影響が予想される場合には、その緩和策を策定していること、そして、それらを公表する計画となっていることを確認すること。	事業による掘削土砂処理については、政府が指定した場所において合法的に埋め立てが行われることを決定し、環境管理計画に記載しました。環境管理計画は EIA の一部として JICA ホームページに公表済みです。そして、掘削土量がモニタリング時に記載されており、埋立に使用、DMRC に指定された土捨て場に廃棄、認定業者による回収が行われています。工事現場において廃棄物の排出量を記録する黒板が設置されているのも確認済みです。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	12	SIA 報告書要約版がヒンディー語にて作成され、全被影響住民に配布される予定とあるが、字が読めない人でも内容がわかるような補償が執られていることを確認すること。	ステークホルダー協議にて、字が読めない人も含めて被影響住民に SIA 報告書に基づく説明が行われていることを審査時に確認しました。また、フォーカスグループディスカッション、被影響住民への個別インタビュー等の非公式協議も行われました。ヒンディー語の SIA 報告書要約版は作成され、被影響住民に配布済みです。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	15	生計手段を喪失する被影響住民や、社会的弱者が工事段階において優先雇用をされ、職業訓練機会の提供が行われるとあるが、その際に学歴が低いことや、有力者とのつながりの欠如、あるいは書類をけないなどの理由で、優先雇用や職業訓練機会が受けられないことがない事を確認すること。	実際に 3 割程度の被影響住民が、コントラクターによって雇用されていることを確認しました。また、実施機関に対して、被影響住民の雇用に際して、学歴が低いことや、有力者とのつながりの欠如、あるいは書類をけないなどの理由で雇用機会が失われることは無いことを確認済みです。
5	インド デリー高速輸送システム建設事業 フェーズ 3	17	適格な(弱者の)PAPs は、技能向上のための職業訓練を受けることができるとされているが、その訓練の種類や内容をより詳細に確認するとともに、PAPs に周知する計画となっていることを確認すること。	ご助言について、DMRC は NGO を雇用し、同 NGO より被影響住民らに対し、生計回復に資する様々な職業や訓練等に関する情報提供やアドバイスが行われたことを確認しました。また、本事業の被影響住民には、小さなお店、大工、運送屋、仕立て屋、紅茶屋等の小規模ビジネスを営んでいる方や、電気技師、溶接工、車屋、自転車屋等の技術的な仕事に従事している方がいることを確認しています。これらの被影響住民は引き続きこれらの仕事に従事するため、あらためて職業訓練を行うニーズがなく、フォーマルな形での職業訓練は実施されていません。ただし、前述のとおり、3 割程度の被影響住民がコントラクターによって雇用されており、その他の被影響住民についても、本事業に関連した周辺仕事を行っている等、本事業により十分な雇用機会が提供されていることを確認しています。
6	バングラデシュ ダッカ都市交通整備事業(I)	2	騒音・振動について、建設時および供用時のいずれにおいても、定期的な監視モニタリングとして、騒音等の状況を的確に把握できる適切な測定地点を設定し、適切な頻度で適切な期間(とくに供用時)について測定する旨を盛り込むこと。	建設時・操業時における騒音・振動については、建設機材の消音器や遮音壁の設置、発車ベル音量の調整、ならびにカーブ運転時の低速運行等の緩和策を実施予定ですが、詳細設計時に緩和策として 1 本あたりのレールを長くすることでレールの接続部分を減らすよう長レール化を検討し、苦情等が生じた場合に追加的な保全措置を実施するよう、審査時に実施機関と合意しています。 建設時および操業時において、デポや駅、沿線にある施設など適切な場所・頻度・期間を設定するとともに、定期的モニタリングを実施していることを確認しました。具体的には、3 か月ごとに決まった点において騒音のモニタリングを行っています。いくつかの地点で基準値を上回る騒音が観測されており、これらはバックグラウンド値

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
				の影響が支配的であることを確認していますが、病院や学校など特に影響の受けやすい場所での緩和策の実施を申し入れています。 振動については、定期的な観測は行っていないが、コントラクターによる計測確認を行い、許容値内に収まっていることを確認しています。特に、大きな振動が発生する土地造成工事(完工済)においては、コントラクターが毎日モニタリングを行っています。なお、これまでに特段騒音・振動に係る苦情は出ていません。 また、供用後は2年間、半年に一度の観測を実施することになっています。
6	バングラデシュ ダッカ都市交通整備 事業(I)	4	大気質および水質の監視モニタリングについて、沿線の大気汚染や水質の状況が的確に把握できるよう、適切な測定地点、測定頻度および測定期間を設定すること。とくに測定期間は、供用の間は継続することを盛り込むこと。	大気質については、デボヤ駅、沿線にある施設・道路など適切なモニタリング地点を設定しています。建設時のモニタリング計画では、四半期に一度の頻度で観測することになっており、モニタリングの結果、いくつかの観測点で、微小粒子状物質やNO2などが基準値を超えていることを確認していますが、バックグラウンド値の影響も考慮しつつ、定期的な工事機材のメンテナンスや、道路面の掃除などの緩和策の実施を申し入れています。 水質についても、デボヤ駅、沿線にある池、排水溝など適切なモニタリング地点を設定していることを確認しました。建設時のモニタリング計画では、四半期に一度の頻度で観測することになっており、モニタリングの結果、いくつかの観測点でpH やTSS などにおいて基準値を超えていることを確認していますが、バックグラウンド値の影響も考慮しつつ、排水の前処理などの緩和策の実施を申し入れています。 また、供用後は2年間、大気質、水質ともに半年に一度の観測を実施することとなっています。
10	フィリピン 中部ルソン接続高速 道路建設事業	2	公害関連の緩和策については、供用後、相当期間のモニタリングを行い、必要に応じて対策を講じるように実施機関(公共事業道路省:DPWH)に申し入れること。	- DPWH に継続的なモニタリングについて申し入れたところ、既に以下のモニタリング・システムがDPWHを中心として存在することを確認しました。 - DPWHによる自己モニタリング(Self-monitoring) - 地方自治体等との合同モニタリング(Multi-partite monitoring) - 環境天然資源省(DENR)による外部監査(External Environmental Audit) 本事業については、建設中は上記①②がモニタリングの主体となりますが、供用時は、営業権保有者(Concessionaire)が担当することを確認しました。ただし、上記③は建設中、供用時にかかわらず随時、DENR が環境監査を行う権利を有しています。 - DPWHからは、DENR に対して随時公害関連の情報を提供する旨、本審査中に確認を得ました。 - 上記により、公害緩和について、DPWH を中心とした既存のシステムに、継続的なモニタリングが組み込まれていることを確認済みです。 - 工事段階において、審査時合意に基づき、大気、水質、騒音、廃棄物等の公害関連に関するモニタリングが実施されていることを確認しました。大気(粉塵)と騒音

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
				の測定値の一部に基準値からの超過が見られたため、緩和策の実施状況の確認を求めています。また、供用時に営業権保有者によるモニタリングが行われることを確認しています。
10	フィリピン 中部ルソン接続高速 道路建設事業	3	詳細設計時に造成土の掘削及び盛土等道路建設に係る建設資材のインアウトフローを検討し、必要な対策を講じ特記仕様書に規定するよう DPWH に確認すること。	DPWH 側で、建設資材のインアウトフローを示すマス・ダイアグラムを作成し、それをコンサルタントがレビューすることで合意しました。同レビューと必要な対策の実施について、詳細設計コンサルタントの TOR に記載されていることを確認しました。
10	フィリピン 中部ルソン接続高速 道路建設事業	8	被影響住民のうち移転に同意していない世帯及びまだ協議をしていない世帯が存在するが、これら被影響住民に対しては 11 月上旬実施予定の住民説明会、詳細設計時の調査・協議を通じて具体的影響と補償方法について十分理解を得、被影響住民のニーズを反映した補償方法を検討した後に事業計画を進めることを DPWH に確認すること。その際に、特に以下のグループに留意すること。 (1) 移転反対を表明している住民 (2) リース農民及びテナント農民 (3) 農業用地に被影響住民 (TYPE B) でやむなく現金による補償を選択している可能性のある住民、農地の喪失により住宅の移転をせざるを得ない住民 (4) 家屋が影響を受ける農民のうち、特に貧困層	被影響住民に対する住民説明会は実施されております。住民説明会では補償内容等の説明を行い、特段の反対意見は出ていないことを確認しました。今後も、DPWH および自治体は、①住民ニーズの把握と、②住民への十分な情報提供を行っていく旨、確認しました。 助言でご指摘を受けた留意が必要な4グループについては、それぞれに実施機関による説明等がなされ、特段の問題は指摘されていないことを確認しています。
10	フィリピン 中部ルソン接続高速 道路建設事業	9	移転地において電気や水道等のインフラが整備されることを DPWH に確認すること。	移転地における電気や水道等のインフラ整備に係る予算は DPWH が確保済みです。整備実施体制については、移転地の自治体および国家住宅庁 (NHA) とも協議を行った上で、役割分担を決めていくことを確認しました。実施段階においては、移転地の電気や水道等のインフラ整備が実施に向けた調整中であることを確認しました。
10	フィリピン 中部ルソン接続高速 道路建設事業	10	移転が必要となった場合の移転先については、可能な限り住民の意向を確認し、移転後も生計手段やインフラサービスに問題が生じないようモニタリングを行うことを DPWH に提案すること。	移転住民との協議において、住民より立地条件の良い移転地が要望されており、これに沿って移転地が整備予定であることを確認しました。 DPWH は、住民移転のモニタリングについて①内部モニタリング、②外部モニタリングの2つのシステムを有しています。 ①内部モニタリングでは、補償金支払いの進捗など、用地取得・住民移転実施中のモニタリングが中心です。他方、②外部モニタリングでは、適切な移転の実施を中心に、移転後の生計回復支援策の進捗と回復の度合い、被影響住民の満足度と苦情の有無等について、独立した外部機関がモニタリングを実施し、DPWH に対して提言を行うこととしており、DPWH は提言に基づき、必要に応じた改善を行うことを確認しました。外部モニタリングは生計回復支援の実施にあわせ準備中であることを確認して

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
				います。
11	フィリピン パッシング・マリキナ川 河川改修事業Ⅲ	4	廃水や有害物質を含む廃棄物の現在の処理が必ずしも望ましい状態にないことから、これらが整備対象である河川に与える影響を確認すること。	実施機関より、工場廃水等はパッシング・マリキナ川へ続く排水システムに流れる前に処理されているとの説明を受けました。 本事業では、詳細設計時に底質に関する追加調査を実施するとともに、工事期間中も浚渫土や事前混合処理による改良土、河川水質についてモニタリングを実施することにつき、実施機関と合意しました。 水質のモニタリングを実施しており、特段の問題は確認されていません。
11	フィリピン パッシング・マリキナ川 河川改修事業Ⅲ	5	「土壌・地下水汚染」については、浚渫物に有害物が混入する可能性があるため、土壌・地下水汚染を防止する施設や処理方法であることを確認し、必要に応じて周辺環境への対策の強化を検討すること。	浚渫土の一部は、汚染物質を内部に閉じ込める効果のある袋に詰められ、本事業に必要な盛土等に利用されます。また、その他の浚渫土は、セメントあるいは石灰を混合して有害物質が改良土の外に漏れださないように改良した上で埋め立て処理を行う予定であることを確認しました。 また、詳細設計時に詳しく調査・確認を行うこと、施工業者により浚渫前と処理後の浚渫土の検査を行い必要に応じて追加対策を取ることに、さらに、埋め立て地の地下水質のモニタリングを行うことについて合意しました。 浚渫土の汚染は確認されていません。
11	フィリピン パッシング・マリキナ川 河川改修事業Ⅲ	14	流域全体の治水と本事業に関連する課題について、FMC が LIAC (Local Inter Agency Committee) と連携を行いつつ検討するような体制になることを確認すること。	ご指摘の点については実施機関に申し入れました。その後、FMC が予定通り設置されたことを確認しました。
12	フィリピン 新ボホール空港建設 及び持続可能型環境 保全事業	20	植栽計画について、できるだけ原生種・自生種の利用、外来種の排除等を明記すること。また、動植物への影響緩和策としての妥当性を考慮の上、別項目としての記述を検討すること。	植栽されたものは、2 種類ともボホールで自生が確認されているものであることを確認しました。一種は空港建設予定地に自生していた原生種を移植しており、他の一種は同属別種の樹木(島内、空港建設予定地外)を移植しています。外来種の植樹はありません。
14	モザンビーク マンディンバーリシン ガ間道路改善事業	1	事業全般において、アフリカ開発銀行と緊密に連絡を取り、整合性を確保する体制を確認すること。	審査において、事業全般において、アフリカ開発銀行と緊密に連絡を取り、整合性を確保する体制を確認するため、モザンビーク道路公社 (ANE) も含め半年ごとにドナー会合を行い、連絡・情報共有を行うことに合意し、ANE と確認しました。 事業実施段階においても、実施機関が AfDB と協議を実施した実績があることを確認しました。
14	モザンビークマンディ ンバーリシンガ間道 路改善事業	7	工事中の粉じん対策として、乾期における散水を日に最低三回としていることから、影響を受ける地域に重点を置き、効果的に確保されるように現場での指導マニュアルを整備する等の配慮を行うように確認すること。	工事中の粉じん対策として、乾期における散水を日に最低三回、影響を受ける地域に重点を置き、効果的に確保されるように現場での指導マニュアルを整備する等の配慮を行うように確認しました。 事業実施段階においては、主要なワークキャンプ、砂利採掘所、サブワークキャンプ、村々、迂回路等において毎日散水を行っていることを確認しました。
14	モザンビーク マンディンバーリシン	9	工事中及び供用後の水質への影響や対策についても確認すること。	表層水については、ESIA の規定に則り、道路脇に排水溝を設置し、排水溝の詰まり(土壌、ごみ)を確認し、工事現場付近の河川の濁度について目視でモニタリングが

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
	ガ間道路改善事業			なされていることを確認しました。特段の重大な影響は報告されていません。
14	モザンビーク マンディンバーリシン ガ間道路改善事業	12	事業対象道路近傍への利便性向上により人口流入に伴う問題が生じないような配慮を行うように確認すること。	環境管理計画では、工事中での人口流入に関する対策(HIV/AIDS 等)が含まれており、環境管理計画に基づく対策を実施しました。供用後は、本事業道路近傍への利便性向上による大規模な人口流入は想定されておらず、特段問題が生じないとの調査結果ですが、問題が生じるようなことがあれば、適切な配慮を行うように ANE や州政府に申し入れを行いました。
14	モザンビーク マンディンバーリシン ガ間道路改善事業	17	実際にモニタリング計画の実施や環境モニタリングユニット(EMU)に携わる環境社会配慮専門家の具体的分野や投入量を確認すること。	審査において、本事業の環境モニタリングは、Project Management Unit: PMU の Environmental Officer と Social Officer が、コンサルタント、コントラクターの Environmental Officer と協力して監理されることを ANE と確認しました。EMU は ANE から環境社会配慮対応 1 名、コンサルタントから安全管理、環境社会配慮対応 1 名、コントラクターから社会問題・人類学者・調整役・マネージャーから 5 名が選出されています。
14	モザンビーク マンディンバーリシン ガ間道路改善事業	18	モニタリングに関わるスタッフの語学力や技術力向上が不可欠とされているが、それらの見通しや実現性について確認すること。	審査時にモニタリングに関わるスタッフの語学力には問題がないことを確認しており、コンサルタントやコントラクターからの技術移転等を通じ実施機関職員やコントラクターの能力向上を進めています。今後も同等程度のスタッフが雇用されることを、ANE と確認しました。 実施段階において確認したところ、円借款にて雇用されるコンサルタントが環境社会面のモニタリング技術指導を含む支援を実施しています。
20	エルサルバドル サンミゲル市バイパス 建設事業	10	環境管理計画とモニタリング計画とともに、交通管理計画の役割が重要であることから、特に、未整備車両が走行しないような車検制度の導入を含めた交通管理計画の必要性を提案すること。	13.4 Recommendation」に、未整備車両が走行しないような車検制度の導入、交通教育(クラクションをむやみにならさない)等、交通管理計画の必要性を提案の形で加筆しました。また、審査時に交通管理計画の必要性を実施機関に提案し、スピードコントロールやクラクションをむやみに鳴らさない等を含めた交通教育を今後も継続実施する実施機関の意向を確認しました。 実施段階において、中米経済一般条約常設事務局(SIECA)基準に合わせた信号の設置、周辺住民や学生への交通安全研修やキャンペーンの実施、走行速度を 40km/h に制限する、道路に自転車や歩行者用のスペースを設置、道路沿いにバス停留スペースを設置する等の交通管理計画が整備されていることを確認しました。
22	ウクライナ ボルトニッチ下水処 理場改修事業	4	本事業の供用開始後に温室効果ガスの排出量が増加することが予測されているため、地球温暖化対策を講じるよう申し入れること。	・ウクライナにおける温室効果ガス排出の 69%をエネルギーセクターが占めることから、温室効果ガスの削減はエネルギーセクターの取り組みによるところが大きいです。また、現在の汚泥処分場へ汚泥を蓄積する方法をベースラインとした場合、供用開始後の温室効果ガスの排出量が増加しますが、当初計画されていたフランス式の汚泥焼却炉から日本式に変更され汚泥焼却炉の効率化(蒸気を活用した熱源及び電源共有等)が図られたことにより、フランス式汚泥焼却炉と比較すると現計画は温室効果ガス削減が見込まれることを確認しました。 ・以上を踏まえて、本事業実施の間、可能な限り温室効果ガス削減に取り組むよう申

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
				し入れました。 ・現時点でまだ着工されていませんが、本事業で導入が期待される汚泥焼却炉については、EU の環境基準に準拠した設備を導入することが検討されています。
24	ベトナム 南北高速道路建設事業（ベンルックーロン タイン間）	4	外部モニタリング機関によるモニタリングの結果、講じられた措置が不十分もしくは更なる措置が必要と判断する際には、JICA および ADB もモニタリングによってもたらされた情報を主体的にチェックし、外部モニタリング機関のみに判断を委ねないことを実施機関との間で確認しておくこと。	外部モニタリング機関によるモニタリング結果が、VEC を通じて ADB のみならず JICA にも報告されることにつき、ADB 及び実施機関と合意しました。 外部モニタリング報告書について、JICA も入手の上確認しています。
24	ベトナム 南北高速道路建設事業（ベンルックーロン タイン間）	6	最終的に決定される補償レートが、市場価格に基づく再取得価格に基づくものとなり、土地の値上がりが生じた場合はそれが反映されること、実際の土地収用の前に支払われることにつき、文書上確保されていることが望まれること。	最終的に決定される補償レートが再取得価格に基づくものであること、土地が大きく値上がりした場合は再度再取得価格調査を実施し、結果を補償価格に反映することにつき実施機関に確認しました。また、補償が用地取得の前に支払われることは住民移転計画に明記されているが、これら事項について実施機関に再度確認しました。 再取得価格調査の妥当性については、地区ごとの最終 RAP に添付されている再取得価格調査結果・Due Diligence Report を確認しました。
26	インド ムンバイメトロ 3 号線 建設事業	8	事前実施段階において、最終的な被影響住民が確定した後に開催されるステークホルダー協議の実施計画を確認すること。	審査時に、実施機関に対してご助言に基づく対応を申し入れ合意しました。用地取得プロセスは完了しておらず、確認したステークホルダー協議の実施計画に基づき、被影響住民への説明を継続しているところです。 なお、最終的な被影響住民が確定した後に、ステークホルダー協議が実施されたことを確認しています。
26	インド ムンバイメトロ 3 号線 建設事業	15	SIA 報告書 2.10 には、「頻繁な抗議と非協力によって世帯調査が完全にできなかった」とあるが、環境レビュー時点で直接調査を実施できていない世帯数を把握すること。SIA 報告書作成時点での調査拒否世帯の調査が実施されたか、これらの世帯が事業への協力を表明したのかを確認すること。	2012 年の審査合意時には 52 件の被影響世帯が調査に協力をしていませんでしたが、2017 年 8 月の状況では 26 件にまで減っています。このうち 13 件が苦情処理委員会に申請書を申請し、5 件（住居 3 件、商業 2 件）に適格性が認められています。土地取得および移転は進行中でありまだ終了していません。引き続き案件監理を通じて状況を確認しております。
26	インド ムンバイメトロ 3 号線 建設事業	17	指定カーストと指定部族の人たちへの職業訓練が、実質的にどの程度新たに就業機会につながるのかについて、他の事業の経験も踏まえてその効果を確認すること。	Mumbai Urban Transport Plan(2005 年)において、貧困層、指定カースト、指定部族等が含まれる低所得者への職業訓練・職業斡旋を行っており、合計 1,571 人が新たな職を得ています。このうち、842 人が新たなスキル・トレーニング（バッグ製作・縫製技術、食品加工等）を経て職を得ています。本プロジェクトについても、このような生計回復プログラムが適用されています。 実施機関は、NGO を雇用し、生計回復プログラム実施を支援するほか、別途、外部モニタリング機関を雇用し、生計回復状況についてもモニタリングを行っております。 モニタリング結果によると、現在マイクロプランに基づいて行われる職業訓練を担う

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
				企業が決まったところであり、生計回復プログラムの実施後に効果が確認される予定です。なお、マイクロプランは各 PAPs のニーズを踏まえて作成されています。
29	インド レンガリ灌漑事業(フェーズ2)	6	森林局による野生生物管理計画等について、進捗と費用負担・役割分担について確認すること。	野生生物管理計画に必要となる Rs. 268.5 million の費用はすでに実施機関から森林局にデポジット済みです。野生生物管理計画では、左岸地区で 28 か所に Elephant Friendly Ramps (EFRs) が建設されることが定められており、これらはすべて建設済みです。また、2 ヶ所の Elephant Passage のうち 1 か所は既に建設済みであり、残り 1 か所は本事業において実施機関により建設される予定です。なお、建設された EFR および Elephant Passage は森林局により維持管理が行われます。なお、モニタリング結果によると、野生生物管理計画は現在作成中で、ゾウの移動回廊にて定期的なゾウの個体のモニタリングが実施されています。
31	インド アーメダバード・メトロ 事業(第一期)	1	追加的な水需要が他の水利用及び環境に大きな影響を与えないことを確認すること。	供用後、主にデポにおける車両清掃用の水利用が想定されていますが、利用される水の 97%は車両清掃のために使用する水の再生水を利用するため、他の水利用及び環境に大きな影響を与えないことを実施機関に確認しました。 また、実施段階において、駅やデポの飲料用水として追加的に必要な上水はグジャラート州地下水持続的利用計画に基づいた許認可を既に得て、地下から取水することを実施機関に確認しました。
35	ケニア オルカリヤ V 地熱発電所	10	ヘルズゲート国立公園を含めて計画されているパイプラインや道路の施設については、建設着工前に動物の移動状況を把握した上で、パイプの形状変更やバンプの設置等の緩和策を実施する旨、FR に記載すること。	FR 第Ⅱ部第 11 章「緩和策及び緩和策実施のための費用」の「7 動植物、生態系」に以下の通り記載しました。 「以下の緩和策を実施することが望ましい。 ・鳥類が感電死しないよう、送電線の線間を十分にとる。 ・野生生物が通過するゾーンの道路におけるバンプの設置においては、工事着工前に KWS と協議の上、野生生物の移動が想定される位置を検討し、適切な箇所に設置する。」 実施段階において確認したところ、スピードバンプは設置済みです。蒸気収集パイプは自然環境に同化するように設計されており、実施機関が Kenya Wildlife Service という機関と共に協働で動物の移動回路及び鳥の飛行ルートを調査の上、その結果がコンサルタントに共有され、デザインに反映されていることを確認しました。
38	南スーダン ナイル架橋建設計画	14	RAP 案 p. 31 について、移転先のインフラ整備については、Tokiman West Lukata Moroyok の水道計画のみ記述されているため、その他のインフラ整備予定について可能な限り記述すること。	いただいたご助言について、ファイナルレポートに記載し、実施機関への申し入れを行いました。 その後の状況については、情勢の悪化により事業中断中であることから、確認がとれておりません。
38	南スーダン ナイル架橋建設計画	15	RAP 案表 8-1 の補償マトリックスの Employment Opportunity for PAPs の右の欄に (Famar,	いただいたご助言について、ファイナルレポートに記載し、実施機関への申し入れを行いました。

案件番号	案件名	助言番号	助言内容	実施段階確認結果
			fisherman, brick manufacturer and anybody whose livelihoods are affected by the project)を追記すること。	その後の状況については、情勢の悪化により事業中断中であることから、確認がとれておりません。
39	カンボジア シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト	9	沿岸生態系の脅威となる侵略的外来種がバラスト水を通じて進入し長期にわたり繁殖している例がこれまで多数の国で確認されている。そのため、1)バラスト水の投棄によって湾内へ外来種が侵入することにより生態系に悪影響を与えた事例を報告書に記載し、さらに2)FS時におけるEIAのTOR案には、バラスト水の適切な管理を通じて外来種の進入を予防することについての検討を含めること。	ご助言いただいた点につき確認したところ、バラスト水については国際海事機関(IMO)で定められた、浚渫船等を含む全ての船舶に適用されるバラスト水に関する国際法令に従うことから、特にマスタープランの中には位置づけておりません。

出典：当該案件の個別案件シートを基に作成

第3章 外部環境の変化と動向

3 章では、1 章の調査アイテムに沿って、JICA GL を取り巻く環境の変化について調査結果を纏めた。

3.1 政府方針、国際的援助潮流

3.1.1 開発協力大綱

(1) ODA が対峙する開発課題の多様化、複雑化、広範囲化、(2) 途上国の開発にとっての ODA 以外の資金・活動の役割の増大、(3) グローバル化を受けて、ODA 大綱（1992 年閣議決定、2003 年改定）が 2015 年 2 月に開発協力大綱として改定された。開発協力大綱のポイントは下表のとおり。大きな流れとして、開発課題の多様化、複雑化、広範囲化に対応するため、官民連携や国際機関、MDBs 等・新興国との連携を強化する方針が示されている。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うことが述べられている。

表 3-1 開発協力大綱の骨子

項目	概要
1. 理念	
(1) 開発協力の目的	- わが国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。 - こうした強力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 - ODA は、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を推進するための原動力。
(2) 基本方針	<u>ア. 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献</u> - 非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献は、平和国家としての我が国の在り方を体現するものとして高い評価を得ている。 - 今後も、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献。 <u>イ. 人間の安全保障の推進</u> - 人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念。 - 脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う。 - 女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。 <u>ウ. 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力</u> - 開発途上国自身の自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。 - 人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎の構築を重視。 - 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、相手国等との対話・協働を重視。

項目	概要
2. 重点政策	
(1) 重点課題	<u>ア. 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅</u> - 脆弱国等には、人道的観点からの支援、脆弱性からの脱却のための支援を実施。 - 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠。経済成長は、「質の高い成長」（包摂性、持続可能性、強靱性）でなければならず、日本の経験・知見・技術を活かして、これを支援する。 - この観点から、経済成長の基礎及び原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発の推進のための支援等を実施。 <u>イ. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現</u> - 「質の高い成長」による安定的発展の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠。 - このような発展の前提となる基盤を強化する観点から、普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を実施。 - 普遍的価値の共有：法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等 - 平和・安定・安全な社会：平和構築、緊急人道支援（災害救援等）、安定・安全への脅威への対応（海保、テロ、治安維持、国際公共財等） <u>ウ. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築</u> - 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダ等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体として、持続可能かつ強靱な社会の構築を目指す。
(2) 地域別重点方針	- 世界各地域（ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中・東欧、中南米、大洋州・カリブ）に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施。 - 地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる。 - 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行う。
3. 実施	
(1) 実施上の原則	<u>ア. 効果的・効率的な開発協力推進のための原則</u> （ア）戦略性の強化 - 外交政策に基づき、開発協力量針の策定・目標設定を行う。 - ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。 - 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。 （イ）日本の持つ強みを活かした協力 - 民間等からの提案を積極的に取り入れる。インフラ建設等のハード面のみならず、システム、人づくり、制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積極的に活用。 （ウ）国際的議論への積極的貢献 <u>イ. 開発協力の適正性確保のための原則</u> （ア）民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況 （イ）軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避 - 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避。非軍事目的の開発協力で軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、個別具体的に検討。 （ウ）軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況 （エ）開発に伴う環境・気候変動への影響 （オ）公正性の確保・社会的弱者への配慮 （カ）女性の参画の促進 （キ）不正腐敗の防止 （ク）開発協力関係者の安全配慮
(2) 実施体制	<u>ア. 政府・実施機関の実施体制整備</u> <u>イ. 連携の強化</u>

項目	概要
	(ア) 官民連携、自治体連携 - 民間部門や地方自治体の資源の取込み，民間部門主導の成長促進により，開発途上国の経済発展を一層力強く，効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。 - 官民連携の推進に当たっては，開発協力が，民間部門が優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める - 中小企業を含む企業や地方自治体，大学・研究機関等との連携を強化。 (イ) 緊急人道支援，国際平和協力における連携 - 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携，PKOとの連携推進に引き続き取り組む。 (ウ) 国際機関，地域機関等との連携 (エ) 他ドナー・新興国等との連携 (オ) 市民社会との連携 ウ. 実施基盤の強化 - 資金的・人的資源等，持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく，必要な努力を行う。 (ア) 情報公開，国民及び国際社会の理解促進 (イ) 開発教育の推進 (ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

出典：「開発協力大綱の決定」から「開発協力大綱 骨子」を抜粋。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072775.pdf>（外務省，H27.2）に基づき作成

3.1.2 質の高いインフラ投資の推進

新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後の更なる市場の拡大が見込まれる。そのため、我が国に優位性のある技術及び知見・ノウハウを活用し、質の高いインフラ投資の推進を通じて官民一体となって海外におけるインフラ需要に対応し、我が国の経済成長を実現するとともに国際社会の抱える課題の解決に積極的に貢献することを目的としている。

3. 質の高いインフラの推進

(1) 質の高いインフラの国際スタンダード化

- G20の質の高いインフラ投資に関する原則やAPECのガイドブック等に則り、インフラ整備における「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように、質の高いインフラの国際スタンダード化を主導し、持続的な経済社会発展に貢献

(2) 我が国の技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた課題解決への貢献

- 開発途上国・先進国にかかわらず、我が国が優位性を持つ技術や知見・ノウハウを国際社会や相手国の課題解決に積極活用
- 国際枠組に基づく取組や、脱炭素化・省エネ技術、防災・水・廃棄物処理の技術・ノウハウ等の海外展開を推進する他、新たな技術の研究開発や実証、それらの技術の社会実装を促進
- 社会実装する際、相手国ニーズに合わせた我が国強みのカスタマイズにより価格競争力の向上を図る

低炭素・脱炭素技術の海外展開

【洋上風力等再エネ分野の輸出拡大】

- 洋上風力などの再エネ分野等のプロジェクトについて、通常よりも付保率を引き上げた『環境イノベーション保険』をNEXIに創設

【CCUS/カーボンリサイクル】

- エネルギーアクセス改善及び地球温暖化対策の両立に向け、CO2を資源と捉え、回収し、燃料や素材として再利用するCCUS/カーボンリサイクルを実現



【GHG排出削減技術の展開】

- 二国間クレジット制度（JCM）等を活用し、途上国との協働により、再エネ・省エネ等の我が国の優れた技術を普及展開
- フロン類の回収・破壊の規制がない途上国で、JCMを活用し、制度構築・破壊施設の導入等を支援



【カスタマイズによる社会実装の実現】

- JCM設備補助により初期コストを軽減、ベトナムに省エネ効果の高いアモルファス高効率変圧器を導入
- ライフサイクルコストなどが実証され、配電会社が調達基準へ採用
- コア部品は日本製、その他の部品生産と組立を現地化し低価格を実現
- ベトナムから第三国（ラオス）へ展開

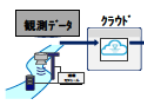


アモルファス
高効率変圧器



防災主流化の主導、防災技術の海外展開

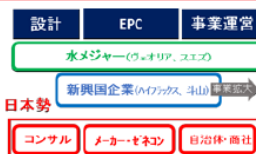
- 「仙台防災枠組」をとりまとめた防災先進国日本として、世界の強靱化に貢献する観点から、海外のインフラに防災の視点等を組み込むことは外交的意義が高い
- 我が国の防災技術・ノウハウ等を体系化したカタログを策定
- 訪日研修OBへの働きかけ強化



低コストで途上国が管理・設置しやすい3L(Low Cost, Long Life, Localized)水位計やクラウドを活用した水位情報提供システム

水分野の技術・ノウハウの海外展開

- 上下水道一体の整備と運営・維持管理、統合管理等、幅広い分野のパッケージ化に対応するため、政府の司令塔機能を強化し、内外一体の取組を推進



出典：第 43 回経協インフラ戦略会議 配布資料「インフラシステム輸出戦略フォローアップ第 7 弾」より質の高いインフラの推進について抜粋

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai43/siryoul.pdf>

図 3-1 質の高いインフラの推進

3.1.3 質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則

日本政府が提唱する質の高いインフラ投資の推進のため、2016 年に開催された G7 伊勢志摩サミットで、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則¹」が発出された。同原則は、「強固で、持続可能な、かつ、均衡ある成長を促進し、我々の社会における強じん性を向上させるとともに、持続可能な開発目標達成のための世界的な取組に貢献するため、ステークホルダーが、質の高いインフラ投資の推進を通じてインフラ投資の現存する世界的な需給ギャップを埋めるために一貫して取り組む

¹ 質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160310.pdf>

ことが極めて重要であることを再確認しつつ、我々自身のインフラ投資を、以下の原則に沿ったものとするよう努める。」と述べており、その原則 3 に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の MDBs の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会・環境面での影響への対応を述べている。

3.1.4 国際的援助潮流について

セーフガードポリシーに関連する国際的援助潮流として、持続可能な開発目標、パリ協定について下記のとおりまとめる。

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

2015 年 9 月の国連サミットにて 2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が採択された。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、その実施原則として、普遍性 (先進国を含めて全ての国が行動)、包括性 (人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)、参画型 (全てのステークホルダーが役割を)、統合性 (社会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性 (定期的にフォローアップ) の 5 つが示されている。

1) JICA の SDGs への取り組み

2016 年 9 月 12 日付の JICA SDGs ポジション・ペーパー¹では、JICA の協力の 3 本の柱として、(1)SDGs は国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するという JICA の理念を加速、推進するものであるため、リーダーシップを発揮し、ゴールの達成に積極的に取り組む、(2)我が国と開発協力の経験を活かし、SDGs の 10 のゴール (飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性) について中心的な役割を果たす、(3)SDGs 達成の加速のため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGs 達成に向けてインパクトを確保することが謳われている。

2) 世銀、ADB の SDGs への取り組み

世銀は SDGs の策定にも参加しており、「Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update」²では、世銀グループの 2 つのゴールである「貧困の撲滅」と「繁栄の共有の促進」とも合致していると述べている。特に、世銀は 2030 年までの「極度の貧困の撲滅」を掲げており、また SDGs 達成のためにファイナンス、データ、国レベルでの実施支援の 3 分野に

¹ JICA SDGs ポジション・ペーパー SDGs 達成への貢献に向けて: JICA の取り組み

https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/ku57pq00001qfok2-att/JICA_torikumi.pdf

² “Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update (WB, 2018)”

<http://pubdocs.worldbank.org/en/893311531748303554/2030Agenda-2018Update-July-19.pdf>

注力している¹。「Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update」²では、ファイナンスについては、世銀は資金の増加のために内部財源の活用、民間財源の活用、グローバルパブリックグッズの課題（疫病、強制退去、気候変動を含む）解決ツールの開発を行っている。データについては、世銀は開発、モニタリング、SDGs をレビューするためのデータの構築を担当しており、SDGs アトラスの作成や Inter-Agency Expert Group on SDG Indicators にて 17 のゴールにかかる報告を担当している。国レベルでの実施支援は、SDGs と財務枠組みの統合的な分析を支援するために「Trajectories for Sustainable Development Goals: Framework and Country Applications」を出版し、政策と財務面の計画を支援している。

ADB は、「ADB と SDGs」と題したウェブサイト³において、2016 年から ADB のオペレーションを SDGs とリンクさせ、SDGs への貢献のモニタリングを向上させていると説明している。同サイトでは、相手国の SDGs 達成のために投資案件の特定や、国連システム、国際開発金融機関（以下、MDBs）、市民社会、有識者、民間セクター等のパートナーとの協働などの取り組みも紹介している⁴。また、2017 年 11 月には SDGs に沿った「ADB's Transitional Results Framework, 2017-2020」を策定している。

(2) パリ協定

歴史上初めて全ての国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組みとして、2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリで開催された COP21 においてパリ協定が採択された。

世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及している。同協定の下では、主要排出国・途上国を含む全ての締約国が、(1)削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行うことになっている。

日本政府は、途上国への気候変動対策支援を 2020 年に官民合わせて約 1 兆 3,000 億円にすることを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。

また、日本政府は、2019 年 6 月 11 日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」⁵を閣議決定しており、長期的なビジョンとして、「最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2010 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減に大胆に施策に取り組むとしている。そのためにビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施し、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を

¹ Sustainable Development Goals (SDGs) and The 2030 Agenda, <http://www.worldbank.org/en/programs/sdgs-2030-agenda#1>

² “Implementing the 2030 Agenda - 2018 Update (WB, 201)”, <http://pubdocs.worldbank.org/en/893311531748303554/2030Agenda-2018Update-July-19.pdf>

³ ADB and the Sustainable Development Goals, <https://www.adb.org/site/sdg/main>

⁴ 「ADB and the Sustainable Development Goals」, <https://www.adb.org/site/sdg/main>

⁵ パリ協定長期成長戦略のポイント, <https://www.env.go.jp/press/111782.pdf>

起こす」としている。

JICA は、2016 年 9 月に気候変動対策分野ポジションペーパー¹を発表し、パリ協定を踏まえ途上国への気候変動対策支援を今後一層拡充し、積極的な国内外への発信を行うとの方針を示している。

3.2 現行 GL 施行後の変化

3.2.1 JICA の責務

JICA の民間案件への出資における責務の検討資料として世銀、ADB、IFC の出資案件の責務について下表のとおり取りまとめ、原文も別途併記した。個別のセーフガードポリシーの規定・不遵守の場合の手続きについてもまとめた。

(1) 出資案件における責務

世銀 Environmental and Social Framework は International Bank for Reconstruction and Development (IBRD) と International Development Association (IDA) を通じて提供される Loan および Guarantee から成る Investment Project Financing に対して適用される (ESF, World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, Footnote 3、OP 10.00)。世銀グループの private sector option は MIGA と IFC を通じて行うため世銀では行っていない。ESF 全体の内容については、「3.3.1 MDBs 等のセーフガード政策の動向」を参照。

ADB: セーフガードポリシー (Safeguard Policy Statement, 2009, 以下 SPS) は、融資、贈与、出資、保証等の全ての投資プロジェクトに適用される。(SPS, para48) ADB SPS 全体の内容については、「3.3.1 MDBs 等のセーフガード政策の動向」を参照。

48. This safeguard policy statement applies to all ADB-financed and/or ADB-administered sovereign and non-sovereign projects, and their components regardless of the source of financing, including investment projects funded by a loan; and/or a grant; and/or other means, such as equity and/or guarantees (hereafter broadly referred to as projects).

*p. 15, Para 48, V. SAFEGUARD POLICY STATEMENT
A. Overarching Statement on ADB's Commitment and Policy Principles
ADB SPS (2009)*

IFC: 事業への融資や FI への融資、事業会社への出資など、さまざまな投資を行っているが、その種類にかかわらず、中程度あるいは高い環境社会リスクを有するもの、また、環境社会影響が想定されるものについては、Performance Standard (以下、PS) の要件が適用される。(Policy on Environmental and Social Sustainability, 2012, 以下 SP ,

¹ 「気候変動対策ポジションペーパー」, https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/ku57pq00002cucus-att/position_paper_climate.pdf

para3) IFC 全体の内容については、「3. 3. 1 MDBs 等のセーフガード政策の動向」を参照。

3. Activities supported and financed by IFC include a wide range of investment and advisory products. Investment products with longer tenor include (i) direct lending to private sector companies (including corporate and project finance); (ii) lending to various types of FIs as well as through funds and facilities; **(iii) minority equity stakes in companies, including in financial institutions;** and (iv) guarantee facilities, municipal finance, as well as investments managed by IFC's Asset Management Company or any other IFC subsidiary. Investment products with shorter tenor include short-term loans, guarantees, and trade finance products, with maturities of up to three years. **Proposed investments that are determined to have moderate to high levels of environmental and/or social risk, or the potential for adverse environmental and/or social impacts will be carried out in accordance with the requirements of the Performance Standards.**

para 3, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability
(太字は調査団による)

(2) 不遵守・違反があった場合の規定

ADB: SPS, para72 には、「借入人/クライアントによる SPS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合はプロジェクトの停止も含む法的措置を検討する」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。

C. Roles and Responsibilities

72. If a borrower/client fails to comply with legal agreements on safeguard requirements, including those described in the safeguard plans and frameworks, ADB will seek **corrective measures and work with the borrower/client to bring it back into compliance.** If the borrower/client fails to reestablish compliance, then ADB **may exercise legal remedies, including suspension, cancellation, or acceleration of maturity, that are available under ADB legal agreements.** Before resorting to such measures, ADB uses other available means to rectify the situation satisfactory to all parties to the legal agreements, including initiating dialogue with the parties concerned to achieve compliance with legal agreements.

p. 26, ADB SPS (2009)
(太字は調査団による)

IFC: SP para 24 には、「クライアントによる PS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合は、法的措置を含む対応策をとる」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。

24. IFC's agreements pertaining to the financing of clients' activities include specific provisions with which clients undertake to comply. These include complying with the applicable requirements of the Performance Standards and specific conditions included in action plans, as well as relevant provisions for environmental and social reporting, and supervision visits by IFC staff or representatives, as appropriate. If the client fails to comply with its environmental and social commitments as expressed in the legal agreements and associated documents, IFC will work with the client to bring it back into compliance, and if the client fails to reestablish compliance, IFC will exercise its rights and remedies, as appropriate.

Para 24, IFC Policy on Environmental and Social Sustainability

なお、IFC の Access to Information Policy (“AIP” , January 1, 2012)、及び ADB の Access to Information Policy (“AIP” , September 2018) 上では、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も見受けられない。

3.2.2 JICA の新規支援スキーム(現行 GL 施行後に増えた協力事業)

現行 GL 施行後に追加された、または今後追加されることが見込まれる協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、及び Green Climate Fund からの受託事業が挙げられる。海外投融資は有償資金協力に含まれるため、GL 1.7 対象とする協力事業のとおりに、GL が適用されている。中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び Green Climate Fund からの受託事業は、GL 上の「対象とする協力事業」に含まれていない。

海外投融資、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の概要・実績を下表にまとめた。Green Climate Fund からの受託事業は、今後追加されることが見込まれる協力事業であり、採択案件が未だないため、下記には含まれない。

表 3-2 海外投融資及び中小企業・SDGs ビジネス支援事業の概要

種別 ¹⁾		目的 ¹⁾	事業規模
海外投融資		開発効果の高い事業を行う民間企業などへ出資・融資を提供	融資割合 ²⁾ ：原則として総事業費の 70%が上限。特に必要と認められる場合には 80% (案件の特性等に応じて必要性は個別に検討)。 出資比率 ²⁾ ：原則、資本の 50%以下 (但し、途上国の法人の場合は 25%以下)、また、最大株主とはならない ファンドを通じた支援も可
中小企業・SDGs ビジネス支援事業	基礎調査	基礎情報の収集・分析(1 年程度)	中小企業支援型のみ ³⁾ ：上限金額 850 万円 (遠隔地域 (注) を対象とする場合は、国際航空運賃等を 300 万円、国際航空運賃等以外の経費を 680 万円) を上限金額 (注) 東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域
	案件化調査	技術・製品・ノウハウなどの活用可能性を検討し、ビジネスモデルの素案を策定 (数ヶ月～1 年程度)	中小企業支援型 ⁴⁾ ：上限金額 3,000 万円 (機材 (同時携行できる小型の機材を除く) の輸送が必要な場合は、上限金額は 5,000 万

種別 ¹⁾		目的 ¹⁾	事業規模
			円) SDGs ビジネス支援型：上限 850 万円
	普及・実証・ビジネス化事業	技術・製品やビジネスモデルの検証。普及活動を通じ、事業計画案を策定（1 年～3 年程度）	中小企業支援型 ⁵⁾ ：1 件あたり 1 億円を提案上限金額。（但し、複雑化した課題への対応や大規模／高度な製品を導入する場合等は、1 億 5,000 万円） SDGs ビジネス支援型 ⁶⁾ ：上限 5,000 万円

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

- 1) 民間連携事業 支援メニュー一覧
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/index.html)
- 2) 海外投融資についてのよくある質問とご回答
(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/faq.html)
- 3) 案件化調査（中小企業支援型）
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebmfs/index.html)
- 4) 案件化調査（SDGs ビジネス支援型）
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sdgsbmfs/index.html)
- 5) 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebvs/index.html)
- 6) 普及・実証・ビジネス化事業（SDGs ビジネス支援型）
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sdgsbvs/index.html)

(1) 海外投融資

海外投融資の対象分野は、インフラ・成長加速、SDGs・貧困削減、気候変動対策の 3 つとなっており、案件事例は下記のとおりである。投融資案件は 2011 年から 2018 年 12 月まで 24 案件が調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンド等と小規模な非インフラ案件から工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリも A から C、FI まで幅広く扱っている。なお、海外投融資は、環境ガイドラインが対象とする有償資金協力を該当するため、環境ガイドラインが適用されている。

表 3-3 2018 年 12 月現在の投融資案件の一覧

No.	調印年月	対象国	案件名	環境カテゴリ
1	2018 年 9 月	ブラジル	農業サプライチェーン強化事業	FI
2	2018 年 7 月	バングラデシュ	イーストウエスト医科大学病院	C
3	2018 年 3 月	ベトナム	コーヒーバリューチェーン強化事業	B
4	2017 年 12 月	ヨルダン	ムワッカル太陽光発電事業	B
5	2017 年 12 月	インドネシア	再生可能エネルギー・インフラ促進ファシリティ	FI
6	2017 年 8 月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ZoneB 区域フェーズ 1) 開発事業	A
7	2017 年 6 月	バングラデシュ	モヘシュカリ浮体式 LNG 貯蔵再ガス化設備運営事業	B
8	2017 年 6 月	フィリピン	マニラ首都圏西地区上水道無収水対策事業	B
9	2017 年 3 月	カンボジア	シハヌークビル港整備・運営事業	B
10	2017 年 3 月	バングラデシュ	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業	A
11	2016 年 10 月	タンザニア	サブサハラオフグリッド太陽光事業	C
12	2016 年 9 月	モンゴル	ツェツィー風力発電所建設事業	B

No.	調印年月	対象国	案件名	環境 カテゴリ
13	2016 年 9 月	東南アジア	日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	C
14	2016 年 4 月	中東・北アフリカ	中東・北アフリカ支援ファンド	FI
15	2016 年 3 月	アジア	インフラパートナーシップ信託基金	FI
16	2015 年 12 月	アジア	アジア気候変動対策ファンド	FI
17	2015 年 8 月	ベトナム	中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地 開発事業	B
18	2015 年 6 月	カンボジア	救急救命医療整備事業	C
19	2014 年 11 月	中南米	中南米省エネ・再生可能エネルギー事業	FI
20	2014 年 4 月	ミャンマー	ティラワ経済特別区 (ClassA) 開発事業	A
21	2014 年 3 月	インドネシア	産業人材育成事業	C
22	2013 年 1 月	ベトナム	ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業	B
23	2012 年 3 月	パキスタン	貧困層向けマイクロファイナンス事業	C
24	2011 年 11 月	ベトナム	産業人材育成事業	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 民間連携事業 海外投融資 再開後の出融資案件

(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/resumption.html)

(2) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

中小企業・SDGs ビジネス支援事業には、原則中小企業及び中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の 3 つの支援メニューがある。「SDGs ビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の 2 つの支援メニューがある。

(3) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業「中小企業支援型」

「中小企業支援型」の 3 メニューは、期間は 3 ヶ月～3 年、支援業務の上限金額は 850 万円～1.5 億円と幅がある。運用上、基礎調査を除き、GL が適用されている。主な製品・技術分野は、環境・エネルギー、廃棄物、水浄化・水処理、職業訓練・産業育成、福祉、農業、保健・医療、教育、防災・災害対策となっている。

「中小企業支援型」の 3 つの支援メニューの採択事例及び環境カテゴリは以下のとおり。

(a) 基礎調査：ここ数年の案件の採択件数は年間 17～26 案件と多いため、2018 年度の事例を下表にまとめた。本スキームは情報収集を対象としており、フィージビリティ調査は実施しないため、運用上、JICA GL は適用していない。

表 3-4 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (1) 基礎調査 (中小企業支援型) の一覧
(2018 年 4 月 16 日公示分)

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名
1	インドネシア	北海道ボラコン株式会社	膨張性粘土によるインフラ施設被害への多孔質(ポーラス)コンクリート製品導入に関する基礎調査
2	フィリピン	株式会社繕 日本プロロング株式会社	漏水を防ぐコンクリート補修材の販売に関する基礎調査
3	フィリピン	ベルグアース株式会社	現地環境に適した高品質・高収量野菜接木苗の生産販売事業のための基礎調査

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名
4	カンボジア	株式会社ウエスト・マネージメント	建設インフラを支える日本製中古小型建設機械の流通及び活用に関する基礎調査
5	ベトナム	株式会社グランソール免疫研究所	がん治療のための医療サービスの質向上にかかる基礎調査
6	ベトナム	株式会社グリーンテクノ 21	廃棄卵殻を活用した有機石灰肥料事業に係る基礎調査
7	ベトナム	壽環境機材株式会社	ベトナム国 湖沼水浄化システム事業に関わる基礎調査
8	ミャンマー	中島特殊鋼株式会社	高機能特殊鋼を利用する特殊金型の現地展開に関する基礎調査
9	モンゴル	山口産業株式会社	ラセッター（RUSSETY）なめし技法を活用したモンゴル・レザーのブランド化に関する基礎調査
10	タンザニア	株式会社スタジオキャンビー	タンザニア国 モバイルアプリによる都市公共交通（バス）サービス改善にかかる基礎調査
11	ザンビア	アルファ工業株式会社	ザンビア国内の橋梁補修に関する基礎調査
12	ブルキナファソ	鉦研工業株式会社	難水地域における地下水開発のための基礎調査
13	セネガル	株式会社ステラ環境	医療廃棄物の分散処理体制構築に向けた小型焼却炉導入による保健衛生向上に係る基礎調査

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

2018 年度第一回中小企業海外展開支援事業～基礎調査～（2018 年 4 月 16 日公示分）採択案件一覧

(https://www.jica.go.jp/announce/notice/fs/ku57pq000027tajl-att/fs_180814_result.pdf)

また、2017 年度以前の中小企業海外展開支援の基礎調査に係る採択事業リストは以下に照会されている。

基礎調査（中小企業支援型）

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/fs/index.html)

(b)「中小企業支援型」の案件化調査：GL の対象とする協力事業でないものの、フィージビリティ調査を実施する案件が含まれるため、運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間 20～36 案件と多いため、2018 年度前期の契約締結済み案件を下表にまとめた。大半の案件で環境カテゴリは C となっている。

表 3-5 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（2）案件化調査（中小企支援型）の一覧
(2018 年 4 月 16 日公示分)

No.	対象国	提案法人名（代表）	案件名	環境 カテゴリ
1	インドネシア	中里建設株式会社	都市給水の水質および供給力を向上するための送配水管内洗浄案件化調査	C
2	インドネシア	株式会社石橋	有機性廃棄物の再資源化サプライチェーン事業案件化調査	C
3	フィリピン	株式会社たから	イロコスノルテ州におけるニンニクの増産と黒ニンニク加工による生計向上のための案件化調査	C
4	タイ	三木理研工業株式会社	微生物による染色排水の脱色事業案件化調査【途上国発イノベーション枠】	C
5	タイ	株式会社ナカムラ消防化学	タイ王国での深刻化するヘイズ・森林火災対策に係る多機能消防ポンプの導入にかかる案件化調査	C
6	カンボジア	タキイ種苗株式会社	高品質種子と接ぎ木育苗技術による野菜の高付加価値化と生産性向上事業案件化調査	C
7	ラオス	株式会社三幸工務店 岡山コンクリート工業株式会社	耐久性の高い道路整備を可能にするコンクリート二次製品の導入に向けた案件化調査	B

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境 カテゴリ
8	ラオス	根来産業株式会社	使用済み PET ボトル再生製品原料化事業案件化調査	C
9	ベトナム	鈴健興業株式会社	建設廃棄物の安全で効率的な分別・選別処理システムによる埋め立て処分量削減のための案件化調査	C
10	ベトナム	中島物産株式会社	自然調和型養殖技術を通じたエビ養殖生産性向上の案件化調査	C
11	ミャンマー	株式会社 OKAMURA	南部デルタ貧困地域の水衛生問題改善のための病院・市場等への高度浄化槽導入に関する案件化調査	C
12	ミャンマー	株式会社春江	ヤンゴン市の医療廃棄物適正処理のための民間受託に向けた最適な回収・運搬・処分システム構築に係る案件化調査	B
13	ミャンマー	株式会社メリータイムフーズ 株式会社ヒガシマル	ミャンマー国における稚エビ生産技術及び養殖農家支援の案件化調査【中堅企業枠(共同企業体)】	B
14	メキシコ	株式会社朝田商会	南バハカリフォルニア州における高性能小型焼却炉導入による廃棄物殻の焼成・減容化及び残渣の再資源化に向けた案件化調査	B
15	メキシコ	株式会社黒田工業 株式会社バンテック	農業用フィルムおよびプラスチックのリサイクル技術及び適正処理技術に関する案件化調査	C
16	ニカラグア	株式会社 Bace	カカオの高付加価値化とバリューチェーン構築のための案件化調査	C
17	ペルー	レキオスソフト株式会社	日本式早期地震検知システムによる防災対策のための案件化調査【途上国発イノベーション枠】	C
18	ケニア	トミタテクノロジー株式会社	施設園芸での養液栽培を活用した北部回廊の産地化にかかる案件化調査	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

2018 年度第一回中小企業海外展開支援事業～案件化調査～(2018 年 4 月 16 日公示分) 採択案件一覧

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebmfs/index.html)

また、2017 年度以前の中小企業海外展開支援の案件化調査に係る採択事業リストは以下に照会されている。

案件化調査 (中小企業支援型)

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebmfs/index.html)

(c) 「中小企業支援型」の普及・実証・ビジネス化事業：GL の対象とする協力事業でないものの、環境社会影響が生じる可能性がある事業が含まれるため、運用上、適用されてきた。ここ数年の案件の採択件数は年間 16～19 案件と多いため、2018 年度前期の契約締結済み案件を下表にまとめた。1 件を除き全てカテゴリ C となっている。

表 3-6 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 (3) 普及・実証・ビジネス化事業 (中小企業支援型)
の一覧 (2018 年 4 月 16 日公示分)

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境 カテゴリ
1	ベトナム	株式会社なにわ花いちば	ラムドン省産切り花高付加価値化のためのバリューチェーン・コーディネート普及・実証事業	C
1	ベトナム	株式会社ジェー・フィルズ	高濃度有機系産業排水を対象とした高性能排水処理システム普及・実証事業	B
2	ベトナム	ワタキューセイモア株式会社	公立病院の院内衛生環境改善のためのリネンサプライサービス普及・実証事業【1.5 億円枠】	C
3	ベトナム	株式会社エフ・イー	旭川市・クアンニン省の都市間連携による農産加工力向上のための普及・実証事業【地域産業集積海外展開推進枠】	C

No.	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境 カテゴリ
4	ミャンマー	株式会社リード 技研	ミャンマー国 電動アシスト自転車普及・実証事業【1.5 億円枠】	C
5	モンゴル	トーイツ株式会 社	分娩監視装置及び集中監視システム導入を通じた周産期医療の質の改善のための普及・実証事業	C
6	インド	魚谷鉄工株式会 社	サトウキビ生産性向上及び高付加価値化を目的とした収穫機導入に関する普及・実証事業	C
7	メキシコ	海洋建設株式会 社	シェルナースを用いた持続可能な漁業に係る普及・実証事業	C
8	メキシコ	カネパッケージ 株式会社	自動車産業の補完産業としての梱包材産業振興に向けた普及実証事業【1.5 億円枠】	C
9	エクアドル	株式会社アステ ム	情報弱者のテレビ放送へのアクセスを保障する安心安全のための放送・通信インフラ普及・実証事業【インフラ整備技術推進特別枠】	C
10	モロッコ	エコステージエ ンジニアリング 株式会社	油温減圧式乾燥機の導入によるオリーブ搾油粕の資源化のための普及・実証事業	C
11	ケニア	株式会社教育情 報サービス	教育の質向上のための e ラーニングシステム導入に係る普及・実証事業	C
12	南アフリカ 共和国	林総事株式会 社	先進的軌道保全技術(座屈防止板)導入による脱線等の軌道事故を防止するための普及・実証事業【インフラ整備技術推進特別枠】	C
13	タンザニア	辻プラスチック 株式会社	自発光道路鋸を活用した夜間交通安全対策のための普及・実証事業	C
14	セネガル	テラル株式会社 株式会社エー・ シー・アイ	直流及び交流駆動型ソーラーポンプシステムを活用した小規模地方給水施設整備普及・実証事業	C

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

- 2018 年度第一回中小企業海外展開支援事業～普及・実証事業～（2018 年 4 月 16 日公示分）採択案件一覧
(https://www.jica.go.jp/announce/notice/teian/ku57pq000027tbez-att/teian_180814_result.pdf)
- Information Disclosure under new Guidelines
(https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/index.html)
また、2017 年度以前の中小企業海外展開支援の普及・実証・ビジネス化事業に係る採択事業リストは以下に照会されている。
- 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）
(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/smebvs/index.html)

(4) 中小企業・SDGs ビジネス事業「SDGs ビジネス支援型」

「SDGs ビジネス支援型」は 2018 年 7 月に新設されたスキームであり、未だ事例がない。フィービリティ調査を実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上、GL が適用される。前身の制度である途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業も、GL の対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の 2018 年前期の契約締結済み案件を下記にまとめた。両調査とも、環境カテゴリは全てカテゴリ C であった。

表 3-7 SDGs ビジネス支援型の前身の制度対象事業の一覧

No.	公示年月	対象国	提案法人名 (代表)	案件名	環境カ テゴリ	貢献を 目指す SDGs
旧途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査						
1	2018 年 4 月 8 日	インドネシ ア	帝人フロンテ ィア株式会社	デング熱対策のための防蚊 衣類生産・販売ビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	3
2	2018 年 4 月 8 日	ミャンマー	アルプス薬品 工業株式会社	小規模農家の収入向上のため のセンナ栽培・加工品販売 ビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	10
3	2018 年 4 月 8 日	ミャンマー	SOMPO リ スケアマネジ メント株式会 社	農村部の金融アクセス向上 のための融資付帯保険商品 開発・普及ビジネス (SDGs ビ ジネス) 調査	C	1, 13
4	2018 年 4 月 8 日	バングラデ シュ	イチバンライ フ株式会社	農家の収入向上のためのモ リンガ生産・加工品販売ビジ ネス (SDGs ビジネス) 調	C	10
5	2018 年 4 月 8 日	南アフリカ	一般財団法人 リモート・セ ンシング技術 センター	衛星データを活用した農作 物生産性向上のための農業 情報サービスビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	2, 13
6	2018 年 4 月 8 日	ブルキナフ ァソ	不二製油グル ープ本社株式 会社	栄養改善及び女性の収入向 上のための大豆食品バリュ ーチェーン構築ビジネス (SDGs ビジネス) 調査	C	2, 5
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業						
7	2018 年 5 月 14 日	インドネシ ア	株式会社オブ ティム	遠隔作業支援サービス普及 促進事業	C	—
8	2018 年 5 月 14 日	カンボジア	ニチレキ株式 会社	路上路盤再生工法普及促進 事業	C	—
9	2018 年 5 月 14 日	ベトナム	株式会社みち のりホールデ ィングス	バス経営・運営ノウハウ普及 促進事業	C	—
10	2018 年 5 月 14 日	ネパール	株式会社日健 総本社	土壌藻類を活用した環境配 慮型斜面復旧技術普及促進 事業	C	—
11	2018 年 5 月 14 日	ケニア	株式会社カネ カ	P H B H 系コンパウンドに よる生分解性レジ袋普及促 進事業	C	—
12	2018 年 5 月 14 日	ケニア	株式会社ウェ ルシィ	高濁度・水質変動対応型浄水 技術普及促進事業	C	—

出典：下記に基づき JICA 調査団にて作成

1. 旧途上国の課題解決型ビジネス (SDGs ビジネス) 調査
https://www.jica.go.jp/announce/notice/bop/ku57pq000027nsw1-att/result_01_20180406.pdf
2. 旧開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業
https://www.jica.go.jp/announce/notice/kaihatsu/ku57pq000028izy0-att/result_20180514.pdf

(5) Green Climate Fund からの受託事業

JICA は 2017 年に、国際機関である「Green Climate Fund」(緑の気候基金、GCF) の認証機関として承認され、今後、GCF の事業を、独立行政法人国際協力機構法第 13 条第 3 項に基づき受託することが想定される。現在は GCF へ提出する案件提案書を準備中の状況

にあり案件の採択は未了である。GCF からの受託案件については、GL を適用する方向で調整中。

3.3 MDBs 等のセーフガードポリシーの概要

3.3.1 MDBs 等のセーフガード政策の動向

(1) MDBs 等のセーフガードポリシー（概説）

世銀、ADB、IFC の最新のセーフガード政策やガイダンスノートなどの構成を下記のとおり整理した。下表に含まれていないが、各機関は案件でのセーフガードの実績にかかる評価レポート、ケーススタディー、個別課題の参考資料なども別途作成・出版している。

表 3-8 MDBs 等のセーフガードポリシー(概説)

書類名	世銀	ADB	IFC
ポリシー	Environmental and Social Framework (ESF) (2016) : 世銀が拠出する投資プロジェクトにおける人々および環境に対する配慮の拡大を目指す新たな環境・社会フレームワークである。他の国際開発金融機関のセーフガード政策とのさらなる調和化が図られ、また透明性、差別禁止、社会的包摂性、市民参加および説明責任などの領域でも重要な進展が導入されている。 下記の 10 の Environmental and Social Standard (ESS) を含む。 ✓ ESS1: Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts ✓ ESS2: Labor and Working Conditions ✓ ESS3: Resource Efficiency and Pollution Prevention and Management ✓ ESS4: Community Health and Safety ✓ ESS5: Land Acquisition, Restrictions on Land Use and Involuntary Resettlement ✓ ESS6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural	Safeguard Policy Statement (SPS) (2009): 共通の ADB のセーフガードの目的、政策の原則、プロセスを説明。相手国に求める要件として、以下 4 つの Appendixe が含まれる。 - Environment - Involuntary Resettlement - Indigenous Peoples - Special Requirements for Different Finance Modalities Operations Manual Bank Policies (BP) Safeguard Policy Statement (for staff use) (2013) : スタッフ用にセーフガードにかかる手続きをまとめている。	Sustainability Framework (Updated in 2012): IFC の持続可能な開発のための戦略的なコミットメントであり、主要なリスク管理アプローチである。下記で構成される。世銀 ESS と比較すると、ESS 9, ESS 10 は IFC PS には無い項目であるが、それぞれ IFC の Interpretation Note on Financial Intermediaries (金融仲介機関のプロジェクトに対する環境と社会の持続可能性に関する IFC 政策と PS の適用を定めたもの) と PS 1 に含まれており、配慮対象項目に大きな乖離はない。 ✓ Policy on Environmental and Social Sustainability ✓ Environmental and Social Performance Standards (PS) - PS1 Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts; - PS2: Labor and Working Conditions; - PS 3: Resource Efficiency and Pollution Prevention; - PS4: Community Health, Safety, and Security; - PS5: Land Acquisition and Involuntary

書類名	世銀	ADB	IFC
	Resources ✓ ESS7: Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities ✓ ESS8: Cultural Heritage ✓ ESS9: Financial Intermediaries ✓ ESS10: Stakeholder Engagement and Information Disclosure		Resettlement; - PS6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources; - PS7: Indigenous Peoples; - PS8: Cultural Heritage ✓ Access to Information Policy: 透明性を確保するための情報公開の規定
ガイダンスノート	Guidance Note for Borrowers (2018): 前述の各 ESS の記載を補完する Borrower 向けの書類。	-	Guidance Note (2012): 各 Performance Standard 記載を補完する書類 *GN6 Biodiversity Conservation and Sustainable は、2018 年 11 月に改訂

出典：下記の各セーフガードポリシー・ウェブサイトに基づき JICA 調査団が作成

世銀 ESF: <https://projects-beta.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-framework>

ADB SPS: <https://www.adb.org/documents/safeguard-policy-statement>

IFC SP: <http://www.ifc.org/performancestandards>

2018 年 10 月から施行されている世界銀行のセーフガード ESF については、(2) (3) で詳述する。

(2) MDBs 等のセーフガードポリシー改定にかかる動向

JICA GL 2.6 参照する法令と基準に関連して、世銀、ADB、IFC のセーフガードポリシーの策定・改訂の動向、及び改訂にあたりポリシーの運用状況の評価を行っている場合はそれらを調査した。

各組織のセーフガードポリシーの策定・施行状況は下記のとおりである。世銀については、2016 年に ESF が承認され、2018 年 10 月から ESF が施行されている。ADB は、2018 年 7 月～2019 年 11 月に SPS の運用評価を実施することを発表している。IFC については、個別の PS に対応するガイダンスノート (GN) が一部改定されているものの、現段階でセーフガードポリシーそのものの改定作業は行われていない。

表 3-9 MDBs のセーフガードポリシーの策定状況

機関	セーフガードポリシーの策定状況	改定の動向
世銀	2016 年 8 月に ESF の承認 2018 年 10 月から施行	✓ 現時点でなし
ADB	2009 年 7 月に承認 承認から 6 ヶ月後に施行	✓ 2018 年 7 月～2019 年 11 月の予定で、独立評価局による運用評価「Corporate Evaluation of the Safeguard Policy Statement」が行わ

機関	セーフガードポリシーの策定状況	改定の動向
		れている。7 か国（インド、パプアニューギニア、中国、ベトナム、ウズベキスタン、インドネシア、ネパール）を対象。2018 年 9 月に同運用評価の Concept Paper が公開、2019 年 6 月下旬時点で評価結果の公開はない。
IFC	Sustainability Framework は 2012 年 1 月 1 日に施行	✓ 公式ウェブサイトには記載されておらず

出典：各セーフガードポリシー・ウェブサイトに基づき JICA 調査団が作成

現行の JICA GL では世銀のセーフガードポリシーと「大きな乖離がないこと」を確認することが求められる。2018 年 10 月に施行された世銀の ESF の概要、及び主要な変更点は以下のとおりである。

【ESF の概要】

- Vision for Sustainable Development：世銀の環境・社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの
- The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing(Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの
- Environmental and Social Standards (ESS)：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもので、IFC の PS と同様、分野に応じた配慮事項が整理されている

旧セーフガードポリシーからの主要な変更点は以下のとおり、まとめられる。

- (1) セーフガードに関する既存の 9 つの個別規程 (Operational Policy, Bank Procedures) を一本化。ESF には 10 の ESS が含まれ、プロジェクトには全ての ESS が適用される。旧セーフガード政策には含まれていない、もしくは独立した規定としては存在していなかったが、新たに ESS として示されたのは、雇用と労働条件 (ESS 2)、コミュニティの衛生安全 (ESS 4)、Financial Intermediaries (ESS 9)、ステークホルダーの参加と情報公開 (ESS 10) である。
- (2) 従来のセーフガード政策では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえてカテゴリ分類を行っていたが、Environmental and Social Policy では当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。
- (3) 環境社会配慮要件等の面で、IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。

3.3.2 世銀 の旧セーフガード政策と ESF の比較

2018 年 10 月に施行された世銀の新セーフガード政策（ESF）に関して、旧セーフガード政策と比較し結果を記載した。

表 3-10 世界銀行 新旧セーフガードポリシーの主な変更点

※世界銀行 新セーフガードポリシー（Environmental and Social Framework（ESF）及び Environmental and Social Standards（ESS））の順に整理

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
1	コモンアプ ローチ	<ESF> 世銀は、他ドナーと協調融資を行う場合、コモンアプローチの採用に合意する ために他ドナーおよび相手国と協力する。協調融資先のセーフガードポリシー を確認した上で、コモンアプローチをとっても Environmental and Social Framework（ESF）のうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件 である Environmental and Social Standards（ESS）1- 10 を満たすことが可 能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンア プローチを採用することが可能である。（World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, para 9）	・ コモンアプローチに係る記載は特段無し。	・ 協調融資案件におけるコモン アプローチの導入
2	カテゴリー分 類	<ESF> ・ 下記の関連事項を考慮して、 <u>High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk</u> の 4 つに分類： - プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模 - 想定される環境社会リスク・影響の性質と規模 - 相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク・影響を管理 する能力、ESS に基づく管理へのコミットメント - 特定のプロジェクトの環境・社会面の影響に対する緩和策の実績と結果 - 提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治 安などに対する考慮 ・ 定期的にリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開。 （World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, para 20, 21）	<OP4.01：環境アセスメント> ・ プロジェクトの種類・場所・脆弱性・規模、ならびに潜在的影響の性質や 程度に基づき、プロジェクト案を次の 4 つのカテゴリに分類(OP4.01 para 8)： - <u>カテゴリ A</u> ：環境に対して、重大、複雑、または前例のない負の影響が想 定されるプロジェクト - <u>カテゴリ B</u> ：人間あるいは環境の観点から重要な区域（湿地、森林、草地、 その他の自然生息地など）に対する負の環境影響がカテゴリ A より小さい プロジェクト - <u>カテゴリ C</u> ：環境に与える負の影響が最小限であるか、存在しないと考え られるプロジェクト - <u>カテゴリ FI</u> ：環境に対して負の影響を及ぼす可能性のあるサブプロジェ クトが含まれ、金融仲介者を通じて世銀融資が行われるプロジェクト	・ リスク分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）
3	情報公開	<ESF> ・ 世銀は、High Risk 及び Substantial Risk 案件については、環境社会影響 評価に基づくリスク・影響に関する文書（EIA 報告書含む）をアプレイザル 前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としてお り、公開期間に関する規定はない。（World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, para 51）	<OP4.01> ・ 借入人が環境アセスメント（EA）報告書を世銀に正式に送付すると、世銀 は、（カテゴリ A の場合は EA 報告の概要を理事に配布するとともに）EA 報告書が InfoShop を通じて入手出来るようにする。（OP4.01 para 18）	・ 環境社会影響評価に係る文書 （EIA 報告書等）のアプレイザ ル前の公開
4	環境社会影 響評価、環境 社会履行計	<ESS1 環境社会リスク影響の評価と管理> ・ 世銀 ESS1 では相手国等に対して以下の文書の作成を求めている。 - <u>環境社会影響評価</u> （ESIA: Environmental and Social Impact Assessment）	<OP4.01> ・ 世銀は、世銀融資が検討されているプロジェクトについて、環境面からの 健全性・持続可能性を確保すると共に、より良い意思決定プロセスに結び	・ 環境社会影響評価報告書 （ESS1-10 にある要素を含む） の作成

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
	画	報告書の作成：プロジェクトによる環境社会リスクとインパクトを評価する。プロジェクトライフを通じた、直接的、間接的、累積的なリスクとインパクトを評価し、ESSs2-10 にある要求事項を満たすものとする。（ESS1 para 23-） - 環境社会履行計画（ESCP: Environment and Social Commitment Plan）の合意：ESIA の緩和策、モニタリング計画等の重要点を整理した文書の作成が求められる。（ESS1 para 36-）	つけるため、環境アセスメント（EA）の提出を求める。（OP4.01 para 1） ・ EA では、自然環境（大気、水、土地）、人間の健康と安全、社会的側面（非自発的移転、先住民族、有形文化資源）、国境を越える地球規模の環境問題が検討される。（OP4.01 para 3） ・ 世銀が EA 要件の充足につき確認を行う場合、プロジェクトの内容に応じて、環境影響評価（EIA）、地域別もしくはセクター別の EA、環境監査、災害・リスクアセスメント、環境管理計画（EMP）などの文書が活用される。（OP4.01 para 7）	・ 環境社会履行計画の作成
5	環境社会影響評価書	<ESS1> ・ 世銀 ESS 1 では、「Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA, E. Indicative outline of ESMP」に、ESIA の構成要素が示されている。 ・ ESIA の構成要素は以下の通り（ESS1 Annex 1. D.）： a) 要約 b) 法的・体制的枠組み c) 事業概要 d) ベースラインデータ e) 環境社会リスクとインパクト f) 緩和策 g) 代替案分析 h) 設計手法 i) 環境社会コミットメント計画（ESCP）の主要な方策とアクション j) 付属資料	<OP4.01> ・ OP4.01 Annex B にカテゴリ A プロジェクトに必要な環境アセスメント報告書の内容が示されている。 ・ カテゴリ A プロジェクトに必要な環境アセスメント報告書の内容は以下の通り（OP4.01 Annex B）： a) 要旨 b) 政策的・法的・行政的枠組み c) プロジェクトの説明 d) ベースラインデータ e) 環境影響 f) 代替案の分析 g) 環境管理計画 h) 添付資料	・ 世銀 ESS1 Annex 1 環境社会影響評価書（ESIA）の構成要素（(e)環境社会リスク、(h)設計手法、(i)ESCP 要旨、等）
6	相手国等の環境社会配慮フレームワーク	<ESS1> ・ 世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能である。（ESS1 para 19, 20）	<OP4.00：世銀支援プロジェクトにおける環境・社会セーフガード問題への取り組みでの借入国システムの試験的活用> ・ 世銀では、世銀支援プロジェクトにおける借入国システムの試験的活用を進めている。国別システム活用の拡大に関係した実施面での問題について全体的な理解を深めることが、パイロットプログラムの重要な目的である。借入国の環境・社会セーフガードシステムが OP4.00 の表 A1 ¹⁾ に定める政策目的を達成し、また適用される運営原則を遵守する場合、世銀は、世銀の環境・社会セーフガードシステムと同等性があるとみなす。（OP4.00 para 1, 2）	・ 相手国等の環境社会配慮フレームワークの活用
7	代替案検討委	<ESS1> Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA g) 代替案の分析（p26-） - 環境社会への潜在的な影響について、事業の場所や技術、設計、運用手法に	<OP4.01> Annex B - Content of an Environmental Assessment Report for a Category A Project f) 代替案の分析	・ 特に無し。

¹ Environmental and Social Safeguard Policies—Policy Objectives and Operational Principles (<https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/PPFDocuments/Environmental%20and%20social%20safeguard%20policie.pdf>)

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		関し、事業を実施しない案も含め、実現可能な代替案の比較検討を行う ・ 環境及び社会への影響について、代替案による緩和実効性を次の観点から評価する。；緩和策に係る資本及び経常費用、局地的条件への適合性。；緩和策実施のための、制度、訓練及びモニタリングでの要件 ・ 各代替案に対し、可能な限り環境社会への影響と経済的価値の定量化を行う。	・ 提案されているプロジェクトの立地・技術・設計・運営に代わる実行可能な代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が持つ潜在的な環境影響、その影響の緩和可能性、初期投資及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な限り定量化し、可能であれば経済的価値を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を示し、望ましい排出レベルおよび汚染防止・削減策の正当性を示す。	
8	費用・便益の定量化	<ESS1> ・ 代替案比較の際に、環境社会影響の定量化を可能な範囲内で行い、実施可能であれば経済価値を付す。（ESS 1 Annex1・D）	<OP4.01> ・ 代替案比較の際に、環境影響を可能な限り定量化し、可能であれば経済的価値を付す。（OP4.01 Annex B）	・ 特に無し。
9	「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」	<ESS1> ・ 関連施設（associated facilities）とは、（世銀が支援する）事業の一部として融資されず、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもしくは実施が計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われない施設もしくは活動を指す。（ESS1 para11） ・ 関連施設について、借入人が管理権限や影響力を及ぼしうる範囲内のみで、ESS を満たすことが求められる。（ESS1 para10） ・ 間接的影響（indirect impact）とは、合理的に予測できる範囲で、本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外である。（ESS1 footnote 21） ・ <u>累積的影響</u> （cumulative impact）とは、過去、現在及び合理的に予測できる将来の、（世銀事業に）関係する他の開発によって増加される影響のことをいう。また、本事業を実施することにより、将来的にあるいは他の場所で実現可能となる、（未計画だが予測可能な）活動によって追加される影響も含まれる。累積的影響は、個々には軽微だが、一定の期間において集合すると重大となり得る活動により引き起こされうる。環境社会評価では、科学的根拠に基づき重要とされる累積的影響を考慮するとともに、事業により影響を受ける者の懸念事項を反映させる。潜在的な累積的影響は可能な限り早い段階、できればスコーピングの段階で特定される。	・ 不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響に係る定義が記載されている OP は特段無し。	・ 「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」に係る定義
10	労働者	<ESS2 雇用と労働条件> ・ 世銀 ESS2 では、雇用と労働条件に関する相手国等の義務を初めて規定した。 ・ 適用対象：以下の 4 分類の労働者に適用される：a)プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、b)コントラクター雇用の労働者、c)コミュニティ労働	・ 労働者の分類、労務管理手順、労働安全衛生対策、労働者のための苦情処理メカニズムに係る要件が記載されている OP は特段無し。	・ 労働者の分類、労務管理手順、労働安全衛生対策、労働者のための苦情処理メカニズム

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		者、d)一次供給者（primary suppliers）の労働者。a)と b)に対しては以下、労務管理手順、労働安全衛生対策、苦情処理メカニズムの対応が求められ、c)はプロジェクトの性質規模等に応じて労務管理手順と労働安全衛生の一部、d)は以下の対応は求められないが児童労働強制労働労働安全面の重大な欠陥が確認された場合は改善措置を要求する。 ・ 労務管理手順（LMPs：Labour Management Procedure)の作成：労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社・団体交渉の自由、児童労働・強制労働の禁止等の内容が盛り込まれる。 ・ 労働安全衛生対策（OHSM：Occupational Health and Safety Measure)の作成：関連する EHS ガイドラインを踏まえ、労働者の労働安全衛生対策を整理した文書で、実施機関によって作成され、コントラクターが実施・監理することになる。 ・ 苦情処理メカニズム：労働者向けに設置が求められる。		
11	GHG 排出量の推計	<ESS3 効率的な資源管理と汚染防止> ・ GHG 排出量の予測・定量化の対象範囲：以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総 GHG 排出量を予測する。（ESS3 para 16）二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象。（GN16.1） (a) 排出源が多岐であったり僅かであったりする場合（例：コミュニテイ開発事業） (b) 排出量が重大にならない場合（例：教育や社会保護にかかるプロジェクト） ・ 算定の閾値：特になし ・ 排出量計算の頻度：環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計（ESS 3 para 16） ・ 情報公開の方法：プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表	<OP4.01> ・ EA では、自然環境（大気、水、土地）、人間の健康と安全、社会的側面（非自発的移転、先住民族、有形文化資源）、国境を越える地球規模の環境問題が検討される。（OP4.01 para 3）地球規模の環境問題には、気候変動、オゾン層破壊物質、国際水域汚染、生物多様性への負の影響が含まれる。（OP4.01 footnote 4） ・ GHG 排出量予測に係る具体的な規定が規定されている OP は特段無し。	・ 事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計
12	代替案分析における GHG 排出量	<ESS3> ・ GHG 排出量削減のための代替案の分析：設計・建設・供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する。（ESS 3 para15）	・ GHG 排出量削減のための代替案の分析について記載されている OP は特段無し。	・ 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減の代替案の分析
13	有害廃棄物、化学・有害物質、農薬の管理	<ESS3> ・ 借入人は <u>有害・一般廃棄物</u> の排出を回避する。もし回避できない場合には、排出を最小限にし、再利用する。再利用もできない場合には、環境・安全に適した方法で処理・廃棄する。（ESS3 para 17-18） ・ 借入人は、国際的に認可された場合でない限り、<u>化学・有害物質</u> の製造・	・ 有害廃棄物、化学・有害物質に係る具体的な規定が記載されている OP は特段無し。 <OP 4.09：病虫害管理> ・ 農業もしくは公衆衛生に影響する病虫害の管理についての借入国への支	・ 有害廃棄物、化学・有害物質に係る要件

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		取引・使用を回避する。借入人は、有害物質の使用を最小化する。プロジェクトで扱われる有害物質の製造、運搬、保管などについては、環境社会アセスメントの中で検討される。（ESS3 para 19-20） ・ <u>害虫管理</u> が必要とされるプロジェクトの場合、借入人は総合的病虫害管理（integrated pest/vector management: IPM/IVM）アプローチを選択する。借入人は、EHS ガイドラインを遵守していないもしくは国際的に禁止された殺虫剤は使用しない。そのほか ESS3 para 22, 23 にある（人体への負の影響がほとんどない等の）基準に合致しない殺虫剤も使用しない。重大な害虫管理が生じるプロジェクトの場合や、害虫駆除製品への融資がプロジェクトの大部分を占める場合には、借入人は害虫管理計画（Pest Management Plan: PMP）を策定する。（ESS3 para 21-25）	援において、世銀は、生物学的もしくは環境的な手法による病虫害駆除方法の使用を促進し、合成化学殺虫剤への依存度を下げる戦略を支援する。世銀融資プロジェクトでは、借入国は当該プロジェクトの環境アセスメントを踏まえて病虫害管理問題に取り組む。（OP4.09 para 1） ・ 世銀は、借入国における病虫害管理の評価を行い、総合的病虫害管理（IPM）及び農薬の安全な使用への取り組みを支援するために、様々な手段を行使する。（OP4.09 para 3） ・ 世銀融資プロジェクトにおける殺虫剤の選択および使用には、（人体への負の影響がほとんどない等の）基準を適用する。（OP4.09 para 6）	
14	コミュニティ配慮	＜ESS4 コミュニティの衛生安全＞ ・ 世銀 ESS4 では、以下の点が示された。 ・ 緊急事態対応計画（Emergency Response Plan : ERP）の策定：緊急事態（人的・自然）がありうる事業では ESIA を通じて、コミュニティの衛生安全へのリスクを特定する。当該リスクの分析・評価を通じて必要に応じ、ERP を策定する。（ESS4 para 19-23） ・ ダムに関する ERP：水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムについて、GIIP に従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる。（ESS4 Annex 1. Safety of dams） ・ 有害廃棄物管理計画（Hazardous Waste/Materials Management Plan）の策定： 被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のある事業において、危険物を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施を検討するもの。危険物の定義は EHS ガイドラインに従う。（※労働環境における有害廃棄物管理については、ESS3 において汚染対策の一環として実施されることが求められている。）（ESS4 GN18.4） ・ 地域外からの労働者の流入による影響と対策：労働者の流入によるリスク（伝染病等）に配慮することが掲げられている。世銀の Guidance Note on Managing Risks Related to Labor Influx によれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA 等を通じたリスクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の一部に含めること」の 3 点を対応原則とする。 ・ 保安員（Security Personnel）：保安措置によって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスクを評価し、仮に違法的・暴力的な行為の申し立てがあった場合にはそれをレビューする。（ESS4 para 24-27） ・ インフラ・構造物の安全性の確保：構造物の設計や建設は、周辺コミュニティの安全性も配慮して行い、その際は気候変動も考慮する。異常気象（気候	・ 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティの安全性確保に係る具体的な規定が記載されている OP は特段無し。 ・ 構造物の設計における気候変動に係る具体的な規定が記載されている OP は特段無し。 ＜OP 4.37：ダムの安全性＞ ・ 世銀が、新規のダム建設（水力発電、上水道、灌漑等）を含むプロジェクトへの融資を行う場合、そうしたダムが経験ある有能な専門家により設計、施工監理されることが求められる。また、借入人に対し、ダム及び関連工事の設計、入札、建設、運転、保守においてもダムの安全性のための特定の方策を採用し、実施することも求められる。（OP4.37 para 2）	・ 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティの安全性確保の配慮項目への追加 ・ 構造物の設計における気候変動の考慮

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 (特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項)
		変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化を含む) の発生リスクが高い場合、独立の専門家が当該構造物の設計の妥当性を確認する。(ESS4 para 6-8)		
15	用地取得、住民移転	＜ESS5 用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転＞ - ESS 5 の適用対象は、用地取得、住民移転（土地の利用制限による移転を含む）、共有地の利用機会の喪失等が含まれる。(ESS5 para4) - 補償水準は再取得価格でなければならず、再取得価格の定義は OP4.12 と大きな変更はない。ただし、土地や構造物の市場が機能している場合は、再取得価格は市場価格に登録税や譲渡税等の transaction cost を追加した金額が再取得価格となるが、土地や構造物の市場が存在もしくは機能していない場合、別の方法（例えば土地の生産物の価値等）を算出することで求められる。(ESS5 footnote 6) - 補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。(ESS5 para 13) - 土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるよう支援する。(ESS5 para 29) ＜ESS5 Annex1＞ - これまでの世銀セーフガード政策では、200 名以上の住民移転が生じる場合は住民移転計画、200 名未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められていたが、ESS5 では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、住民移転計画の作成が求められている。 - RAP の構成要素のうち、資産価値評価方法及び移行期間に係る記載は以下のとおり。 (a) 損失資産に対する評価と補償に関して、「再取得価格を決定するため行う資産価値の評価方法」、「土地や自然資源の補償について、国内法及び再取得価格の水準とするため必要に応じた追加的措置を含めた補償の種類や水準」が含まれている。(ESS5 Annex 1 para 10) (b) 生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる。(ESS5 Annex 1 para 29) - 住民移転計画の構成要素（Minimum elements of a resettlement plan）は以下の通り（ESS5 Annex 1 para 3-16）： - 事業概要 - 潜在的な影響	＜OP4.12：非自発的住民移転＞ - OP4.12 は、世銀が支援する投資プロジェクトの結果として生じ、なおかつ下記によって生じる経済・社会に対する直接的な影響を対象とする（OP4.12 para 3）： - 以下をもたらす非自発的な用地取得： - 家屋の移転または損失 - 資産もしくは資産へのアクセスの損失 - iii. 影響を受ける人々が別の場所に移転しなければならないかどうかに関わらず、収入源もしくは生計手段の喪失 - 移転住民の生計に負の影響をもたらす結果となる、指定公園や保護区域への強制的な立ち入り制限 「再取得費用」とは、損失資産を再取得すると共に取引費用を補償するために十分な金額を求めるための資産評価方法である。この評価方法を適用する際には、構造物や資産の減価償却は考慮に入れない。(OP4.12 footnote 12) - 借入人は、OP4.12 に従った当該の移転文書案を世銀に提出すると共に、移転住民および地元 NGO にとって利用しやすい場所に、理解しやすい形式、方法、言語で閲覧可能にする。(OP4.12 para 22) - 占有地に関する法的権利あるいは請求権を持たない者に対しては、カットオフデット前に占有していた場合に限り、土地、その他の資産、現金、雇用などの移転支援並びにその他の支援が提供される。(OP4.12 para 16) - 特段の指定がない限り、非自発的住民移転を伴うすべてのプロジェクトについて、移転計画または簡易移転計画が求められる。(OP4.12 para 17 (a)) - 上記の第 17 項(a)で言及するプロジェクトについては、OP4.12 に従った移転計画案が審査の条件となる。ただし、全ての被影響住民に対する影響が軽微である場合、あるいは移転住民が 200 人未満である場合は、簡易移転計画の作成が借入人と合意されることがある。(OP4.12 para 25) - 国内法において完全な再取得費用による補償基準が満たされない場合は、再取得費用による補償基準を満たす付加的な方策によって国内法に基づく補償が補完される。(OP4.12 footnote 12) - 移転計画には、以下の方策が含まれる場合がある：退去後に、移転住民の生計及び生活水準の回復のために必要と思われる時間の合理的推定に基づいた移行期間において、支援が提供されること。(OP4.12 para 6.c.i.)	・住民移転計画の構成要素（物理的移転、経済的移転に必要な要素を分けて明記）

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		3) 移転プログラムの目的 4) センサス調査とベースとなる社会経済調査 5) 法的枠組み 6) 制度的枠組み 7) 資格要件 8) 損失の評価と補償 9) コミュニティ参加 10) 実施スケジュール 11) 費用と予算 12) 苦情処理メカニズム 13) モニタリングと評価 14) 予期せぬ変更に対応するための適応管理計画 ・ 上記に加え、物理的移転が生じる場合には、引越しの支援、移転先地の選定・整備・移転、住宅・インフラ・社会サービス、環境保全と管理、移転アレンジメントにおける協議、移転先地の住民との融合についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para 17-23） ・ また、経済的移転が生じる場合には、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援、経済開発機会の検討、移行期間中の支援についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para 24-29）	・ 住民移転計画の構成要素は以下の通り（OP 4.12 Annex A）： 1) プロジェクト概要 2) 潜在的影響 3) 住民移転プログラムの目的 4) 社会経済調査 5) 法的枠組み 6) 制度的枠組み 7) 資格要件 8) 損失の評価と補償 9) 住民移転策 10) 移転先地の選定、整備、移転 11) 住宅、インフラ、社会サービス 12) 環境保全と管理 13) 住民参加 14) 移転先住民との融合 15) 苦情処理手続き 16) 組織の責任 17) 実施スケジュール 18) 費用と予算 19) モニタリングと評価	
16	生息地区分	<ESS6 生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理> 生息地区分及び事業実施要件に関する整理 ・ 「生息地」は「a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.」と定義され、この定義に該当するエリアは、以下の 3 つの生息地に分類される。借入人は各々の要件を満たしながらプロジェクトを実施する。（ESS6 para 13, 14） ・ 改変された生息地（Modified Habitat）：農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。借入人は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる。（ESS6 para 19, 20） ・ 自然生息地（Natural Habitat）：生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。事業が負の影響を与えることが想定される場合、技術的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なおかつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難しく、その結果として生物多様性オフセットが難しい場合、このような生息地においては事業に関するいかな	<OP4.04：自然生息地> ・ 自然生息地（Natural habitats）とは、(i) 生態系の生物群集が主に在来動植物により構成されており、(ii) 人間の活動によって当該区域の主たる生態系機能が本質的に変化していない陸地もしくは水域である。重要な自然生息地は、熱帯雨林・熱帯乾燥林・多雨林、温帯林と針葉樹林、地中海型の低木林、自然の乾燥・半乾燥地、マングローブ湿地や海岸湿地およびその他の湿地、河口域、海草藻場、サンゴ礁、淡水湖川、高山帯・亜高山帯環境（草地など）、熱帯・温帯性の草原などに存在するものと考えられる。（OP4.04 Annex A para 1. a） ・ 重要な自然生息地（Critical natural habitats）とは、次のようなものである： i. 既存の保護区および政府が保護区として正式に提案している地域（国際自然保護連合（IUCN）による分類基準を満たした保護区など）、伝統的な地域コミュニティによって従前より保護されてきたと認識された地域（聖域など）、こうした保護区の存続可能性のために維持すべき重要な場所（環境アセスメントの過程で決定）、または	・ 自然生息地区分及び、リスク管理手法

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		る活動も行わない。（ESS6 para 21, 22） - 重要な生息地（Critical Habitat）：以下に示すような、生物多様性の重要度、価値が高い地域を指す： - IUCN のレッドリストや類似の指標により、絶滅寸前種ないし危惧種とされる生物種にとって重要な生息地 - 地域固有の、あるいは生息地が限られた生物種にとって重要な生息地 - 移動性の生物種や、集団を作る生物種にとって重要な生息地 - 危機に瀕した、あるいは固有の生態系 - 上記 a)から d)に示した生物多様性的価値の維持に必要な生態系機能や特徴 重要な生息地においては、借入機関は以下の場合を除いて、いかなる活動も実施しない 1) 実行可能な代替案が他に無い場合 2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合 3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合 4) 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合 5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合 6) 生物多様性のネットゲイン達成に必要なミチゲーションヒエラルキーが検討されている場合 7) 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合（ESS6 para 23-25） - 生物多様性管理計画：事業の実施による生息地及び生物多様性への重大なリスクや影響が確認された場合、生物多様性管理計画（Biodiversity Management Plan, BMP）が策定及び実行される。BMP には、生物多様性管理の目的、活動概要、緩和策、実施スケジュール、組織・制度と責任体制、費用などが記載される。（ESS 6 para 9 Appendix 1） - 生物多様性オフセット：生物多様性オフセットは、全ての技術的・財政的に実施可能な回避、最小化、再生措置を行っても依然として重大な影響が残存する場合のみ、最終手段として実施される。（ESS 6 para15） - 生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう、測定可能で、追加的、かつ長期の保全効果をもたらすよう実施される。（ESS 6 para16）	- ii. 世銀または地域環境セクターユニット（RESU）により権威付けられた機関により作成された補足リストで特定されている地域。そうした地域には、伝統的な地域コミュニティによって認められた地域（聖なる森など）、生物多様性を保全するために適切であると知られている地域、希少、脆弱、移動性もしくは絶滅の危機に瀕している種にとって重要な場所などが含まれる場合がある。（OP4.04 Annex A para 1. b） - 世銀は、重要な自然生息地の著しい転換や劣化を伴うプロジェクトの支援は行わない。（OP4.04 para 4） - 世銀は、当該プロジェクト及びその立地について実行可能な代替案がなく、なおかつ当該プロジェクトの全体的な便益が潜在的な環境コストを上回っていることが包括的な分析によって実証されない限り、自然生息地の著しい転換を伴うプロジェクトは支援しない。自然生息地の著しい転換または劣化をもたらすことが環境アセスメントにより示された場合は、世銀にとって容認できる緩和策をプロジェクトに含めることとする。（OP4.04 para 5） - 生物多様性管理計画について記載されている OP は特段無し。 - 生物多様性オフセットについて記載されている OP は特段無し。	
17	保護区	< ESS6 > 保護区の定義及び事業実施要件に関する整理（ESS6 para 26, 27） 保護区は政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指す。国際的に認知されている地域も含	< OP4.04 > 「保護区」は、「重要な自然生息地」の一例として以下の通り記載されている：既存の保護区および政府が保護区として正式に提案している地域（国際自然保護連合（IUCN）による分類基準を満たした保護区など）（OP4.04	保護区の定義及び保護区内における事業実施の要件

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		む。なお、国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域（KBA：Key Biodiversity Areas）、重要野鳥生息地（IBA；Important Bird Areas）、ゼロ同盟地域（Alliance for Zero Extinction Sites）が追加された。保護区であっても、事業実施が禁じられている訳でなく、特定の条件を満たす必要がある。 「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。もしプロジェクト対象地が 3 つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある。	Annex A para 1. b) 世銀は、重要な自然生息地の著しい転換や劣化を伴うプロジェクトの支援は行わない。（OP4.04 para 4）	
18	先住民族	<ESS7 先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会> - Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities（先住民族）とは、次のような特徴をもつ、独特な社会的及び文化的集団を指す(ESS7 para8)： a) 独特且つ固有の社会的文化的集団としての自己認識、ならびにそうしたアイデンティティに対する他者からの認識 b) 地理的に固有な居住地、先祖伝来の領地、もしくは季節ごとに利用・所有する土地、ならびにそうした場所の天然資源に対する、集団的愛着 c) 主流の社会や文化とは異なり切り離された、慣習上の文化的、経済的、社会的、政治的制度 d) 独特の言語または方言（彼らが住む国や地方の公用語とは異なる場合が多い） - 借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する。（ESS 7 para 13）当該計画は、以下の場合に独立した計画として策定される必要はない:①プロジェクトの裨益者が先住民族のみ、または圧倒的大多数の場合、当該計画の要素は事業計画に反映されていることが想定されるため。（ESS7 para 15） ②先住民族が他の民族等と共存して暮らしている場合、先住民族への影響やリスクに応じた緩和策の全ての要素を含みつつ、他の民族等も対象に含めた統合されたコミュニティ開発計画を策定することが可能。（ESS7 para17） ③先住民族が用地取得や住民移転の対象となる場合、ESS5 及び ESS7 に基づく文書は統合して策定する	<OP4.10：先住民族> - Indigenous Peoples（先住民族）とは、程度の差はあれ以下のような特徴を備えている独特且つ脆弱な社会的・文化的集団を指す（OP4.10 para 4）： a) 独特且つ固有の文化的集団としての自己認識、ならびにそうしたアイデンティティに対する他者からの認識 b) プロジェクト対象地にある地理的に固有な居住地または先祖伝来の領地ならびにそうした居住地や領地内の天然資源に対する集団的愛着 c) 支配的な社会や文化とは切り離された慣習上の文化的、経済的、社会的、政治的制度 d) 現地語（その国や地域の公用語とは異なる場合が多い） - 先住民族に影響を及ぼすプロジェクトの場合、借入人は、先住民族との自由で事前の十分に情報を提供した上での協議（free, prior, and informed consultation）を行う。（OP4.10 para 10） - 世銀は、借入人が実施した協議のプロセスと結果を検討し、影響を受ける先住民族コミュニティがプロジェクトに対する広範な支持を示していることを確認する。そうした支持の有無を確かめるための根拠として、社会アセスメント、並びに影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報を提供した上での協議の記録と結果に注意を払う。（OP4.10 para 11） - 先住民族計画（Indigenous Peoples Plan）の主な構成要素は以下の通り	- FPIC（Free, Prior, and Informed Consent）の定義 - 先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities に変更

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		ことが可能。(ESS7 GN31.2) - これまでの世銀セーフガード政策では、「自由で事前の協議：(Free, Prior, and Informed Consultation、FPIC)」であったが、ESS 7 では、FPIC の定義が自由で事前の合意 (Free, Prior, and Informed Consent) に変更された。FPIC の合意とは、FPIC は全員的一致である必要はなく、Indigenous Peoples/Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities 内の個人またはグループから反対意見あった場合でも、合意とみなしうる。(ESS 7 para25) - 先住民族計画 (IP/SSAHUTLC Plan) の主要な構成要素は、以下の通り (ESS7 GN Appendix A) : - 対象となる社会アセスメントの要約 (法的・制度的枠組みとベースラインデータを含む) - 意味あるコンサルテーションの結果要約 - プロジェクト実施中の意味あるコンサルテーションの枠組み - 先住民族が経済的便益を得るための方策 - 先住民族への負の影響を最小化、緩和、補償するための方策 - 計画実施のための費用、予算、スケジュール、実施体制 - 先住民族のための苦情処理メカニズム - 計画実施に関するモニタリングと評価、報告	(OP4.10 Annex B) : - 社会アセスメント結果の要約 (法的・制度的枠組み、影響を受ける先住民族についての人口統計的、社会的、文化的、政治的な特徴や基本情報を含む) - 自由で事前の十分な情報を提供した上での協議の要約 - プロジェクト実施中の自由で事前の十分な情報を提供した上での協議の枠組み - 先住民族が経済的便益を得るための方策 - 負の影響を最小化、緩和、補償するための方策 - 計画実施費用及び予算 - 先住民族のための苦情処理メカニズム - 計画実施に関するモニタリングと評価、報告	
19	文化遺産	<ESS8 文化遺産> - 本 ESS8 は、有形文化財 (tangible cultural heritage)、無形文化財 (intangible cultural heritage) が対象である。有形文化財とは、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、その他の文化的に重要である移動可能もしくは移動不可能な物、用地、建造物、建造物群、ならびに自然の造作および景観と定義される。無形文化財とは、コミュニティや集団が文化遺産と認識し、世代から世代へ受け継がれ、継続的に再現されているような、慣行、描写、表現、知識やスキル、また、楽器、物体、工芸品、文化的な場所のことを言う。(ESS8 para4) - 本 ESS8 は、こうした文化財に負の影響が生じる可能性のある場合が対象である。こうした負の影響の可能性には、(a)掘削、建物等の破壊、大地の変動、洪水など物理的影響の変化を含む事業、(b)文化的保護区及びその周辺緩衝地帯で行う事業、(c)文化遺産の保全・監理・利用を支援する事業が含まれる。また、無形文化財の場合は、事業が物理的な影響を及ぼす場合や、無形文化遺産が商業利用される可能性を含む場合に適用される。(ESS8 para 5, 6) - 環境社会影響評価の一環として、文化財への負の影響の有無をアセスし、必	<OP4.11：有形文化資源> - 本 OP は有形文化資源 (physical cultural resources) が対象である。有形文化資源とは、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、その他の文化的に重要である移動可能もしくは移動不可能な物、用地、建造物、建造物群、ならびに自然の造作および景観と定義される。(OP4.11 para1) - EA プロセスに不可欠なものとして、借入人は有形文化資源管理計画 (physical cultural resources management plan) を策定する。その内容には、有形文化資源への負の影響を回避もしくは緩和するための方策、予期せぬ発見の場合の対応に関する規定、制度面の能力を強化するために必要な方策、ならびにこうした活動の進捗状況を追跡するモニタリングシステム等が含まれる。有形文化資源管理計画は、借入国の一般的なポリシーフレームワークおよび国内法と整合性があり、有形文化資源に関する制度面の能力を考慮に入れたものとなる。(OP4.11 para 9) - 無形文化遺産に係る具体的な規定が記載されている OP は特段無し。	無形文化遺産の追加

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		要な場合には、借入人は、文化財管理計画（cultural heritage management plan）を策定する。（ESS8 para 8, 9） ・ プロジェクト実施中（工事中等）に文化財を発見した場合には、プロジェクトごとに作成される chance finds procedure（文化財発見時手続き）に従って文化財を取り扱う。（ESS8 para 11）		
20	FI 案件	<ESS9 金融仲介機関> ・ ESS9 は、世銀から財政支援を受ける金融仲介者（Financial Intermediaries: FIs）に適用される。（ESS9 para 4）世銀の融資先のサブプロジェクトが特定されている場合には、本 ESS の要求事項はそれらサブプロジェクトに適用される。（ESS9 para 5） ・ リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じるサブプロジェクトについては ESSs が適用される。（ESS9 para 11） ・ FI が自ら行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、Environmental and Social Management System (ESMS)として整備され、その内容は、主に環境社会配慮に関するポリシー、サブプロジェクトの環境社会配慮確認手順（カテゴリ分類、影響評価、モニタリング等）、実施体制と能力、モニタリングの実施と報告書の提出などから構成される。（ESS9 para14-23）	<OP4.01> ・ 金融仲介融資（FI）案件の場合、世銀は、金融仲介者に対し、サブプロジェクトのスクリーニングを行い、エンドユーザーが各サブプロジェクトについて適切な環境アセスメント（EA）実施を確保するよう求める。サブプロジェクトの承認に先立ち、金融仲介者は、サブプロジェクトがしかるべき国家／地方当局の環境要件を満たしており、本 OP 及びその他の適用される世銀環境政策にも合致していることを確認する。（OP4.01 para 10） ・ FI 案件の審査に当たっては、世銀は、当該プロジェクトに関連する借入国の環境要件の妥当性、及びサブプロジェクトに対する EA の実施状況をレビューする。その場合、環境スクリーニングや EA 結果のレビューについて、その仕組みと責任も含めて検討される。必要と判断される場合、世銀はそれらの EA 適用体制を強化する仕組みがプロジェクトに含まれるよう求める。カテゴリ A のサブプロジェクトが含まれると予想される FI プロジェクトでは、世銀による審査に先立ち、本事業の金融仲介者はサブプロジェクトに関する EA 作業の制度面や仕組み（必要に応じて、能力強化策の特定を含む）に関する評価を書面で世銀に提出する。EA を実施するための能力が不十分であると世銀が判断した場合、すべてのカテゴリ A サブプロジェクト、及び必要な場合はカテゴリ B サブプロジェクトについても、EA 報告書も含めて、世銀による事前の検討及び承認が求められる。（OP4.01 para 11）	・Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の可否
21	ステークホルダー参加計画、分析	<ESS10 ステークホルダーエンゲージメントと情報公開> ・ ESS10 は世銀のすべての Investment Project Financing 案件に適用される。（ESS10 para 4）ESS10 において、「ステークホルダー」とは、(a)プロジェクトにより影響を受ける個人や集団及び、(b)プロジェクトに関心がある個人や集団のことを指す。（ESS10 para 5） ・ 借入人は、ステークホルダーエンゲージメント計画（Stakeholder Engagement Plan, SEP）の作成、実施が求められる。SEP には、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーの事業への参画の時期や方法、提供される情報の種類や提供時期、開催告知方法、開催場所、開催結果の報告、苦情処理メカニズムの詳細が記載される。SEP のドラフトは、プロジェクト形成の初期段階で、審査前のできるだけ早いタイミングで公開される。（ESS10, para13-）	<OP 4.01> ・ IBRD または IDA による融資が検討されているカテゴリ A 及び B のすべてのプロジェクトは、EA の実施過程において、借入人がプロジェクトの影響を受けるグループおよび現地非政府組織（NGO）とプロジェクトの環境的側面について協議すると共に、これら関係者の見解を考慮しつつ EA を実施する。借入人は、そうした協議をできるだけ早い段階に開始する。カテゴリ A プロジェクトについて、借入人は、(a) 環境スクリーニング後すぐ、なおかつ EA の TOR の最終決定前、及び (b) EA 報告書のドラフトが作成された時点、の少なくとも 2 回、これらのグループとの協議を行う。さらに、プロジェクト実施期間を通じて、借入人は、そうしたグループに影響を与える EA 関連の問題を説明するために、必要に応じて協議を行う。（OP4.01 para 14）	・ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の可否（ステークホルダーの定義、ステークホルダー分析、ステークホルダーエンゲージメント計画の作成と実施、プロジェクト全体に適用される、意味ある協議と苦情処理メカニズム）

No	分野	新セーフガードポリシー（ESF／ESS） ¹⁾	旧セーフガードポリシー（OP） ²⁾	主な変更点 （特に示されない限り、新 SGP における新たな要求事項）
		- 借入人は、意味ある協議（meaningful consultation）を実施する。意味ある協議とは、ステークホルダーが、プロジェクトのリスク等に関して意見を言うことができ、また借入人もそれについて考慮し返答するといった、双方向のプロセスのことである。（ESS10 para 21, 22） - 借入人は、苦情処理メカニズムを設置し運用する。苦情処理メカニズムには、多様な苦情申し立て方法、記録、透明性のある手続き、（解決できなかった場合の）訴訟プロセスについて含まれる。（ESS10 para 26, Annex 1 para 1-3）	- ステークホルダーの定義、ステークホルダー分析及びステークホルダー参加計画について記載されている OP は特段無し。 - プロジェクト全体に適用される意味ある協議、苦情処理メカニズムについて記載されている OP は特段無し。	

出典：

¹⁾ 世界銀行 Environmental and Social Framework（ESF）（Environmental and Social Standards（ESS）を含む）：<https://www.worldbank.org/en/projects-operations/environmental-and-social-framework>

²⁾ 世界銀行 Operational Policy（OP）のうち Environmental and Social Safeguard Policies：<https://policies.worldbank.org/sites/ppf3/Pages/Manuals/Operational%20Manual.aspx>

和訳は基本的に世界銀行東京事務所ウェブサイト（<http://www.worldbank.org/ja/country/japan/brief/safeguard>）公開のものに基づき、適宜修正。

3.3.3 MDBs の個別規定

(1) コモンアプローチ適用事例の整理

現行 GL の下、国際金融機関との協調融資は、毎年 10 件程度が行われている。これに関連して、MDBs 等が行っている協調融資におけるコモンアプローチの採用について、世銀、ADB、IFC の事例の整理を行った。

1) 世銀のアプローチ

世銀 ESF の記載は以下のとおり。

Where the Bank is jointly financing a project with other multilateral or bilateral funding agencies, the Bank will cooperate with such agencies and the Borrower in order to agree on a common approach for the assessment and management of environmental and social risks and impacts of the project. A common approach will be acceptable to the Bank, provided that such approach will enable the project to achieve objectives materially consistent with the ESSs. The Bank will require the Borrower to apply the common approach to the project. The Bank will also coordinate with such agencies so that the Bank and the Borrower may be able to disclose one set of project-related materials for stakeholder engagement.

The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, p5, para 9
World Bank ESF (2018)

世銀がコモンアプローチを採用する際は、借入人のプロジェクトが各 ESS を満たすと確認できることが条件となる。ただし、MDBs 等が融資するコンポーネントも含めた事業全体のレビューやモニタリング、文書作成、情報公開といった手続きの共通化をどのように行うかについての具体的な方針は、ESF に書かれていない。2018 年 10 月に ESF が施行されて以降、ESF に沿ったコモンアプローチの事例は未だ確認されていない。

2) ADB のアプローチ

ADB の SPS (2009) では、協調融資を実施する際には、ADB と協調融資先の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価やコンサルテーションの実施、一本化された環境社会配慮文書の作成等、共通の手続きを採用するよう努力する、と規定されている (ADB SPS, para70)。バイドナーの中には、AusAID のように、ADB や世銀と協調融資を行う際には国際機関のセーフガード政策を適用すると定めている¹機関もあり、そのような場合には、ADB の SPS を適用し、環境社会配慮関連業務を ADB が一元管理している。また、フランス開発庁 (Agence Française de Développement : AFD) のセーフガード政策 (2017 年 7 月)²では、AFD がリードファンダーでない場合、AFD は借り手/リードファンダーによって作

¹ Environmental and Social Safeguard Policy (Updated March 2019), p.16, Australian Aid, <https://dfat.gov.au/about-us/publications/Documents/environmental-social-safeguard-policy.pdf>

² Environmental and Social Risk Management Policy for AFD-funded Operations (2017), p.7, https://www.afd.fr/sites/afd/files/2017-10/Environmental-social-risk-management-policy-afd_0.pdf

成された EIA 等を確認するとしており (AFD Environmental and Social Risk Management Policy, para7-8)、例えば ADB と AFD の協調融資案件である「Greater Colombo Water and Wastewater Management Improvement Investment Program - Tranche 3」では、ADB の SPS に沿って IEE と RAP が作成されている。

ADB は、2008 年にイスラム開発銀行 (Islamic Development Bank, IDB) との間で協調融資にかかる枠組み合意 (Framework Cofinancing Agreement: FCA) を結んでおり、また 2016 年には、協調融資の実施ガイドライン (ADB-IDB Partnership and Cofinancing Guide, 2016) を策定している。同ガイドラインでは、「ADB とイスラム開発銀行、相手国は、コモンアプローチにかかる早期のコンサルテーションや合意形成を通じて、双方の環境社会配慮要件を満たす」との記載がある。具体的には、両者は協調融資の対象とする案件について情報共有を行い、ミッションのタイミングを合わせるなどして共同で案件形成を行っていく。ただし、セーフガードについては、上述のように ADB と IDB 双方の要件を満たすことが必要とされており、両者で手続きを共通化するところまでは踏み込んでいない。イスラム開発銀行の他、2017 年時点で、ADB は 12 機関と協調融資にかかる合意を結んでおり、JICA との間に結ばれた質の高いインフラパートナーシップに基づく業務協力の覚書も含まれる。また、ADB は 2018 年 5 月には、韓国国際協力団との間で、協調融資の強化にかかる MOU を締結した¹。

3) IFC のアプローチ

IFC の Sustainability Policy (2012) およびパフォーマンススタンダードには、コモンアプローチにかかる記載はない。

(2) 世銀等のセーフガード文書の情報公開方針

1) 環境社会配慮情報公開に関する世銀等のセーフガード規定

世銀 Environmental and Social Policy では、High Risk 及び Substantial Risk 案件については、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書 (EIA 報告書含む) を世銀はアプレイザル前に公開することになっている。これらの文書は案 (ドラフト) の段階での公開を可としており、公開期間は規定されていない。

ADB では、カテゴリ A の案件の場合には、Draft EIA を理事会付議の 120 日前に公開することを義務付けている (SPS, para 53)。

IFC では、EIA の公開は必須とはなっていないが、代わりに IFC が作成する Environmental and Social Review Summary (ESRS) で必要な情報を整理し、理事会付議の前にカテゴリ A 案件では 60 日間以上、それ以外は 30 日間以上公開することになっている。

2) モニタリング・監理結果の公開に関する世銀等のセーフガード規定

世銀、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行 (IDB) 及びアフリカ開発銀行 (AfDB) の各セーフガードポリシー、及び情報公開に関するポリシーでは、環境社会配慮事項に関する

¹ ADB Signs Agreements with the Republic of Korea to Strengthen Cofinancing and Technical Cooperation (3 May 2018), <https://www.adb.org/news/adb-signs-agreements-republic-korea-strengthen-cofinancing-and-technical-cooperation>

るモニタリング結果の公開は規定されていない。

一方、ADB Safeguard Policy Statement (SPS, para71 and para17 of Appendix 1) では、モニタリング結果の ADB によるウェブサイト上での公開が規定されている。

また、世銀において、Access to Information Policy によれば、案件形成監理に係る世銀ミッションの aide-mémoire は世銀と相手国／借入人が合意した場合に公開される (Access to Information Policy, para20)。

3.4 JICA GL の環境社会配慮プロセス及び配慮事項のレビューに関連する個別事項

3.4.1 ラギー原則（ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施）

国連の人権、多国籍企業、及びその他の企業活動に関する事務総長特別代表に 2005 年に就任したジョン・ラギーにより、「保護、尊重および救済：ビジネスと人権のための枠組」が 2008 年に国連人権理事会に提出された。同枠組みは「ラギー・フレームワーク」と呼ばれ、「企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の 3 つの柱から成る。同枠組を運用するため、「ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」（以下、指導原則）が策定され、2011 年の国連人権理事会で全会一致で支持された。

日本政府は、指導原則の履行にコミットしており、2016 年 11 月に開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて、ビジネスと人権に関する国別行動計画の作成を決定したことを発表した。外務省によれば、2020 年半ばに国別行動計画を公表することを予定している。

3.4.2 世銀、ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理

JICA GL 2.6 「参照する法令と基準」に関連して、世銀、ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等を整理した。ADB、IFC のセーフガード政策については 3.3.1 のとおり。

世銀グループのセクター別 Environmental, Health, and Safety Guidelines（以下、EHS ガイドライン）

EHS ガイドラインは、一般的な環境社会影響配慮の評価指標を含むガイドライン（一般 EHS ガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別 EHS ガイドライン）を併せて利用することが前提とされている。産業セクター別 EHS ガイドラインは、セクター特有に生じる潜在的影響を考慮し、環境社会配慮の評価指標を含んでいるため、融資を受ける事業者及び審査機関が、セクターに特有の調査項目や配慮事項を確認しやすくなって

いる。現在、「農業」「化学」「林業」「製造」「インフラ」「鉱業」「石油・ガス」及び「発電」の 8 つのセクター別ガイドラインが公表されており、例えば、鉱業セクターの EHS ガイドラインであれば地下水への影響や鉱滓ダム環境、安全管理について、またインフラ（鉄道）の EHS ガイドラインであれば車両のメンテナンスについて等、一般 EHS ガイドラインよりも詳細な記述がある。

各ドナーのセーフガード政策で EHSG がどのように位置づけられているかを以下に示す。

世銀：世銀は、借り手に対し該当する EHSG を適用することを求める。事業を実施する国の基準が EHSG と異なる場合はより厳しい基準の適用が求められる。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS 等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代替りの基準を適用することがある。その場合は、環境社会影響評価（ESIA）を通じてその妥当性を示すことを求める。（ESS 1, para18）。

ADB：ADB の SPS の Appendix では、汚染防止と削減（SPS, para 33）と労働安全衛生（para 41）の項目で、EHSG が国際的に認知された基準の例として引用されている。

IFC：IFC は案件審査の際に EHSG を技術的な参考情報として活用する。EHSG で示される基準は、新規に建設される施設については、既存の技術を用いて妥当な費用で実現可能と考えられるが、既存の施設に EHSG を適用する場合は案件毎に基準値とそれを達成するためのスケジュールを設定する場合がある。事業を実施する国の基準が EHSG と異なる場合はより厳しい基準の適用が求められるが、事業の特性等を考慮して緩い基準を適用する場合は、EIA 等の中でその妥当性を示す必要がある（Performance Standards on Environmental and Social Sustainability, para6, 7）。

なお赤道原則においては、事業が実施される国が赤道原則が定める「指定国以外の国」である場合、事業が実施される国の環境・社会関連法規制、許認可に加えて、IFC の PS および EHSG を満たすことが求められる。事業が「指定国」で実施される場合は、その国の環境・社会関連法規制、許認可を満たすことが求められている（Equator Principles, p.6）。

3.4.3 日本・MDBs 等における環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い

JICA GL 別紙 1 「環境社会関連の費用・便益の定量化」に関連して、日本及び MDBs 等における費用・便益の定量化方法の取り扱いについて確認を行った。

「環境影響評価法の規定による主務 大臣 が定めるべき指針等に関する 基本的事項」（環境庁告示第八十七号、以下、「基本的事項」という）では、費用・便益の定量化は求められていない。

MDBs の費用・便益の定量化に関する取組は、セーフガード政策上、以下のとおり。

世銀は、「代替案比較の際に、環境社会影響の定量化を可能な範囲内で行い、実施可能であれば経済価値を付す。（ESS 1 Annex1-D）」とされている。ADB は「様々な代替案の環境費用便益を考慮して、プロジェクトサイト、設計、技術等の選定を行うとしている」が、

定量化については規定されていない。(SPS, Safeguard Requirements 1: environment)、IFC のガイダンスノートでは、「クライアントは経済面、財政面、環境及び社会面の費用便益を考慮すべき」とされているが、定量化については規定されていない。

JICA の事例では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用は、事業費に含めて算定されている。

レビュー調査対象案件を含む JICA 案件では、環境社会関連の費用便益のうち、GHG 排出量については市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上している。特に、GHG 排出量の多い大規模発電事業を中心に計上を行っている。ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業 (No. 1) では老朽化した火力発電所の既設発電設備に替え、高効率の熱併給型コンバインドサイクル発電プラント (CCPP) を導入する案件であり、Blue Next (当時) の認証排出削減量のスポット価格の平均を用いて GHG 排出削減量が便益に計上された。イラン国シャヒードラジャーイー発電所建設事業では、新規の発電所建設案件であり、欧州排出権取引制度の取引価格を用いて GHG 排出量が費用に計上された。

GHG 排出増／減について、世銀はそれぞれ費用／便益に計上し、計上する場合は Shadow price of carbon in economic analysis Guidance Note (2017) を参考に shadow price を用いることが推奨されている。また、ADB は GHG 排出量の経済価値について、IPCC 報告書を参考に全案件で統一の価格を用いている。(Guidelines for the Economic Analysis of Projects, ADB, para160, 161)

3.4.4 代替案検討におけるプロジェクトを実施しない案、及び代替案検討の実施方法

戦略的環境アセスメント (SEA) と EIA それぞれの段階での MDBs 等や日本の環境影響評価法における代替案の検討については以下の通り。なお、現行の JICA GL では、SEA と EIA それぞれの段階における、代替案検討の方法については記載されておらず、また、「プロジェクトを実施しない案」に、ゼロオプションを含めるかは明記されていない。

(1) 戦略的環境アセスメント (SEA) 段階

世銀や IFC、ADB 等のセーフガードポリシー上、SEA 段階における代替案検討に係る規定は記載されていない。一方、日本の環境影響評価法では、配慮書 (戦略的環境アセスメント) 段階で、複数案の一つとして「当該事業を実施しない案」を含めるよう努めることが求められている。さらに、「事業を実施しない案」には、ゼロオプション「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」が含まれる¹。

¹ 主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項 (平成九年十二月十二日 環境庁告示第八十七号) 最終改正: 平成二十六年六月二十七日 環境省告示第八十三号

第一、一

(3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な

(2) EIA 段階

世銀 ESS 1、ADB SPS、IFC PS における代替案検討に関する記載は以下のとおり。

世銀

環境影響評価報告書に含まれるべき項目として代替案の分析があり、その中で、事業の環境社会影響について、事業の場所や技術、デザインや運用手法から、また事業を実施しない案（without project）も含んだ検討を行う。また緩和策の検討においても、その初期費用及び維持管理費、現地の状況に適した緩和策であるか、緩和策の実施体制や訓練、モニタリングに係る代替緩和策の実現性について評価する。各代替案について、可能な限り経済的価値も含めた環境社会影響を定量化する。（ESS1, Annex 1.D. para 13 (g)）

ADB

事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案と、各代替案の環境社会への影響を検討し、特定の事業案を採用した理由を記録する。（SPS, 1. Environmental Safeguards, Policy Principles 3）

事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案について、各代替案の環境社会への影響に関し、想定される影響に対する緩和策の実行性、資本及び経常費用、局地的条件下での適合性、制度、訓練及びモニタリングでの要件の観点から検討する。

また、提案された特定のプロジェクト設計を選択するための基礎情報と、推奨される排出レベルと汚染防止と削減へのアプローチを記載する。（Annex to Appendix 1: Outline of an Environmental Impact Assessment Report, F. Analysis of Alternative）

IFC

重大な負の影響を及ぼしうる事業については、技術的、財務的に実現可能な代替案の検討を含む、包括的な環境社会リスク及び影響評価を行う（PS 1, footnote 11, GN25）

日本では、個別事業の EIA 段階では、スコーピング段階で、「建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として」（基本的事項第四の五(3) ア）、DFR 段階での「環境保全措置についての複数案」（同第五の二(5)）の検討が求められている。

(3) プロジェクトを実施しない案の考え方

プロジェクトを実施しない案の考え方については、世銀プロジェクトの ESIA では、“without project”として、世銀のプロジェクトを実施しない場合が検討されているが、当該プロジェクト以外の別の方法で事業目的を達成する案は考慮されていない。ADB プロ

複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

第一、 三

(3) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。

ジェクトの ESIA も同様に、ADB のプロジェクトを含む一切の事業が実施されない場合が検討されているが、当該プロジェクト以外の別の方法で事業目的を達成する案は考慮されていない。

3.4.5 日本・MDBs 等における「災害の環境影響評価」の取り扱い

日本の災害対策基本法 第二条第一項において災害は、「暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されている。

また、現行 GL の運用面の見直しの過程では、「災害と事故の概念について明確に区別することが望ましい」という意見が出されたが、事故については日本の環境影響評価法等において明確な定義はなされていない。世銀 ESF 及び ESS、IFC の PS では特に両者を明確に分けて影響評価や対策等における要求事項を示していない。例えば、世銀 ESS4 の緊急時対応策に関して「緊急時」に含まれる事象として、自然由来及び人為的由来の両方を含む災害、例えば、火災、爆発、漏洩などを例示しており、これらは様々な理由（手順書の誤った運用、異常気象、早期警報の欠如等）により発生するとしている。

(1) 日本の環境影響評価法における災害の取り扱いについて

「基本的事項」では、「環境要素の区分」として、基本的事項別表に示す項目が示されている。ここには災害（自然災害や事故）は掲載されていない。

表 3-11 基本的事項に示される環境要素の区分

(別表)

環境要素の区分			影響要因の区分	工事	存在・供用
			細区分		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質			
		騒音・低周波音			
		振 動			
		悪 臭			
		その他			
	水環境	水 質			
		底 質			
		地下水			
		その他			
	土壌環境・その他の環境	地形・地質			
		地 盤			
		土 壌			
		その他			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物				
	動物				
	生態系				
人と自然との豊かな触れ合い	景観				
	触れ合い活動の場				
環境への負荷	廃棄物等				
	温室効果ガス等				
一般環境中の放射線物質	放射線の量				

出典：環境省ウェブサイト (http://assess.env.go.jp/files/1_seido/1-3_horei/honbun260627-1.pdf)

法アセスの対象事業種のセクターごとの主務大臣は、ここに示される項目の中から、事業特性（影響要因の細区分の規定）に応じて、標準的に選定する影響を受けるおそれのある環境要素の細区分（参考項目）を定めて、事業種ごとのアセスの具体的な実施方法等に係る省令や技術マニュアルを策定している。

(2) 環境影響評価法に基づく環境アセスメントで自然災害が取り扱われた事例

日本では環境影響評価書が全てウェブサイトに掲載されているわけではないが、環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」を含むウェブサイトの検索結果によると、自然災害に関連した項目を選定しているのは、下表に示す 3 例であった。（ただし、No. 1、2 の事業については、環境影響評価法施行後の事業であるが法律が完全に適用される以前の経過措置案件であり、現在実施されている環境影響評価法に基づく環境影響評価とは内容が異なる）

表 3-12 法に基づく環境影響評価で自然災害に関連する項目を選定した事業

No.	災害に関連する項目		事業名
1	地形・地質	土地の安定性への影響／土砂流出量の変化／現況地形の変化	瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業
2	地形・表層地質・土壌・特異な自然現象	地形の改変の程度／法面の安定性／表土の保全	市原都市計画事業 市東第一特定土地地区画整理事業
3	地形及び地質	土地の安定性	中央新幹線（東京都・名古屋市間）

出典：1、2：環境省環境影響評価情報支援ネットワークウェブサイト

http://assess.env.go.jp/2_jirei/index.html

3：JR 東海ウェブサイト

<https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/assessment/document1408/nagano/>

上記表の No. 1、2 は面的広がりのある開発事業、No. 3 は線形インフラ建設事業であり、大規模な土地の造成や斜面の工事により、斜面、法面の安定が損なわれ、地滑り、斜面崩壊といった災害の発生を想定して項目を選定している。一例として、No. 3 については事業者ウェブサイトで閲覧可能であったため、以下に No. 3 の事例について詳述する。

No. 3 の環境影響評価書は「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】平成 26 年 8 月」である。同アセス書の項目選定では、「地形及び地質」において、影響要因としてトンネルの工事、切土工等又は既存の工作物の除去に着目し、「土地の安定性」を選定している。土地の安定性に係る環境保全措置として、「適切な構造及び工法の採用」、「法面、斜面の保護」、「適切な施工管理」が提案されている。

なお、No. 3 の事例では、供用時における自然災害を対象とした影響評価は行われていない。

<適切な構造及び工法の採用による環境保全措置>

表 8-3-2-9(1) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	適切な構造及び工法の採用
	位置・範囲	工事により改変を行う地域
	時期・期間	計画時及び工事中
環境保全措置の効果	工事に先立ち、地形及び地質等の詳細な調査を実施し、地域の特性をより詳細に把握したうえで、土地の安定確保が図られる工事計画を採用することで、土地の安定性への影響を回避できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

<法面、斜面の保護による環境保全措置>

表 8-3-2-9(2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	法面、斜面の保護
	位置・範囲	切土工事を行う地域
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果	法面、斜面は、状況に応じて擁壁工、コンクリート吹付工、グラウンドアンカー工等、また落石の危険性がある岩塊には、除去工や落石予防工を実施して防護する等、法面、斜面の崩壊を予防することで、土地の安定性への影響を回避できる。また、可能な限り植栽工を施し、緑化に配慮する。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

<適切な施工管理による環境保全措置>

表 8-3-2-9(3) 環境保全措置の内容

実施主体		東海旅客鉄道株式会社
実施内容	種類・方法	適切な施工管理
	位置・範囲	工事により改変を行う地域
	時期・期間	工事中
環境保全措置の効果		土砂掘削、盛土及び切土の実施時において、周辺の地形、地質及び地下水の状況を確認しながら施工管理を行うことで、安全性の高い工事を実施することができ、土地の安定性への影響を回避できる。
効果の不確実性		なし
他の環境への影響		なし

出典：JR 東海ウェブサイト

https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/assessment/document1408/nagano/_pdf/eis2_naganoh08-03-02.pdf

(3) 世銀の対応

世銀 ESS 4 では、次のように規定されている。借入人は国内法規定、EHS ガイドライン等に沿って、第三者や周辺コミュニティに危険が及ばないよう構造物の設計、建設、供用、解体を行う (ESS 4, para6)。構造物の設計は、気候変動による影響を考慮する。洪水のような気候変動による影響に対処するための方策は、EHS ガイドラインや Good International Industry Practice (GIIP) を参照する (ESS4 GN6.4)。同 ESS 4 では、借入人は供用時の事故や自然災害 (異常気象を含む) に対する一般の利用者の安全リスクを考慮する。

3.4.6 気候変動への対応の整理

JICA GL 別紙 1 「検討する影響スコープ」に関連して、世銀、ADB、IFC のセーフガードポリシーにおける気候変動への対応にかかる規定を整理した。セーフガードポリシー上で、パリ協定 (2℃目標) への貢献を具体的要件として掲げているドナーは確認されなかった。一方、GHG 排出量の予測・定量化、及び技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減の代替案の分析については以下のとおり。

表 3-13 GHG 排出にかかる規定

	世銀	ADB	IFC
GHG 排出量の予測・定量化の対象範囲	ESS3 では、以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総 GHG 排出量を予測する (para 16)。二重計算を避けるためにスコープ 1 ^(注) のみ対象 (GN 16.1)。 ・排出源が多岐にわたったり僅かであったりする場合 (例：コミュニティ開発事業) ・排出量が多くないと想定される場合 (例：教育や社会保護にかかるプロジェクト)	CO ₂ 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上排出する案件、年間のスコープ 1 とスコープ 2 ^(注) を定量化する (SPS Appendix 1, footnote 10)	CO ₂ 換算で年間 25,000 トン以上排出する案件 (PS3, para8)。年間のスコープ 1 とスコープ 2 ^(注) を定量化する (GN3, Annex A)

	世銀	ADB	IFC
算定の閾値	特になし	CO ₂ 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上 (SPS Appendix 1, footnote 10)	CO ₂ 換算で年間 25,000 トン以上 (PS3, para8)
排出量計算の頻度	環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計 (ESS 3, para 16)	年 1 回の定量化 (SPS, para39)	年 1 回の定量化 (PS3, para8)
情報公開の方法	プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表	ESIA を通じて公表	借入人の年次報告書、または国際的かつ自主的な報告メカニズムの中で年間排出量を公表することを推奨 (GN3, para19)

注：スコープ 1 は、事業者が所有又は管理するものから直接排出される GHG、スコープ 2 はプロジェクトバウンダリーの外で発生するが、事業における電力等のエネルギー使用に伴い発生する GHG を指す (IFC PS ガイダンスノート)。

出典：各機関のセーフガードポリシー文書より作成。

また、赤道原則では、温室効果ガス排出量の算定は、例えば温室効果ガスプロトコル (GHG Protocol) のような国際的に認知された方法やグッド・プラクティスに従い顧客が行い、顧客はスコープ 1 とスコープ 2 の排出量を算定するとされている。スコープ 1 とスコープ 2 の排出量合計が、CO₂換算で年間 100,000 トン以上の場合、顧客は排出量を毎年公開することが義務付けられ、CO₂換算で年間 25,000 トン以上の場合は、公開が推奨される (Equator Principles, p.12)

現行の GL においては、検討する影響の範囲に気候変動が含まれており、気候変動対策支援ツール/緩和策 (JICA Climate FIT (Mitigation)) をベースラインシナリオからの GHG 排出削減量評価手法として採用している。

表 3-14 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減の代替案の分析

世銀	IFC	ADB
設計・建設・供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する (ESS 3, para15)	事業の設計及び運用において、GHG 排出を削減するための、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討する (PS 3, para7)	記載なし

3.4.7 MDBs 等の不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響への対応の整理

JICA GL 別紙 1 「検討する影響範囲」に関連して、世銀、ADB、IFC の不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響の定義および対応規定を整理した。なお、「個人の活動」については、米国の環境質委員会規則では累積的影響に「個人の活動」が含まれている。一方、世銀、IFC、ADB の累積的影響の定義には「個人の活動」は含まれていない。

表 3-15 MDBs 等の不可分一体事業の定義

機関	定義	対応規定
世銀	付帯施設 (associated facilities) とは、(世銀が支援する) 事業の一部として融資されないが、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもしくは実施が計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われないと世銀が判断する施設もしくは活動を指す。(ESS 1, para 11) For the purpose of this Policy, the term “Associated Facilities” means facilities or activities that are not funded as part of the project and, in the judgment of the Bank, are: (a) directly and significantly related to the project; and (b) carried out, or planned to be carried out, contemporaneously with the project; and (c) necessary for the project to be viable and would not have been constructed, expanded or conducted if the project did not exist. (para 11)	借入人の影響力・コントロールが及ぶ範囲で、不可分一体事業も ESS の要件を満たすことが求められる。借入人がコントロールできない場合についても、不可分一体事業のリスクや影響を、EIA 等に記載する。(ESS1 para. 32) The environmental and social assessment will also identify and assess, to the extent appropriate, the potential environmental and social risks and impacts of Associated Facilities. The Borrower will address the risks and impacts of Associated Facilities in a manner proportionate to its control or influence over the Associated Facilities. To the extent that the Borrower cannot control or influence the Associated Activities to meet the requirements of the ESSs, the environmental and social assessment will also identify the risks and impacts the Associated Facilities may present to the project. (ESS1 para. 32)
ADB	(ADB が支援する) 事業の一部としては実施されず (借入人や顧客、あるいは第三者から別個に資金提供される等)、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に依存しており、その資材・サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠であるような関連事業 (SPS, Appendix 1, para 6) Impacts and risks will be analyzed in the context of the project’s area of influence. This area of influence encompasses (ii) associated facilities that are not funded as part of the project (funding may be provided separately by the borrower/client or by third parties), and whose viability and existence depend exclusively on the project and whose goods or services are essential for successful	左記のとおり不可分一体事業は、SPS の適用対象。(SPS, Appendix 1, para 6)

機関	定義	対応規定
	operation of the project; (SPS, Appendix 1, para 6)	
IFC	事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設 (PS1, para8) Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate: Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable. (PS1, para8)	左記のとおり環境社会リスクと影響の確認範囲には、不可分一体事業が含まれる。(PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

表 3-16 MDBs 等の派生的・二次的影響の定義

国際機関	定義
世銀	間接的影響 (indirect impact) とは、合理的に予測できる範囲で、本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外である。(ESS1, footnote 21) An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (ESS1, footnote 21)
ADB	借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心のある NGO を含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。(SPS, Appendix 1, para 4) At an early stage of project preparation, the borrower/client will identify potential direct, indirect, cumulative and induced environmental impacts on and risks to physical, biological, socioeconomic, and physical cultural resources and determine their significance and scope, in consultation with stakeholders, including affected people and

国際機関	定義
	concerned NGOs. (SPS, Appendix 1, para 4)
IFC	プロジェクトに起因する将来もしくは異なる場所で行われる可能性のある、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。(PS1, para8) [I]mpacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent. (PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

表 3-17 MDBs 等の累積的影響の定義

国際機関	定義
世銀	累積的影響 (cumulative impact) とは、過去、現在及び合理的に予測できる将来の、(世銀事業に) 関係する他の開発によって増加される影響のことをいう。また、本事業を実施することにより、将来的にあるいは他の場所で実現可能となる、(未計画だが予測可能な) 活動によって追加される影響も含まれる。累積的影響は、個々には軽微だが、一定の期間において集合すると重大となり得る活動により引き起こされうる。環境社会評価では、科学的根拠に基づき重要とされる累積的影響を考慮するとともに、事業により影響を受ける者の懸念事項を反映させる。潜在的な累積的影響は可能な限り早い段階、できればスコーピングの段階で特定される。(ESS1, Footnote 22) The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/or reflect the concerns of project-affected parties. The potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping. (ESS1, Footnote 22)
ADB	プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティ。(SPS, Appendix 1, para 6) (iii) areas and communities potentially affected by cumulative impacts from further planned development of the project, other sources of similar impacts in the geographical area, any existing project or condition, and other project-related developments that are realistically defined at the time the assessment is undertaken; and (iv) areas and communities potentially affected by impacts from unplanned but

国際機関	定義
	predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location. (SPS, Appendix 1, para 6)
IFC	リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。(PS1, para8) Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted. (PS1, para8)

出典：JICA 調査団にて作成

3.4.8 保護区、生物多様性、重要な自然生息地にかかる対応

JICA GL 別紙 1 「法令、基準、計画等との整合性」に関連して、主に世銀の ESS6 を中心に、ADB、IFC の自然生息地、及び保護区についてまとめた。

(1) リスク・影響の評価

世銀、IFC、ADB の対応は以下の通り。

世銀：世銀 ESS 6 「生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理」では、事業の実施による生息地及び生物多様性へのリスク及び影響を把握する。リスクや影響に対しては回避最小化軽減の順に対応する (Mitigation hierarchy の適用)。また、回避最小化軽減を行っても重大な影響が残存する場合、生物多様性オフセットを実施する。緩和策の実施に当たっては、precautionary approach を適用し、adaptive management を行う。

ADB：影響評価において、生息地の破壊や外来種の流入、持続的でない資源利用など、生物多様性に対する主要な脅威に着目して評価を行う。リスクや影響に対しては、回避最小化軽減の順に対応する (Mitigation hierarchy の適用)。(SPS Appendix 1, para 24)。

IFC：IFC PS 6 「生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理」では、事業による直接的・間接的な生態系と生態系サービスへのリスクを評価し、重大な残余的な影響も評価する。生態系や生態系サービスへの影響はできるだけ回避すべきだが、不可能な場合は生態系や生態系サービスの回復改善を目的とする措置がとられる。事業の複雑性によっては影響予測が困難なことから、環境の変化やモニタリングを踏まえて対応する Adaptive management も検討可能。(PS6 para.6-10)。

(2) 生物多様性管理計画

世銀、IFC、ADB の対応は以下の通り。

世銀：事業の実施による生息地及び生物多様性への重大なリスクや影響が確認された場合、生物多様性管理計画 (Biodiversity Management Plan, BMP) が策定及び実行される。

BMP には、生物多様性管理の目的、活動概要、緩和策、実施スケジュール、組織制度と責任体制、費用などが記載される。(ESS 6, para 9, Appendix 1)

ADB: 生物多様性管理計画や行動計画にかかる記載は無い。

IFC: 重要な生息地に影響を及ぼすような事業を実施する場合、緩和策を Biodiversity Action Plan にまとめる。

(3) 生物多様性オフセット

世銀、IFC、ADB の対応は以下の通り。

世銀: 生物多様性オフセットは、全ての技術的財政的に実施可能な回避、最小化、再生措置を行っても依然として重大な影響が残存する場合のみ、最終手段として実施される (ESS 6, para15)。

生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の価値の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう、測定可能で、追加的、かつ長期の保全効果をもたらすよう実施される (ESS 6, para16)。

ADB: 生物多様性オフセットを含む補償措置は、回避、最小化、緩和策を実施しても依然として重大な影響が残存する場合に、最終手段として実施される。生物多様性の価値の no net loss または net gain を実現する。金銭補償は、残存する影響と同じ性質かつ同等の環境の価値 (environmental benefit) をもたらすために活用される場合は、オフセットの代わりに例外的な事例として認められることがある。(SPS Appendix 1, para 13, para24)

IFC: 回避・緩和・回復策が講じられた上でのみ、生物多様性オフセットも検討可能。生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう、測定可能な効果をもたらすよう計画・実施される。重要な自然生息地でのオフセットの場合は、net gain が条件 (PS6 para.10)。

(4) 自然生息地の定義

世銀、ADB 及び IFC では自然生息地の区分を以下のように定義している。三機関で定義はほぼ同様であるが、重要な生息地 (critical habitat) について、IFC と ADB には、進化のプロセスに関係するもの (“areas associated with key evolutionary processes”) との文言があり、また ADB は、地元コミュニティにとっての重要性を定義に含めている。また、三機関とも、改変された生息地で事業を実施する際の要件は、特にない。

表 3-18 生息地定義

国際機関	
世銀 ESS 6	世銀 (ESS 6) では、生息地を ‘a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.’ と定義し、Modified habitat、natural

国際機関	
	habitat、critical habitat の3つに区分される。 改変された生息地 (Modified habitat)： 農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。(ESS6 para 19) Modified habitats are areas that may contain a large proportion of plant and/or animal species of nonnative origin, and/or where human activity has substantially modified an area's primary ecological functions and species composition. Modified habitats may include, for example, areas managed for agriculture, forest plantations, reclaimed coastal zones, and reclaimed wetlands. (ESS6 para 19) 自然生息地 (Natural habitat)： 生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。(ESS6 para 21) Natural habitats are areas composed of viable assemblages of plant and/or animal species of largely native origin, and/or where human activity has not essentially modified an area's primary ecological functions and species composition. (ESS6 para 21) 重要な生息地 (Critical habitat)： 以下に示すような、生物多様性の重要度、価値が高い地域を指す (ESS6, para 23) a) IUCN のレッドリストや類似の指標により、絶滅危惧種 IA 類ないし IB 類とされる生物種にとって重要な生息地 b) 地域固有の、あるいは生息地が限られた生物種にとって重要な生息地 c) 移動性の生物種や、集団を作る生物種にとって重要な生息地 d) 危機に瀕した、あるいは固有の生態系 e) 上記 a) から d) に示した生物多様性的価値発現の維持に必要な生態系機能や特徴 23. Critical habitat is defined as areas with high biodiversity importance or value, including: (a) habitat of significant importance to Critically Endangered or Endangered species, as listed in the IUCN Red List of threatened species or equivalent national approaches; (b) habitat of significant importance to endemic or restricted-range species; (c) habitat supporting globally or nationally significant concentrations of migratory or congregatory species; (d) highly threatened or unique ecosystems; (e) ecological functions or characteristics that are needed to maintain the viability of the biodiversity values described above in (a) to (d).
ADB SPS	改変された生息地 (Modified habitat)： 農地などで頻繁に外来種の導入によって自然生息地が明らかに改変された土地を指す。(para 25) In areas of modified habitat, where the natural habitat has apparently been

国際機関	
	altered, often through the introduction of alien species of plants and animals, such as in agricultural areas (para 25) 自然生息地(Natural habitat): 陸地及び水域において生物学的なコミュニティが主に在来種によって構成され、基本的に人為的活動によって第一次生態系機能が改変されていない土地を指す。(Glossary) Land and water areas where the biological communities are formed largely by native plant and animal species, and where human activity has not essentially modified the area's primary ecological functions. (Glossary) 重要な生息地(Critical habitat): 特別な注意を必要とする自然生息地及び改変された生息地の部分的な集合を指す。重要な生息地には、絶滅危惧種 IA 類、絶滅危惧種 IB 類などの生存に必要な生息地、固有種または範囲が限定された種の生存に不可欠な地域、回遊性種の生存に重要な地域、群れを成す種の世界的に重要な集合体の密度または個体数を支持する地域、固有種がある地域・重要な進化過程に関連する地域・あるいは主要な生態系サービスを提供する地域、または地域社会にとって社会・経済・文化的な重要性を持つ生物多様性を持つ地域。 A subset of both natural and modified habitat that deserves particular attention. Critical habitat includes areas with high biodiversity value, including habitat required for the survival of critically endangered or endangered species; areas having special significance for endemic or restricted-range species; sites that are critical for the survival of migratory species; areas supporting globally significant concentrations or numbers of individuals of congregatory species; areas with unique assemblages of species or that are associated with key evolutionary processes or provide key ecosystem services; and areas having biodiversity of significant social, economic, or cultural importance to local communities.
IFC PS6	改変された生息地(Modified habitat): 高い割合で外来種が存在し、及び/または人為的な活動が実質的に当該地域の第一次生態学的機能及び種組成を改変している地域を指す。(para 11) Modified habitats are areas that may contain a large proportion of plant and/or animal species of non-native origin, and/or where human activity has substantially modified an area's primary ecological functions and species composition. (para 11) 自然生息地(Natural habitat): 主として在来種が生存維持可能な種の群れで構成され、且つ/または、人為的な活動が当該地域の第一次生態学的機能及び種組成を本質的に改変していない地域を指す。 Natural habitats are areas composed of viable assemblages of plant and/or animal species of largely native origin, and/or where human activity has not essentially modified an area's primary ecological functions and species

国際機関	
	composition. (para 13) 重要な生息地(Critical habitat): (i) 絶滅危惧種 IA 類、及び/または絶滅危惧種 IB 類にとって著しく重要な生息地、(ii) 固有種または範囲が限定された種にとって著しく重要な生息地、(iii) 回遊性種及び/または、群れを成す種の世界的に重要な集合体の密度をサポートする生息地、(iv) 高く危惧された、または固有のエコシステムを持つ地域、(v) 重要な進化過程に関連する地域を含む高い生物多様性の価値を持つ地域を指す。(para 16) Areas with high biodiversity value, including (i) habitat of significant importance to Critically Endangered and/or Endangered11 species; (ii) habitat of significant importance to endemic and/or restricted-range species; (iii) habitat supporting globally significant concentrations of migratory species and/or congregatory species; (iv) highly threatened and/or unique ecosystems; and/or (v) areas associated with key evolutionary processes. (para 16)

出典：JICA 調査団にて作成

(5) 自然生息地 (Natural habitat) において事業を実施する場合に満たすべき要件

自然生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件を下表にまとめる。

表 3-19 自然生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件

国際機関	自然生息地における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	事業が負の影響を与えることが想定される場合、以下の条件が満たされないとこのような生息地においては事業に関するいかなる活動も行わない。 ・ 技術的、財政的な見地から他の代替案がないこと、かつ ・ 長期的な生物多様性の純減がないか、可能な限り純増を目的とする、ミチゲーションヒエラルキーに沿った適切な緩和策が検討されていること。最善の緩和策の実施の上で残余的な影響がある場合で、ステークホルダーによるサポートがある場合生物多様性オフセットの実施が可能。(para 22, ESS6) If natural habitats are identified as part of the assessment, the Borrower will seek to avoid adverse impacts on them in accordance with the mitigation hierarchy. Where natural habitats have the potential to be adversely affected by the project, the Borrower will not implement any project-related activities unless: (a) There are no technically and financially feasible alternatives; and (b) Appropriate mitigation measures are put in place, in accordance with the mitigation hierarchy, to achieve no net loss and, where feasible, preferably a net gain of biodiversity over the long term. When residual impacts remain despite best efforts to avoid, minimize and mitigate impacts, and where appropriate and supported by relevant stakeholders, mitigation measures may include biodiversity offsets adhering to the principle of “like-for-like or

国際機関	自然生息地における相手国に求められる要件
	better.” (para 22, ESS6)
ADB SPS	自然生息地では、著しく改変または悪化させないために下記の条件を満たすことが求められる。。 (i) 代替案が存在しない。 (ii) 包括的な分析により、プロジェクトからの便益が著しくプロジェクト費用（環境費用を含む）を上回ると証明する。 (iii) いかなる改変や悪化も適切に緩和されている。 緩和策は、少なくとも生物多様性の no net loss を達成するように設計される。緩和策は、(a) 自然生息地のプロジェクト後の回復、(b) 先住民・伝統的なコミュニティによる生物多様性の既存の使用に配慮し、生物多様性のために管理された生態的に同等なエリアの造成または効果的な保全などを通じた損失のオフセット、(c) 生物多様性の直接的な使用者への補償などの対応の組み合わせを含むことができる。 In areas of natural habitat, the project will not significantly convert or degrade such habitat, unless the following conditions are met: (i) No alternatives are available. (ii) A comprehensive analysis demonstrates that the overall benefits from the project will substantially outweigh the project costs, including environmental costs. (iii) Any conversion or degradation is appropriately mitigated. Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss of biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity. (para 26, 27, ADB SPS)
IFC PS6	クライアントは自然生息地を深刻に改変あるいは悪化させないために、以下の条件の全てを示すことが求められる。 ・ 改変された生息地でのプロジェクトの開発にかかる他の実施可能な代替案が当該地域内に存在しない。 ・ 改変と悪化の範囲に関して、コンサルテーションにより被影響コミュニティを含むステークホルダーの見解が実証されている。 ・ あらゆる改変と悪化がミチゲーションヒエラルキーによって緩和される。 自然生息地においては、できるかぎり生物多様性の no net loss を達成するような緩和策を計画する。このための適当なアクションとしては以下が挙げられる。 ・ 保全対象地(set-asides)の特定及び保護を通じた生物多様性に関する影響の

国際機関	自然生息地における相手国に求められる要件
	回避 ・ 生物学的回廊のような生息地の分裂を最小化するような施策の実施 ・ 運用中あるいは運用後における生息地の回復 ・ 生物多様性オフセットの実施 The client will not significantly convert or degrade⁷ natural habitats, unless all of the following are demonstrated: ・ No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified habitat; ・ Consultation has established the views of stakeholders, including Affected Communities, with respect to the extent of conversion and degradation; and ・ Any conversion or degradation is mitigated according to the mitigation hierarchy. In areas of natural habitat, mitigation measures will be designed to achieve no net loss of biodiversity where feasible. Appropriate actions include: ・ Avoiding impacts on biodiversity through the identification and protection of set-asides; ・ Implementing measures to minimize habitat fragmentation, such as biological ・ corridors; ・ Restoring habitats during operations and/or after operations; and ・ Implementing biodiversity offsets. (para 14, 15, PS6)

出典：JICA 調査団にて作成

(6) 重要な自然生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件

重要な生息地に影響を及ぼすような事業の実施については、以下の要件を満たすことが求められる。

表 3-20 重要な生息地において事業を実施する場合に満たすべき要件

国際機関	重要な生息地における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	借入機関は以下の場合を除いて、重要な生息地（critical habitat）ではいかなる活動も実施しない(para24)。 a) 実行可能な代替案が他に無い場合 b) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合 c) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合 d) 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種 IB 類、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合

国際機関	重要な生息地における相手国に求められる要件
	e) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合 f) 生物多様性の net gain 達成に必要なミチゲーションヒエラルキーが検討されている場合。 g) 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合 In areas of critical habitat, the Borrower will not implement any project activities that have potential adverse impacts unless all of the following conditions are met: a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project in habitats of lesser biodiversity value; b) All due process required under international obligations or national law that is a prerequisite to a country granting approval for project activities in or adjacent to a critical habitat has been complied with; c) The potential adverse impacts, or likelihood of such, on the habitat will not lead to measurable net reduction or negative change in those biodiversity values for which the critical habitat was designated; d) The project is not anticipated to lead to a net reduction in the population¹³ of any Critically Endangered, Endangered, or restricted-range species, over a reasonable time period;¹⁴ e) The project will not involve significant conversion or significant degradation of critical habitats. In circumstances where the project involves new or renewed forestry or agricultural plantations, it will not convert or degrade any critical habitat; f) The project's mitigation strategy will be designed to achieve net gains of those biodiversity values for which the critical habitat was designated; and g) A robust and appropriately designed, long-term biodiversity monitoring and evaluation program aimed at assessing the status of the critical habitat is integrated into the Borrower's management program.
ADB SPS	以下の要件が満たされない限り、プロジェクトを実施しない。 (i) 価値の高い生物多様性や機能性の損失につながる重要な自然生息地への計測可能な負の影響がない、またはそのような可能性がないこと。 (ii) プロジェクトは、認識されている絶滅危惧種 IB 類、または絶滅危惧種 IA 類の個体数の減少、または生息地の生存可能で代表的なホストエコシステム(host ecosystem)の持続性を危うくなるような生息地の損失につながるとは予想されていない。 (iii) パラ 27 に従って、少ない影響も緩和される。(para 28) ※パラ 27 緩和策は、少なくとも生態系の no net loss を達成するように設計される。

国際機関	重要な生息地における相手国に求められる要件
	緩和策は、(a) 自然生息地のプロジェクト後の回復、(b) 先住民・伝統的なコミュニティによる生物多様性の既存の使用に配慮し、生物多様性のために管理された生態的に同等なエリアの造成または効果的な保全などを通じた損失のオフセット、(c) 生物多様性の直接的な使用者への補償などの対応の組み合わせを含むことができる。 (i) There are no measurable adverse impacts, or likelihood of such, on the critical habitat which could impair its high biodiversity value or the ability to function. (ii) The project is not anticipated to lead to a reduction in the population of any recognized endangered or critically endangered species⁶ or a loss in area of the habitat concerned such that the persistence of a viable and representative host ecosystem be compromised. (iii) Any lesser impacts are mitigated in accordance with para. 27. (para 28) ※para 27. Mitigation measures will be designed to achieve at least no net loss of biodiversity. They may include a combination of actions, such as postproject restoration of habitats, offset of losses through the creation or effective conservation of ecologically comparable areas that are managed for biodiversity while respecting the ongoing use of such biodiversity by Indigenous Peoples or traditional communities, and compensation to direct users of biodiversity.
IFC	以下の全ての要件が満たされない限り、クライアントは Critical habitat でプロジェクトを実施しない。 a) 重要性の劣る改変された生息地や自然生息地において、プロジェクトの開発のための他の実現可能な代替案が当該地域内に存在しない。 b) プロジェクトが重要な生息地に指定されている生物多様性の価値や、生物多様性の価値をサポートしている生態系プロセスに対して計測できる負の影響を及ぼさない。 c) プロジェクトが国際的及び/または国家・地域における絶滅の危機に瀕している種、または絶滅危惧種の個体数が合理的な期間においてネットでの減少を及ぼさない。 d) 安定し、適切に設計され、長期的な生態系モニタリングと評価プログラムがクライアントの管理プログラムに統合されていること。(PS 6, para 17) In areas of critical habitat, the client will not implement any project activities unless all of the following are demonstrated: a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified or natural habitats that are not critical; b) The project does not lead to measurable adverse impacts on those biodiversity values for which the critical habitat was designated, and on the ecological processes supporting those biodiversity values; c) The project does not lead to a net reduction in the global and/or

国際機関	重要な生息地における相手国に求められる要件
	national/regional population of any Critically Endangered or Endangered species over a reasonable period of time; and d) A robust, appropriately designed, and long-term biodiversity monitoring and evaluation program is integrated into the client's management program. (PS 6, para 17)

出典： JICA 調査団にて作成

(7) MDBs 等における保護区の定義、例示及び事業実施要件

前出の生息地区分に加えて、法的な保護区に指定されている地域に該当する場合の世銀、ADB、IFC のポリシーは以下のとおり。

世銀の定義

世銀の ESS 6 は、政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指す。国際的に認知されている地域も含む (para 26)。国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保護区、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域 (KBA : Key Biodiversity Areas)、重要野鳥生息地 (IBA ; Important Bird Areas)、ゼロ同盟地域 (Alliance for Zero Extinction Sites) が示されている (ESS 6, footnote 16)。

ADB の定義

ADB SPS には、Legally Protected Areas と記載されているが、その定義及び事例は示されていない (SPS, Appendix 1, para 30)。

IFC の定義

IFC の PS6 では、各国が法的に保護している地域に加えて、政府が保護区に制定することを提案している地域や、国際的に認知された地域も保護区に含めている (PS 6, footnote 16)。国際的に認知された地域とは、UNESCO による世界自然遺産 (Natural World Heritage) や人間と生物圏 (Man and the Biosphere Reserves)、Key Biodiversity Areas、ラムサール条約に登録された湿地などを指す (PS 6, footnote 17)。

表 3-21 保護区で求められる要件

国際機関	保護区における相手国に求められる要件
世銀 ESS 6	パラ 13 から 25 の要件 (各生息地区分に応じて満たされなければならない要件) に加えて、借入人は以下を行う。 a) 当該地域での提案された開発が法的に認可されていることを証明する。 b) 当該地域のために政府が認証した管理計画に従って対応する。 c) 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、

国際機関	保護区における相手国に求められる要件
	協議し、彼らの参加を確保すること。 d) 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること。(para27) The Borrower will meet the requirements of paragraphs 13 through 25 of this ESS, as applicable. In addition, the Borrower will: a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; c) Consult and involve protected area sponsors and managers, project-affected parties including Indigenous Peoples, and other interested parties on planning, designing, implementing, monitoring, and evaluating the proposed project, as appropriate; and d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area. (para27)
ADB SPS	パラ 28 (critical habitat の要件) に加えて、相手国／クライアントは以下を満たす。(para30) (i) 定められた保護区管理計画に従う。 (ii) 保護区のスポンサー・管理者、地域コミュニティ、他の主要なステークホルダーと提案されているプロジェクトについて協議する。 (iii) 保護区の保全目的を促進・強化するために、適宜、追加プログラムを実施する。 In circumstances where some project activities are located within a legally protected area, in addition to the requirement specified in para. 28, the borrower/client will meet the following requirements: (i) Act in a manner consistent with defined protected area management plans. (ii) Consult protected area sponsors and managers, local communities, and other key stakeholders on the proposed project. (iii) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims of the protected area. (para30)
IFC	クライアントは、para 13 から 19 (Natural habitat または Critical habitat の要件) に加えて、以下の行う。 e) 当該事業の内容が法律上許可されていること。 f) 当該地区の政府が認証した管理計画に一致する形で実施すること。 g) 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること。 h) 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること（新規改変を伴わない事業においては、必ずしも追加的なプ

国際機関	保護区における相手国に求められる要件
	プログラムの実施が必要とは限らない。) (PS 6, para 20) In circumstances where a proposed project is located within a legally protected area or an internationally recognized area, the client will meet the requirements of paragraphs 13 through 19 of this Performance Standard, as applicable. In addition, the client will: a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; c) Consult protected area sponsors and managers, Affected Communities, Indigenous Peoples and other stakeholders on the proposed project, as appropriate; and i) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area. (PS 6, para 20) Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint. (Footnote 18)

出典：JICA 調査団にて作成

(8) サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用

世銀、IFC、ADB の対応は以下の通り。

世銀 ESS 6 では、借入人が天然資源を購入する際、自然生息地または重要な生息地が著しく転換または著しく劣化する恐れがある地域から調達されると分かっている場合、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認する。(ESS6, para38) また、借入人は、①一次供給物の生産地、当該生産地が属する自然生息地のタイプを確認する、②可能な場合、自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる一次供給者からの調達しか行わないこと、③可能な場合かつ適切な期間内に、一次供給者を自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる供給者に変更すること、の 3 点が求められる。ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。(para 40)

ADB の SPS には規定なし。

IFC は、世銀と同様、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認することが求められる。また、世銀 ESS 6 の 3 点に加えて借入人の primary supply chains の継続的なレビューが求められる。ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要である。(para 30)

(9) 違法行為にかかる規定

現行 GL では森林の違法伐採が回避すべき行為として挙げられているが、違法伐採を含む

違法行為に関する MDBs の規定を確認した。事業が行われる国における国内法を遵守することを前提として、その上で、回避すべき違法行為についての追加的な記載は以下のとおり。

- 世銀 ESS6 には、回避すべき違法行為について規定なし。
- ADB SPS はワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）で規制される野生動植物の取引を融資対象外に挙げている。
- IFC PS6 には、回避すべき違法行為について規定なし。

3.5 二国間援助機関のセーフガードポリシーの比較

主要な先進国及び新興国の二国間援助機関のセーフガード政策について、ウェブ上の公開資料を調査した。JICA の協力事業と同様に資金協力から技術協力まで幅広い支援メニューを有する二国間援助機関から選定し、確認対象はフランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫開発銀行（KfW）、英国国際開発省（DFID）及び英連邦開発公社（CDC）、米ミレニアム挑戦公社（Millennium Challenge Corporation）、米海外民間投資公社（Overseas Private Investment Corporation）、米国国際開発庁（USAID）、韓国輸出入銀行（EDCF/KEXIM）、中国輸出入銀行（CEXIM）、タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）とした。ただし、英国 DFID、中国 CEXIM についてはセーフガードポリシーの全体もしくは一部が公開されておらず、全容確認ができていないため、表 3-22 (1)、(2) では参考として記載する。

表 3-22 (1) バイドナーのセーフガードポリシー (SGP) に係る調査 (仏、独、英)

No.	項目	AFD (仏)	KfW (独) (KfW Development Bank)	DFID (英)	CDC (英)
全般					
1	二国間援助に関する政府方針(日本政府の開発協力大綱に該当するもの)の概要	・開発協力大綱に該当するポリシーペーパーは見当たらないが、フランス外務省のウェブサイトの公開情報によると要約は以下の通り。 ・被援助国のニーズに沿って、借款、贈与、技術協力を通じた支援を行う。重点はアフリカ、紛争影響国等。(上記外務省サイト”Development Assistance”内の”French official development assistance; priorities, principles & key figures”¹⁾) ・4つの重点分野として、「気候変動対策及び環境保護」、「人間開発とジェンダー平等」、「社会的進展に向けた経済開発」、「人権・安定・平和の強化」を掲げる。(同上) ・開発援助の政策とは別に、持続可能な開発、人権、ジェンダー等に関する政策を個別に策定。(上記サイト下段の”French Foreign Policy”内にリストあり) ・Effectiveness, Transparency & Accountabilityへの配慮を強調しつつも、環境社会配慮やセーフガード政策に特化した文言は見当たらない。(上記外務省サイトの“Principles of French official development assistance”²⁾) ・フランスが加盟するEUの統一的な開発援助機関EU Development Fund (EDF)も開発支援を行っており、フランスは2番目の資金供与国。単独では支援が難しい国やセクターについてもEDFによる支援や協調的な支援を通じて、フランス及びEUの外交政策実現を目指している。(上記外務省サイトの“France and EU Development Policy”³⁾)	・ドイツ連邦経済協力開発省(BMZ)のウェブサイトの公開情報⁴⁾によると、BMZの開発方針の目的は、すべての人が、貧困、恐怖、環境破壊から自由であることとしている。その実現の手段としての二国間援助は、経済協力と技術協力を大別される。(上記BMZウェブサイトのうち”Ministry”内”Aims”、及び”The direct approach to the partner”内”International Cooperation”) ・2019年2月BMZ発行の二国間援助ガイドライン⁵⁾によると、二国間援助の重点分野として、民主主義や市民社会及び平和の実現、教育、保健、環境政策、持続可能な経済開発、エネルギー分野等が挙げられている。(BMZ二国間援助ガイドライン2 Priority areas) また、援助実施体制として、BMZの下、経済協力はKfW、技術協力はGTZが実施するとしている。(同16 Implementing organisations’ responsibility)	・2015年に「UK Aid: Tackling global challenges in the national interest」⁶⁾を公表。 ・国民総所得(GNI)比0.7%に相当する額を国際開発援助に充てることを目標としている。(上記ペーパー内のForewardの2パラ) ・人口移動や病気等の原因への対応ではなく、テロの脅威や気候変動への対応がイギリスの国益であり、戦略的に支援する分野として、「国際の平和と安全、ガバナンスの強化」「災害・危機への対応」、「世界規模での繁栄の共有」、「絶対的貧困の撲滅及び社会的弱者の支援」を挙げる。(同上、Forewardの8パラ) ・そのために、紛争影響国等にDFIDの予算の50%以上の充当、シリア危機への対応や紛争解決・平和支援の強化、公衆衛生対策への貢献、「[General budget support]から[Target spending]への移行」、といった点を重視。(同上、Forewardの13パラ) ・気候変動としては、防災等の危機対応、クリーンエネルギーの促進等について、政府横断的に対応することが規定。(同上、Box 3.D; Climate Change) ・紛争時のsexual violenceの撲滅、FGM・若年結婚・強制的結婚の撲滅を社会的弱者支援として進める。(同上、3.17) ・開発援助プロセスにおけるTransparencyの向上を重要な方針として掲げ、国際的な指標においてトップレベルを目指す。(同上4.11) ・環境社会配慮やセーフガード政策に特化した文言は見当たらない。	
セーフガードポリシー (SGP)					
	SGP名 (※各SGPのウェブサイトリンク先一覧は、表下を参照)	Environmental and Social Risk Management Policy for AFD-funded Operations	KfW Development Bank Sustainability Guideline; Assessment of Environmental, Social, and Climate Performance: Principles and Process (April 2016)	・<u>SMART Rules : Better Programme Delivery (April 2019)</u>⁷⁾ ・Technical Guidance (environmental impact assessments, social impact appraisal, conflict analysis, assessing evidence, and beneficiary feedback)はウェブ上で非公開。以下、上記SMART Rulesを参照。	・<u>CDC’s Code of Responsible Investing (March 2017)</u> ・Climate Change Policy⁸⁾ ・Gender Equality Position Statement⁹⁾ ・Commitments to strengthen safeguarding measures against sexual exploitation, abuse and sexual harassment in the development finance sector (SEA ポリシーペーパー) ・ESG Toolkit (ウェブサイト)¹⁰⁾ (以下特に明示がない場合は、下線付きのCodeを参照)
2	環境社会配慮文書に関する情報公開の対象、期間、公開方法	・AFDによる公開については言及無し。 ・AFDは借入人による公開についてサポートするが、借入人による公開は義務ではない(”the client <u>will be encouraged to</u> make these documents available to the public.”)。	・特段の記載無し。	・SMART Rulesによると、具体的な対応についてはTechnical Guidanceを参照することとなっている(Part 1の1.3 Discretionary resources and guidance)が、Technical Guidanceはウェブ上で非公開のため確認不可。	・The Codeの中に具体的な情報公開文書、期間、公開方法については言及は無い。 ・The Codeは、IFCのPSsを含む国際的なスタンダードを踏まえたものとなっており、IFCに沿った対応がなされているものと解される。(本文1.1の2パラ)

¹ French Ministry for Europe and Foreign Affairs, French official development assistance; priorities, principles & key figures: <https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/development-assistance/french-official-development/>

² French Ministry for Europe and Foreign Affairs, Principles of French official development assistance: <https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/development-assistance/french-official-development/principles-of-french-development/>

³ French Ministry for Europe and Foreign Affairs, France and EU Development Policy: <https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/development-assistance/france-and-eu-development-policy/>

⁴ The Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ): <http://www.bmz.de/en/ministry/index.html>, http://www.bmz.de/en/ministry/approaches/bilateral_development_cooperation/index.html

⁵ Federal Ministry for Economic Cooperation and Development, Guidelines for bilateral Financial and Technical Cooperation with cooperation partners of German development cooperation (2019年2月): https://www.bmz.de/en/zentrales_downloadarchiv/wege_und_akteure/190221_Guidelines_Financial_and_Technical_Cooperation.pdf

⁶ DFID, UK aid tackling global challenges in the national interest: https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/478834/ODA_strategy_final_web_0905.pdf

⁷ Version XI: effective 1st April 2019 until 1st October 2019. Smart RulesはDFIDのoperating frameworkであり、プログラムサイクルを通じたデューデリジェンス実施方針等を示したものである。(Smart Rules, Executive Summary) Technical Guidanceは、環境社会影響評価等の横断的分野をカバーする業務参考資料・ガイダンスとして、Smart Rules内で紹介されている。(同1.3 Discretionary resources and guidance)

⁸ Climate Change Policy: <https://assets.cdcgroup.com/wp-content/uploads/2018/06/25150830/Climate-Change-Policy.pdf>

⁹ Gender Equality Position Statement: <https://assets.cdcgroup.com/wp-content/uploads/2018/07/11143751/Gender-Position-Statement.pdf>

¹⁰ CDC ESG Toolkit: <https://toolkit.cdcgroup.com/>

No.	項目	AFD（仏）	KfW（独） (KfW Development Bank)	DFID（英）	CDC（英）
		・情報公開対象文書（推奨）：EIA/ESIA, ESMP, RAP 等（High、Substantial、Moderate リスクカテゴリのプロジェクトが対象） ・公開期間：AFD のレビュー実施後、借入人は ESIA、ESMP、RAP は事業実施対象国において主なステークホルダーがアクセスできるようにし、意見が反映されるような協議が可能となるタイムラインを確保するよう求める。事業実施期間中に修正が必要な場合は、修正版を公開することが望ましい。 ・公開方法：オフィス等アクセスできる場所での公開やインターネットでの公開。 （以上、3. Principles の Disclosure of Information、Analysis of the documentation）			
3	カテゴリ分類の方法	・事業の実施により想定される risk の程度に沿って、High、Substantial、Moderate、Low にカテゴリ分類を行う。 ・事業の規模、事業対象地域とその影響の受けやすさ、環境社会のリスクと影響の大きさ、借入人の能力を基に分類する。 ・分類されたカテゴリごとに、環境社会影響評価の範囲や程度、適用基準、ステークホルダーの参加の範囲、必要される情報のレベルを決定する。 （以上、3. Principles の Categorization of the environmental and social risk）	・すべての案件は環境社会影響とリスクの程度によって、A、B、C¹の3カテゴリに分類される。また、GHG 排出量削減の可能性と気候変動に対する適応策の必要性に関し、スクリーニングを行う。（4.3.2.1） ・Annex 1 に重大な負の環境社会影響を及ぼしうる（カテゴリ A または B になりうる）セクター等の例示有り。	・SMART Rules には特段の記載無し。SMART Rules によると、具体的な対応については Technical Guidance を参照することとなっている（Part 1 の 1.3 Discretionary resources and guidance）が、Technical Guidance はウェブ上で非公開のため確認不可。	・The Code の中にカテゴリ分類の方法についての規定はないが、The Code は、IFC の PSs を含む国際的なスタンダードを踏まえたものとなっている。（本文 1.1 の 2 パラ） ・CDC の ESG Toolkit²によると、カテゴリ分類の統一的なルールは規定されていない。IFC の PSs 等に沿って、High、Medium（Medium-High、Medium-Low）、Low にカテゴリ分類することが推奨されている。これらのカテゴリに沿って、E&S Due Diligence を行う範囲とレベルが決定される。（ESG Toolkit, “Proposed E&S Inherent risks/impacts Categorisation”） ・CDC の ESG Toolkit によると、カテゴリ分類に当たっては、事業による risks/impacts に加えて、事業での緩和策を考慮する。ただし、借入人等の E&S risks/impacts の管理・対応能力はカテゴリ分類では考慮しない。（カテゴリに沿って、借入人等の管理能力を審査する。）（ESG Toolkit ウェブサイト）
4	参照する国際基準、JICA GL のように「乖離がないこと」を確認する対象として国際機関、もしくは何等かの国際基準をもっているか	・High/Substantial Risk のプロジェクトに対しては、世銀の環境社会基準が適用されるが、それ以外の事業には、事業実施国における国内法令に沿って事業の承認及び実施がなされる³。 （3. Principles の Environmental and social reference standards） ・AFD は協調融資では、協調融資先のセーフガードポリシー	・ESDD 時の順守必須基準（compulsory for ESDD）は、世銀グループの基準（公的機関向けは世銀 ESS、民間向けは IFC の PS）、世銀グループ EHS ガイドライン及び ILO 中核的労働基準である。（4.2.2⁴） ・EU 支援が入る案件もしくは EU 域内におけるプロジェクトについては、EU 基準も適用される。（4.2.2⁵）	・SMART Rules には特段の記載無し。SMART Rules によると、具体的な対応については、Technical Guidance を参照することとなっている（Part 1 の 1.3 Discretionary resources and guidance）が、Technical Guidance はウェブ上で非公開のため確認不可⁶。	・IFC の PS 及び世銀グループの EHS ガイドラインが適用される^{7 8}。（本文 1.1 の 2 パラ、及び、Schedule 4 “Additional E&S Requirements for Specific Circumstances”の後段） ・The Code の内容は、UN Guiding Principles on Business and Human Rights を反映しているとあり、適宜参照されるものと考えられる。（本文 1.1 の 2 パラ） ・Low にカテゴリ分類されたとしても、基礎的な E&S Due

¹ Category A: If they may have diverse significant adverse impacts and risks on the environment and the social conditions of the affected population. Impacts and risks may potentially be significantly adverse because the complex nature of the FC measure, the scale (large to very large), the sensitivity of the location(s) of the FC measure or the impacts and risks are irreversible or unprecedented. Such impacts and risks may affect a larger area that is beyond the site of the facility under construction, the facility itself as well as any associated facilities or the FC measure area in a narrower sense. (4.3.2.2)

Category B: If they may have potentially adverse risks and impacts upon the environment and on the social conditions of those concerned. However, the impacts and risks may have a lesser extent than these of category A FC measures and can usually be mitigated through state-of-the-art mitigation measures or standard solutions. Typically, the potential impacts and risks of category B FC measures are limited to a local area, are in most cases reversible and are easier to mitigate through appropriate measures. (4.3.2.4)

Category C: If they are expected to have no or only minor adverse environmental and social impacts or risks and if the implementation and operation of the FC measure does not require any particular protection, compensation or monitoring measures. (4.3.2.5)

² CDC ESG Toolkit website, Screening and Categorization: <https://toolkit.cdcgroup.com/investment-cycle/screening-and-categorisation/>

³ AFD「Environmental and Social Risk Management Policy for AFD-funded Operations」の 3. Principles 中の「Environmental and social reference standards Environmental and social reference standards」に以下の通り記述あり。“pursuant to the Paris Declaration on Aid Effectiveness promoting Donor alignment and coordination, AFD has adopted the World Bank’s prevailing environmental and social operational standards. These standards apply to projects with environmental and social risks categorized as High or Substantial. For other operations, the projects must be appraised and implemented in compliance with the prevailing national environmental and social regulations in the country where the operation takes place.”

⁴ “Compulsory for the ESDD of a FC measures are the standards of the World Bank Group (i.e. for public agencies the Environmental and Social Safeguards of the World Bank and the IFC Performance Standards for cooperation with the private sector) and their General and sector-specific Environmental, Health and Safety (EHS) Guidelines as well as the Core Labour Standards of the International Labour Organization (ILO).”

⁵ “If the FC measure involves funds related to the European Union (EU) or is financed in countries with EU membership prospects, the environmental and social standards of the EU also apply.”

⁶ DFID「SMART Rules」の Part 1、1.3 Discretionary resources and guidance に以下の通り記述あり。”These (=a wide range of operational guidance materials) are designed to share learning and improve the way we design, deliver, monitor, evaluate and learn from Business Plans and programmes. These guides do not contain additional mandatory rules (these are covered within the Smart Rules) but do represent professional good practice. Staff and managers can use their judgement in applying them. Technical guidance – covering cross-cutting areas such as environmental impact assessments, social impact appraisal, conflict analysis, assessing evidence, and beneficiary feedback – is available on the Evidence and Programme Exchange. Operational guidance on programme management and delivery is available on the Smart Rules homepage. These are listed as ‘Smart Guides’ and are aligned with the principles and approach of the Smart Rules.”

ただし、Guidance については未入手。

⁷ CDC「Code of Responsible Investing」の 1.1 の 2 パラに以下の通り記述あり。”It(=the Code) reflects international standards and practices including the International Finance Corporation’s (“IFC”) Performance Standards, and the UN Guiding Principles on Business and Human Rights. It also reflects CDC’s requirements in relation to climate change.

⁸ CDC「Code of Responsible Investing」の Schedule 4 “Additional E&S Requirements for Specific Circumstances”の後段(8 頁下からの 2 パラ)に以下の通り記述あり。” the requirements of relevant IFC PSs and EHS Guidelines should be met.”

No.	項目	AFD（仏）	KfW（独） (KfW Development Bank)	DFID（英）	CDC（英）
		ーを適用可能。他ドナーが幹事行の場合、他ドナーのレビュー結果を確認し、必要に応じて追加的確認を行う。AFD が幹事の場合、AFD のポリシーを適用して環境社会配慮確認を行うことを参加行や借入人に求める。 (3. Principles の Co-financing operations)			Diligence プロセスは実施され、労働衛生安全、労働基準、エネルギー効率等についてはレビューされる。（ESG Toolkit, “Proposed E&S Inherent risks/impacts Categorisation”）
5	社会的弱者として挙げられる対象者、特筆すべき配慮	・ステークホルダー協議に社会的弱者の参加を求める以外に、社会的弱者の定義に係る規定なし。(3. Principles の Stakeholder participation-consultation より)	・社会的弱者の定義及び配慮に係る特段の記載無し。	・SMART Rules には特段の記載無し。SMART Rules によると、具体的な対応については、Technical Guidance を参照することとなっている（Part 1 の 1.3 Discretionary resources and guidance）が、Technical Guidance はウェブ上で非公開のため確認不可。	・The Code において社会的弱者の定義の規定なし。 ・The Code では、強制労働の禁止、児童労働の禁止、国内法上の最低賃金の確保、雇用機会や雇用中のいかなる差別（性別、人種、社会的バックグラウンド等）の禁止、労働権の尊重等、労働者への配慮が明記されている。(Schedule 3 “General Requirements” の中段)
6	気候変動への対応（GHG 排出量の推計、推計が求められる排出量、より GHG 排出量の少ない代替案の検討、相手国の NDC との整合性の確認を求めているか）	・特段の規定なし。 ・世銀の基準を準用することから、世銀 ESS 等に沿った対応は求められると想定される。	・案件による負の影響の特定と緩和のため、ESDD の他に Climate Assessment を行う。（4. 1. 1） ・スクリーニングやアセスにおいて、GHG 排出量削減の可能性と気候変動に対する適応策の必要性を考慮する。(4. 3. 1、4. 3. 3. 1) ・In-depth Climate Adaptation Assessment の際、気候変動枠組条約下の NAP (National Adaptation Plan) と整合するか確認する。また、In-depth Climate Mitigation Assessment の際、当該国の NDC (Nationally Determined Contributions) と整合するか確認する。（4. 4. 5） ・推計が求められる GHG 排出量、代替案における GHG 量の考え方についての記載は無し。	・SMART Rules には特段の記載無し。SMART Rules によると、具体的な対応については、Technical Guidance を参照することとなっている（Part 1 の 1.3 Discretionary resources and guidance）が、Technical Guidance はウェブ上で非公開のため確認不可。	・GHG の排出が想定される場合で且つ IFC PS 及び EHS ガイドラインで求められる要件が適用される場合、適切な影響評価を実施する必要がある、また、CDC の Climate Change Policy に沿った対応が求められる。（Schedule 4 “Additional E&S Requirements for Specific Circumstances” の後段） ・Climate Change Policy（2014 年 9 月）が別途策定され、気候変動への Risk/impact を評価すること、低炭素社会への移行支援・再生可能エネルギー導入支援を明記。石炭火力ポリシーは別途策定。(Climate Change Policy の 1.1 及び 1.2) ・CDC は積極的に気候変動リスクを評価するとともに、環境レビューにおいてはエネルギー使用効率、水使用効率、気候変動適応・災害対応（気候変動リスクで影響を受けやすい大規模事業のみを対象）について気候変動の観点からも評価する。必要に応じてその対策に対しても融資等を行うことも検討する。（Climate Change Policy 2 章）
7	ステークホルダーの意味ある参加に関する規定	・High/Substantial Risk Projects については、被影響住民、影響を受ける自治体、関係する市民社会関係者に対して、Free, Prior, and Informed Consultation を行うことを義務付けている。 ・協議のタイミングの指定はなく、国内法に沿って影響評価プロセスの中での複数回の実施が求められる。 ・初期の協議は、影響を受ける可能性があるステークホルダー全てがアクセスできるよう透明性が確保される必要がある。 ・文化的に適した形で、現地住民が理解できる言語を使用し、参加者の文化や教育レベルを踏まえて理解が可能な配慮を行う必要がある。 ・リスクが高いプロジェクトや事業実施中の重大な修正があるプロジェクトでは、実施中も必要に応じて協議が行われる必要がある。 ・協議結果は EIA 等の最終案に反映されたうえで AFD のレビューが行われる。 (以上、3. Principles の Stakeholder participation-consultation)	・時宜を得た、文化的にも適切な手段で情報公開する(4. 6. 1) とはあるが、「意味ある参加」の具体的記述無し。	・SMART Rules には特段の記載無し。SMART Rules によると、具体的な対応については、Technical Guidance を参照することとなっている（Part 1 の 1.3 Discretionary resources and guidance）が、Technical Guidance はウェブ上で非公開のため確認不可。	・支援を受ける企業の活動において環境社会への負の影響が想定される場合、Stakeholder Engagement Plan の作成が求められている。(Schedule 4 “Additional E&S Requirements for Specific Circumstances”) ・E&S Due Diligence 中の Stakeholder の参加の必要性について言及。(ESG Toolkit)

表 3-22 (2) バイドナーのセーフガードポリシー (SGP) に係る調査 (米、韓、中、タイ)

No.	項目	Millennium Challenge Corporation (MCC) (米国)	Overseas Private Investment Corporation (OPIC) (米国)	USAID (米国)	EDCF / KEXIM (韓国)	CEXIM (中国)	NEDA (タイ)
全般							
1	二国間援助に関する政府方針（日本政府の開発協力大綱に該当するもの）の概要	・2017 年 1 月に発足したトランプ政権は、対外援助政策に関する戦略等を明確には発表していない（2017 年 7 月時点）が、予算要求の過程を通じて、大統領の「アメリカ第一主義」の政策の下、米国国際開発庁（USAID）を含む国務省の主たるミッションは米国の国家安全保障、経済利益および価値の推進であることを明らかにしつつ、米国による援助が更に効率的・効果的なものである必要があることを表明している¹。 ・開発協力大綱に相当するポリシーではないものの、米国国務省及び国際開発庁（USAID）の Joint Strategic Plan FY2018-2022（2018 年 2 月）（JSP）²によると、米国の外交政策と開発援助の戦略的目標として、以下の目標（Goals）が設定されている： Goal 1: 国内外の米国安全保障の確保 Goal 2: 持続的な経済成長と雇用創出のための米国の競争優位性の更新 Goal 3: バランスの取れたエンゲージメントを通じた米国のリーダーシップの促進 Goal 4: 米国納税者に対する有効性と説明責任の確保 ・それぞれの Goal の下に戦略的目的（Strategic Objectives）が設定されている。二国間協力に関しては、例えば、「Goal 2: 持続的な経済成長と雇用創出のための米国の競争優位性の更新」の下以下の Strategic Objectives 等に言及されている： Strategic Objective 2.1: 市場の開放、商業機会の確保、及び、米国の雇用創出に貢献するための投資とイノベーションを実現するための二国間関係の促進と国際機関や協定の活用による米国の繁栄促進 Strategic Objective 2.2: 包括的・持続可能的開発の推進、新たな市場の開拓及び米国の繁栄と安全保障を支援するための、パートナー諸国における健全で十分な教育を受け且つ生産的な国民創生の促進 Strategic Objective 2.3: エネルギーの安全性確保、汚職防止、市場志向の経済及びガバナンス改革推進による、米国の経済安全保障の向上 ・上記を実現するための Cross Agency Collaboration の機関として、OPIC や MCC も含まれている。 （1 ポツ目を除く上記は JSP p.35-38 より抜粋）	Environmental and Social Policy Statement (January 2017)	・Automated Directives System (ADS) Chapter 204 Environmental Procedures (February 2013)⁸ Title 22, Code of Federal Regulations, Part 216 (22 CFR 216)	EDCF Safeguard Policy (2016)	CEXIM の SGP は非公開。 < 参考資料 > ・China Banking Regulatory Commission (CBRC) ‘Green Credit Guidelines (GCG)’ (2012)⁹ (GCG) ・The Export-Import Bank of China ‘White Paper on Green Finance’ (2016)¹⁰ (White Paper)	Environmental and Social Safeguards Guidelines (January 2019)
2	環境社会配慮文書に関する情報公開の対象、期間、公開方法	・実施機関は、ESIA や環境管理計画等の文書を、アクセスしやすい状況で公開することが期待される。（5. Public Consultation and	OPIC による情報公開¹¹ ・プロジェクト関連情報の公開は一義的には Applicants（OPIC 支援申請者）の責任ではあるものの、OPIC も、機密情	・スコーピング報告書（Scoping statement）は、必要と判断された場合、関連の連邦機関に回覧する。コメントの受領期間は 30 日間。	・情報公開の項目を設け、借入人及び Korea Eximbank の役割・責任を明示。 ・Korea Eximbank は、カテゴリ A 及び B の事業については、カテゴリ分類の	・確認不可。 ・GCG para24 に「銀行は、グリーンクレジットの戦略方針、実施状況を開示しなければならない。また、主要な E&S	・情報公開の項目を設け、借入人等及び NEDA の役割・責任を明示。 ・案件形成にコメントをフィードバックできるよう案件形成の早い段階か

¹ 外務省 ODA(政府開発援助)開発協力参考資料集(2017 年版)第 3 章 諸外国の経済協力 第 2 節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000409546.pdf>) p.246-

² Joint Strategic Plan FY2018-2022 (2018 年 2 月) (<https://www.state.gov/documents/organization/277156.pdf>) JSP は、トランプ大統領による国家安全保障戦略を踏まえ、米国国務省と USAID が米国の外交政策と開発援助をどのように実施するかを提示するもの。(JSP Overview, p16)

³ Korea ODA Website, Legal Framework: <http://www.odakorea.go.kr/eng.policy.StrategicPlan.do>

⁴ Korea ODA Website, Strategic Plan: <http://www.odakorea.go.kr/eng.policy.StrategicPlan.do>

⁵ Korea ODA Website, Mid-term Strategy: <http://www.odakorea.go.kr/eng.policy.Mid-termODAPolicy.do>

⁶ The 13th Five-Year Plan for Economic and Social Development of the People’s Republic of China 2016-2020 (Translated by Compilation and Translation Bureau, Central Committee of the Communist Party of China) (<http://en.ndrc.gov.cn/newsrelease/201612/P020161207645765233498.pdf>)

⁷ NEDA, Vision and Mission website: <https://www.neda.or.th/2018/en/about?n=nGO4ZDWewEb3QWewEb3Q>

⁸ USAID のセーフガードポリシーとして、連邦規則集 (Code of Federal Regulations (CFR): <https://gov.ecfr.io/cgi-bin/ECFR>) に準拠する形で ADS が規定されている。なお、CFR の中で USAID の環境手続きが記載されているのは、22 CFR 216(CFR Title 22. Foreign Relations, Chapter II. Agency for International Development, Part 216. Environmental Procedures)であり、USAID の実質的な環境影響評価の手続きを示した文書として位置づけられている。ADS には他に、USAID プログラム／プロジェクトに係るジェンダー平等や気候変動リスク管理に関するもの等もあるが、ここでは代表的なものとして環境手続きに関する ADS を SGP として記載する。

⁹ China Banking Regulatory Commission (CBRC) ‘Green Credit Guidelines (GCG)’ (2012): グリーンクレジット促進を目的としたガイドラインで、中国国内の政策銀行、商業銀行、農村共同組合銀行、農村信用組合に適用。

¹⁰ The Export-Import Bank of China ‘White Paper on Green Finance’ (2016): 中国輸銀のグリーンファイナンスの方針や手続き等をまとめた白書 (<http://cms.eximbank.gov.cn/upload/accessory/20172/20172201624516937087.pdf>)

¹¹ OPIC による情報公開事例: <https://www.opic.gov/opic-action/all-project-descriptions>

No.	項目	Millennium Challenge Corporation (MCC) (米国)	Overseas Private Investment Corporation (OPIC) (米国)	USAID (米国)	EDCF / KEXIM (韓国)	CEXIM (中国)	NEDA (タイ)
		Disclosure) ・情報公開対象文書、公開期間及び方法に関する詳細な規定無し。	報ではないプロジェクト情報を開示する。OPIC ウェブサイトに開示される情報には、プロジェクト要約、環境社会モニタリング報告書、OPIC アクティブポートフォリオリストが含まれる。一方、情報の自由法 (Freedom of Information Act: FOIA) に基づき、OPIC は記録またはその一部の開示を差し控えることもある。(5.3) ・OPIC ウェブサイトに開示されるプロジェクト要約には、カテゴリ A の理由、アセスで適用される環境社会基準、プロジェクトの環境社会関連情報の公開場所、が含まれる。また、詳細なプロジェクト情報 ¹ については、カテゴリ A プロジェクト承認前の 40 日間 OPIC ウェブサイト上に公開される。(5.5) ・カテゴリ A 以外のプロジェクトのプロジェクト要約及び環境社会関連情報は OPIC Agreement の 30 日前に OPIC ウェブサイト上に公開される。(5.8) <u>Applicants による情報公開</u> ・Applicants は、カテゴリ A の場合、ESIA 及び Baseline Audits の英語版を OPIC に提出するとともに、PAPs に理解できる言語と方法により、(最低でも) ESIA の要約を公開しなければならない。(5.18) ・Applicants は、カテゴリ A 案件の ESAP (Environmental and Social Action Plan) 案を ESIA の一部として策定し、OPIC の公開要求に従い一般に公開しなければならない。(3.14) ・Applicants は、PAPs に対し、定期的に報告書を提出する。定期報告書には、ESAP や Remediation Plan の実施状況やその他懸念点、変更点、緩和策等が含まれる。(5.20)	(216.3(a)(4)(iii), 22 CFR 216) ・情報公開法 (Freedom of Information Act) に基づき情報公開が行われる。ステークホルダー (Interested persons) は EA、EIS に関する情報、報告書を入手することができる。(216.10, 22 CFR 216) ・環境影響評価報告書 (Environmental Impact Statement) 案は連邦官報にて通知・掲載され、45 日間以上公開される。受領したコメントは EIS 最終版に反映される。(216.7(c), 22 CFR 216) ・公聴会 (Public hearing) が開催される場合、EIS 案は開催日より 15 日以上前に公開され、公聴会の日時・目的を示した通知が連邦官報にて掲載される。(216.8(b), 22 CFR 216)	結果及び環境社会配慮文書 (ESIA・IEE 報告書の Draft か Final の non-technical summary、RAP・IPP の Draft か Final の Summary) をウェブサイトで公開する。(41) ² ・透明性のある意思決定と住民の理解のため、被影響コミュニティやステークホルダーに対して情報公開することを借入人に求める。 ・借入人は、以下を被影響コミュニティに情報提供しなければならない。事業の目的、事業内容と規模、事業実施期間 想定されるリスクと影響及び緩和策 住民参加と苦情処理メカニズムのプロセス ・借入人は、環境社会配慮に係る情報を適宜、アクセス可能な場所で、被影響コミュニティやステークホルダーが理解可能な方法や言語を使って提供しなければならない。(38 から 40)	リスクを含む信用情報に関して法律上要求される情報を開示しなければならない」とある。 ・White Paper には特段の記載無し。	らウェブサイトにて広範なステークホルダーに情報公開することを求める。 ・案件形成の透明性とステークホルダーの参加を推進するために環境社会配慮に係る情報を NEDA は情報公開する。 ・関係国は、EIA/IEE、環境社会管理計画、住民移転計画、先住民計画 (Ethnic Group Development Plan) 等の文書のドラフト、最終版、更新版を積極的に公開することが義務付けられている。 ・また、事業実施もしくは工事期間中の環境社会モニタリングの結果を公開することが義務付けられている。 ・情報公開の方法については、ウェブサイトでの公開が想定されている。(以上、すべて 4. Principles) ・関係国は、適宜、アクセス可能な場所にて、関係者が理解可能な形・言語にて、案件形成及び実施段階を通じて情報公開が行われるよう対応する義務を有する。(7.2)
3	カテゴリ分類の方法	・すべての案件は、プロジェクトの環境社会影響、セクター、サイトの立地場所に基づき、スクリーニングされる。スクリーニングプロセスは、OECD のコモンアプローチや世銀の運用を参考に実施する。(4.2) ・カテゴリは A, B, C, D に分けられる。(判断基準は JICA GL とほぼ同様。カテゴリ D は JICA でいう FI。)(4.2) ・Appendix C に重大な負の環境影響を及ぼしうるセクター規模要件等の例示有り。	・Categorically Prohibited Projects (Appendix B) に該当する案件はまず除外される。その上で、以下の 3 つの要素を考慮し、カテゴリ分類を行う: (1) (緩和策を施す前の) プロジェクトによる影響範囲、(2) 事業者の環境社会管理キャパシティ、(3) 成果達成に資する第三者の役割。(2.5) ・また、環境社会リスクを高める以下の要素が含まれる案件は、カテゴリ A または「Special Consideration」に分類される: 緩和策が無い場合重大な汚染源 (GHG 含む) となりうるプロジェクト、	・国際的な災害支援、その他の緊急事態、例外的な外交政策の考慮が必要な事業は環境影響評価が免除される。(216.2(b), 22 CFR 216) ・上記を除き、USAID の実施する全ての新規の事業・プログラム・活動を行う場合、及び重大な変更・延長が行われる場合、以下が適用される。IEE、EIA の実施が求められない事業。(216.2(c), 22 CFR 216) : USAID が主に実施している技術支援が該当する。	・借入人は融資申請の前のなるべく早期にスクリーニングフォームを Korean Eximbank に提出し、カテゴリ分類を行う。 ・Korean Eximbank は事業のタイプ、場所、影響の受けやすさと規模、想定されるリスクの規模と内容、想定される影響を踏まえて、カテゴリ A、B、C にカテゴリ分類を行う (判断基準は JICA GL と同様)。 ・カテゴリ A、B はそれぞれ ESIA もしくは IEE の実施が必要であるが、カテゴリ C には義務付けられない。	・確認不可。 ・GCG para11 に「銀行は、クライアントの E&S リスクをアセス・カテゴリ分類のための基準 (client E&S risk rating standard) を策定する」とある。 ・White Paper には特段の記載無し。	・カテゴリ分類の具体的な内容は規定がなく、各国国内法に沿って分類し、国内法に沿って環境社会配慮手続きが行われる。(6.1)

¹ プロジェクトによる主な環境社会リスクと影響、緩和策、適用基準を満たすための手段、OPIC による現地での環境社会モニタリングに係る情報、被影響住民とのコンサルテーションに係る情報、が含まれる。

² Korea Eximbank による情報公開事例 : <https://www.koreaexim.go.kr/site/program/board/basicboard/list?menuid=002002004006&boardtypeid=460#>

No.	項目	Millennium Challenge Corporation (MCC) (米国)	Overseas Private Investment Corporation (OPIC) (米国)	USAID (米国)	EDCF / KEXIM (韓国)	CEXIM (中国)	NEDA (タイ)
			大規模な開発を伴うプロジェクト、優先的な生態系サービスや社会的価値のある場所の重大な減少、歴史的に PAPs 及び人権に懸念がある場所でのプロジェクト、歴史的に労働者の人権に懸念がある場所でのプロジェクト。なお、カテゴリ A になりうる要素リストは Appendix A に整理されている。(2.5) ・すべてのプロジェクトおよびサブプロジェクトは、カテゴリ A, B, C, D に分類される(判断基準は JICA GL とほぼ同様。カテゴリ D は JICA でいう FI)。さらに、重大な社会影響(労働者を含む)被影響住民への負の影響)が大きいと考えられるプロジェクトには追加的に「Special Consideration」 ¹ の分類も付与される。(2.6)	環境への重大な影響が通常想定される事業。(216.2(d)、22 CFR 216)			
4	参照する国際基準、JICA GL のように「乖離がないこと」を確認する対象として国際機関、もしくは何等かの国際基準をもっているか	・MCC Environmental Guidelines (August 2010)の方針は、OECD のコモンアプローチ及び、赤道原則を含む国際的な原則に基づき策定されている。 ・MCC は、IFC PS の要求事項を満たす案件のみを支援する。 ・MCC はまた、プログラムの実施にあたり、実施国に対して WBG EHS GL 及び WHO ガイドライン・基準を含む国際基準に基づく助言を行う。 (上記すべて、2. Sources of Policy; Applicability of Guidelines)	・環境社会レビュープロセスにあたっては、IFC PS 及びセクターガイドラインを採用(adopt)する。(1.5) ・Applicants は IFC PS の要求事項を満たさなければならない(Applicants must meet the requirements of the Performance Standards。)(2.9)	・USAID のセーフガードポリシーとして位置づけられる ADS Chapter 204 は、「22 CFR 216」に準拠して作成されている。(ADS 204.1) ・ADS Chapter 204 及び 22 CFR 216 において、特段国際基準は参照されていない ² 。	・EDCF ポリシーは義務的な要件を課すことを目的とはしておらず、借入人へのガイダンスを提供するもの。Korean Eximbank は、借入人の国の状況、事業の影響の規模、費用対効果、事業効果を踏まえて意思決定を行う。(1) ・借入人は、当該国国内法を遵守しなければならないが、国際的な基準を参照することができる。国内法の基準が EDCF のポリシーや国際的な基準よりも厳しい場合、国内法の遵守が求められる。(18) ・マルチやバイのドナーとの協調融資では、EDCF のポリシーと矛盾がないと Korean Eximbank が認める場合、これらドナーのポリシーを適用することが可能。(19)	・確認不可。 ・GCG para21 に「銀行は、海外案件に関しては、海外のベストプラクティスや基準を採用する」とあるが、具体的な国際基準の記載無し。 ・White Paper には特段の記載無し。	・関係国の国内法に沿って環境社会配慮が行われることが求められる。 ・国際的に受け入れられたスタンダード(基準、条約、宣言等)については必要に応じて適用されることが求められている。 ・当該ガイドラインに明記がない場合、NEDA と関係国の合意に基づいて、国際的な基準を適用することができる。(5.5)
5	社会的弱者として挙げられる対象者、特筆すべき配慮	・Appendix C (重大な負の環境影響を及ぼしうるセクター規模要件等の例示)のひとつとして、「その他脆弱な人々にとって重要なエリアに立地するプロジェクト」が挙げられている。 ・上記以外の社会的弱者の定義及び配慮に係る特段の記載無し。	・「Special Consideration」に分類される要素のひとつとして、脆弱なグループの存在が認められる場合、とある。(2.6) ・ESIA で検討されるべき社会的要素の一つに、「ジェンダーや貧困その他の理由により脆弱な個人またはグループ」が挙げられている。(3.10)	・ADS の中で、ジェンダーの平等、女性のエンパワーメントが掲げられており、国別援助方針(Country Development Cooperation Strategies)、事業設計、実施等においてジェンダーの視点を統合すること、そのためにジェンダー分析を実施することが求められている。(ADS 205.3.1) ³ ・上記以外の社会的弱者の定義及び	・ステークホルダー協議に社会的弱者の参加を求める以外に、社会的弱者の定義に係る規定なし。(43-45) ・ただし、先住民族は、特に影響を受けやすい社会的弱者であるとし、先住民族の知識や文化的資源の商業的利用、先住民の物理的移転、先住民が利用する天然資源の利用を伴う案件では、先住民の同意を Korean Eximbank は確認する。(Appendix 32 - 40)	・確認不可。GCG 及び White Paper にも記載無し。	・特段の記述無し。

¹ OPIC Environmental and Social Policy Statement (January 2017) 2.6: Special Consideration projects are considered to have heightened potential for adverse project-related social risks associated with the involvement of or impact on Project Affected People including Workers. Projects may be classified as Special Consideration based on an assessment of the severity of possible social risks, and their relevance to a project. Key risk factors that are taken into consideration may include:

- Industry or sector: labor-intensive industries or sectors that are statistically more likely to infringe upon Labor Rights.
- Regional vulnerabilities: projects in countries (i) with a documented history of Labor Rights issues, (ii) having recently experienced conflict associated with Project Affected People, or (iii) with weak or compromised regulatory systems.
- Presence of vulnerable groups: (i) utilization or reliance to a large degree on large pools of sub-contracted, unskilled, temporary, and/or migrant Workers, including within the supply chain; (ii) project risks or impacts that fall disproportionately on Project Affected People who, because of their particular circumstances, may be disadvantaged or vulnerable, or (iii) sectors in which there is a high risk for the use of forced labor or child labor.
- Significant adverse impacts: (i) projects anticipated to have adverse impacts on a significant numbers of Workers, or (ii) projects that by their nature or footprint could cause or be anticipated to cause (or be complicit in) significant adverse Human Rights impacts.

² ただし、USAID の Sector Environmental Guidelines (USAID のセーフガードポリシーのサポート文書としての位置づけ)において、IFC 等の国際基準が参照されている。(http://www.usaidgems.org/sectorGuidelines.htm)

³ Automated Directives System (ADS), Chapter 205 Integrating Gender Equality and Female Empowerment in USAID’s Program Cycle (April 2017): https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1870/205.pdf

No.	項目	Millennium Challenge Corporation (MCC) (米国)	Overseas Private Investment Corporation (OPIC) (米国)	USAID (米国)	EDCF / KEXIM (韓国)	CEXIM (中国)	NEDA (タイ)
				配慮に係る特段の記載無し。			
6	気候変動への対応 (GHG 排出量の推計、推計が求められる排出量、より GHG 排出量の少ない代替案の検討、相手国の NDC との整合性の確認を求めているか)	・気候変動への対応に関し、特段の記載無し。 （注：SGP 内ではなく、MCC の支援方針の一環として、Climate-Resilient な開発に取り組んでいる ¹⁾ ）	・ OPIC は、机上調査で Climate vulnerability / impact assessment を実施する。その際、World Bank Climate Change Knowledge Portal 等の一般に公開されているツールを活用する。(8.2) ・ OPIC はそのアクティブポートフォリオにあるプロジェクトからの GHG 直接排出量を 2008 年 6 月 30 日から 2018 年 9 月 30 日の 10 年間で 30%、2008 年 6 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の 15 年間で 50%削減する。(8.3) また、その達成のために OPIC ‘は、GHG 排出量の多い新規プロジェクトの年間取引上限枠を設定する。(8.5) ・ OPIC 支援の条件として、年間 25,000 MtCO _{2eq} 以上の直接排出が予想される（あるいは既に排出されている）プロジェクトはすべて、プロジェクトからの直接排出量を定量化し年一度 OPIC に報告しなければならない。また、IFC PS3 にあるように、Applicants は、プロジェクトにより使用される電力の発電に伴う（サイト外の）間接的排出についても定量化しなければならない。(8.14) ・代替案検討に係る GHG 排出量、NDC との整合性に係る記載は無し。	・Climate risk management のガイドランスが規定されている。気候変動リスクを定量的に評価することは難しいため、リスクを Low/Moderate/High にて評価することとしている。（Mandatory Reference for ADS Chapter 201, p.8） ²⁾ ・具体的な GHG 排出量の推計、推計が求められる排出量、より GHG 排出量の少ない代替案の検討、相手国の NDC との整合性の確認に関しては規定されていない。	・特段の記述無し。	・確認不可。GCG 及び White Paper にも記載無し。	・特段の記述無し。
7	ステークホルダーの意味ある参加に関する規定	・実施機関は、ESIA 及び環境管理計画策定中に、タイムリー且つ参加型の、意味のあるパブリックコンサルテーションを実施することが期待されている。(5. Public Consultation and Disclosure)	Applicants は、PAPs との Meaningful Consultation の実施が求められる。 ・「意味あるコンサルテーション (Meaningful Consultation)」を以下のように定義 (Appendix D) : プロジェクト準備段階の早い時期に開始され、プロジェクトライフサイクルを通じて実施されること PAPs が理解しやすくアクセスしやすい情報がタイムリーに公開されること 脅迫または強制といった雰囲気のない中で実施されること 性差別の無い、障害のある人や脆弱な人々のニーズに沿ったものであること PAPs やその他ステークホルダーの意見が、設計や緩和策等の意思決定に反映されること	・環境影響報告書作成の早い段階、及び影響評価が完了し事業が承認される前に現地国においてコンサルテーションを実施する。(216.6 (e) (1), CFR 216) ・環境影響評価の過程で、被影響者に対する合理的な情報提供を行い、市民の参加、レビュー、コメントの反映を行うことが推奨されている。(ADS 204.3.4 a. (4)) ・意味ある参加に関する定義や規定は特段記載無し。	・被影響コミュニティやステークホルダーへの情報公開、及び、特に被影響コミュニティによるプロジェクトサイクルを通じての意思決定プロセスへの参加が確保されるよう借入人に求める。また、彼らからの意見を事業に反映させる。(14、16、38、39、40、41、43、44) ・影響評価プロセスにおける被影響住民を含むステークホルダーとの協議が必要。(22) ・借入人は、関係するステークホルダーを特定し、ステークホルダーとのコミュニケーションを確保するためのメカニズムを作成する必要がある。特に被影響住民の特性や利益に即したメカニズムが必要。また、社会的弱者の参加には特段の配慮を求める。(43)	・確認不可。 ・GCG para11 に「銀行のクライアントは効果的なステークホルダーコミュニケーションメカニズムを設置する」とあるが、意味ある参加に関する規定無し。 ・White Paper には特段の記載無し。	・事業のリスクや影響に対応する形で、関係国は、案形成段階、事業実施段階、モニタリング段階において現地ステークホルダーとの協議が求められている。 ・関係国はステークホルダー協議の結果を議事録として残すよう推奨。(7.1)

¹ <https://www.mcc.gov/initiatives/initiative/climate-resilience>
² A Mandatory Reference for Automated Directives System (ADS), Chapter 201 Climate Risk Management for USAID Projects and Activities (April 2017) : https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/201mal_042817.pdf

3.6 日本の条約批准状況

環境社会配慮に関連した我が国が批准している、または未批准である主要な国際条約を整理した。我が国が批准している条約について相手国等が未批准である場合、及び我が国が未批准である条約については、対応に留意が必要である。

表 3-23 環境社会配慮の関連した国際条約の批准状況

NO.	正式名称/ 略称または通称	概要
I. 批准している条約		
環境		
1	生物の多様性に関する条約	発効年：1993 年 批准年：1993 年 締約国数：194 カ国、EU 及びパレスチナ(2018 年 12 月現在) 本条約は、 (1) 生物多様性の保全 (2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用 (3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする（第 1 条参照）。
2	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）	発効年：2003 年 批准年：2004 年 この議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある LMO の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする（第 1 条）。
3	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	発効年：1975 年 批准年：1980 年 締約国数：170 カ国(2018 年 12 月現在) 湿原、沼沢地、干潟等の湿地は、多様な生物を育み、特に水鳥の生息地として非常に重要である。しかし、湿地は干拓や埋め立て等の開発の対象になりやすく、その破壊をくい止める必要性が認識されるようになった。湿地には国境をまたぐものもあり、また、水鳥の多くは国境に関係なく渡りをすることから、国際的な取組が求められる。そこで、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用（Wise Use、一般に「賢明な利用」と呼ばれることもある）を進めることを目的として、1971 年 2 月 2 日、イランのラムサール（カスピ海沿岸の町）で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、本条約が採択された（1975 年 12 月 21 日発効）。
4	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	発効年：1975 年 批准年：1980 年 締約国数：182 カ国、EU(2018 年 12 月現在) ワシントン条約（CITES：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。
5	1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書によって修正された同条約を改正する 1997 年の議定書（マルポール条約）	発効年：2005 年 批准年：2005 年 締約国数：30 カ国(2007 年 2 月現在) 船舶の航行や事故による海洋汚染を防止することを目的として、規制物質の投棄・排出の禁止、通報義務、その手続き等について規定するための国際条約とその議定書。
6	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約	発効年：1992 年 批准年：1993 年 締約国数：181 カ国、EU 及びパレスチナ(2015 年 5 月現在) 一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が作成 2019 年 5 月 10 日にスイス・ジュネーブで開かれた有害な廃棄物の国際的な移動を規制するバーゼル条約の締約国会議で、汚れたプラスチックごみを輸出入の規制対象に加える条約改正案を採択した。
7	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約）	発効年：2004 年 批准年：2004 年 締結国数：178 カ国、EU(2014 年 9 月現在) 残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的とし、 (1) PCB 等 18 物質（附属書 A 掲載物質）の製造・使用、輸出入の禁止 (2) DDT 等 2 物質（附属書 B 掲載物質）の製造・使用・輸出入の制限、 (3) 非意図的に生成されるダイオキシン等 4

NO.	正式名称/ 略称または通称	概要
		物質（附属書 C 掲載物質）の削減等による廃棄物等の適正管理を定めている。
8	オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書	発効年：1989 年 批准年：1989 年 本議定書において規定する主な規制措置は次のとおりである。 (1) 各オゾン層破壊物質（ODS：Ozone Depleting Substances）の全廃スケジュールの設定（第 2 条の A～I） (2) 非締約国との貿易の規制（規制物質の輸出入の禁止又は制限等）（第 4 条） (3) 最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に基づく規制措置の評価及び再検討（第 6 条） (4) 代替フロンとして使用されるハイドロフルオロカーボン（HFC）の段階的削減スケジュールの設定（第 2 条の J）（2016 年の議定書改正で追加）
9	気候変動に関する国際連合枠組条約 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（京都議定書） パリ協定	発効年：1994 年 批准年：1994 年 締約国数：197 カ国・機関 この条約の究極の目的は、人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することにある。 発効年：2005 年 批准年：2005 年 締約国数：192 カ国・機関 (2020 年までの枠組み、2020 年以降の枠組みはパリ協定) 枠組条約の附属書 I 国（先進国）に対して、温室効果ガス排出を 1990 年比で 2008 年から 5 年間で一定数値削減することを課している（附属書 B）。一方で、非附属書 I 国（途上国）には削減義務を課していない。 採択年：2015 年 批准年：2016 年 締約国数：185 カ国・機関 2020 年以降の地球温暖化対策を定めた、気候変動に関する国際的枠組み。参加国は、削減目標として「各国が決めた貢献」（Nationally Determined Contribution：NDC）を作成・提出・維持する義務と、当該削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務を負う。
文化財		
10	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	発効年：1975 年 批准年：1992 年 締結国数：193 カ国、EU（2018 年 2 月現在） 文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。
労働		
11	労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言	グローバル化の挑戦に 대응するために、1998 年 6 月 18 日、ILO 総会で採択。 ILO の「中核的労働基準（CLS）とも呼ばれ、ILO 憲章、フィラデルフィア宣言と並ぶ ILO の最も重要な基本文書の一つ。 グローバル化は経済成長の一要因であり、経済成長は社会進歩の前提条件であるものの、それだけでは社会進歩を確保するには不十分であるのも事実とし、すべての関係者が自ら創出に寄与した富の公平な分配を要求できるようにするための共通の価値を基盤とした社会的基本原則を伴う必要があるとした。
12	強制労働に関する条約（第二十九号）	発効年：1932 年 批准年：1932 年 批准国数：178 カ国 すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。
13	結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）	発効年：1948 年 批准年：1966 年 批准国数：155 カ国 労働者及び使用者は、事前の許可を受けずに、自ら選択する団体を設立し、加入することができる。労使団体（連合体も含む）は、規約を作り、完全な自由のもとにその代表者を選び、管理・活動を決めることができる。行政機関はこれらの権利を制限したり、その合法的な行使を妨げたり、また、労使団体を解散したり、活動を停止させたりしない。労使団体は以上の権利を行使するに際してはその国の法律を尊重しなくてはならない。他方、そ

NO.	正式名称/ 略称または通称	概要
		の国の法律は、この条約に規定する保障を害するようなものであってはならない。
14	団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第九十八号）	発効年：1951 年 批准年：1953 年 批准国数：166 カ国 労働者は、労働組合に加入しない、または労働組合から脱退することを雇用条件としたり、組合員であるという理由や労働時間外、または使用者の同意を得て労働時間中に、組合活動に参加したという理由などで解雇されたり、その他の不利益な取り扱いをされたりするような差別待遇から十分な保護を受ける。
15	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）	発効年：1953 年 批准年：1967 年 批准国数：173 カ国 同一の価値の労働に対しては性別による区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならないと決めたものである。条約は報酬について定義を下し、金銭であると現物であるとを問わず、直接または間接に使用者が労働者に対して支払う報酬で労働者の雇用から生ずるものを含むとする。
16	就業が認められるための最低年齢に関する条約（第百三十八号）	発効年：1973 年 批准年：2000 年 批准国数：171 カ国 過去に採択された同分野における 10 条約を改正するこの条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も 15 歳を下回ってはならないものとする。
17	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）（職業安全衛生枠組条約）	発効年：2009 年 批准年：2007 年 批准国数：47 カ国 職業上の安全と健康に関する国内計画を設けて労働安全衛生を国の政策課題の上位に位置させることを通じて、予防的安全衛生文化の育成を促進すると共に、予防的な措置を通じて、より安全で、より健康な作業環境を推進する条約。
先住民族		
18	先住民族の権利に関する国際連合宣言（国連先住民権利宣言：UNDRIP）	2007 年国連総会で「先住民族の権利に関する宣言（Declaration on the rights of Indigenous Peoples）」が採択された。下記を含む 46 条にわたる宣言では、広範囲にわたる先住民族の権利を規定。 ・自己決定権（政治的地位を自分たちで決め、経済、社会、文化的な発展のありかたや方法を自分たちで決めることができる） ・同化を強要されない権利 ・土地や資源の返還や賠償などを求める権利 ・自治を求める権利 ・文化的・宗教的な慣習を实践する権利 ・独自の言語で教育を行い、受ける権利 ・伝統的につながりを持ってきた土地や資源を利用する権利
人権		
19	世界人権宣言	1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会にて採択。人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した。
20	児童の権利に関する条約	発効年：1990 年 批准年：1994 年 締約国・地域数：196 (2016 年 2 月現在) 児童の権利条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准した。
21	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	発効年：1981 年 批准年：1985 年 締約国数：189 カ国 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。
22	あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	発効年：1969 年 批准年：1996 年 締約国数：179 カ国 人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。1965 年の

NO.	正式名称/ 略称または通称	概要
		第 20 回国連総会において採択され、1969 年に発効した。日本は 1995 年に加入。
23	難民の地位に関する条約 (難民条約)	発効年：1954 年 批准年：1981 年 締約国は、国連憲章と世界人権宣言が人間の享有する基本的権利と自由を確認していること、難民問題が国連の重大な関心事であること、難民に関する従前の国際協定を修正・統合しその適用範囲と保護の範囲を拡大することが望ましいこと及び難民問題が国際協力なしには解決できないことを考慮するとともに、難民問題が国家間の緊張の原因となることを防止するためすべての国が可能な措置をとることを希望し、最後に、国連難民高等弁務官と各国との協力の重要性を認める。
II. 未批准の条約		
環境		
24	長距離越境大気汚染に関する条約	発効年：1979 年 締約国数：51(2012 年 9 月現在) 長距離越境大気汚染などの大気汚染の制限、削減、防止のための一般的義務についての枠組を定める。
25	国境を越えた環境影響評価に関する条約	発効年：1991 年 締約国数：45(2012 年 9 月現在) 国内の環境影響評価手続を他国にも適用すること、及びその評価結果に基づく国家間の協議等について定める。
26	国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約	発効年：1992 年 締約国数：39(2012 年 9 月現在) 汚水による国境を接する他国の水域の汚染を防止するために締約国が方策を講ずべきことを定める。
27	産業事故の国境を越えた影響に関する条約	発効年：1992 年 締約国数：40(2012 年 9 月現在) 国境を越えて影響を及ぼすような産業事故に対する防災体制の整備の義務について定める。
28	環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約	発効年：2001 年 締約国数：46(2012 年 9 月現在) 環境政策の形成、実施の過程において、市民の情報へのアクセス、意思決定への参加、司法的手段を行使する権利等を確保する国際的基準を定める。
29	船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約	発効年：2017 年 締約国数：36(2012 年 12 月現在) 船舶の安全航行のために積載するバラスト水（海水）及び沈殿物の規制及び管理を通じて、バラスト水に含まれる有害な水生生物及び病原体の、排出先への移動による環境、人の健康、財産、資源への危険を防ぐことを目的とする。
労働		
30	強制労働の廃止に関する条約	発効年：1959 年 締約国数：174(2013 年 1 月) 1930 年の強制労働条約（第 29 号）を補強・補完する条約。 この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。 a. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁 b. 経済的發展の目的のために、労働力を動員し利用する方法 c. 労働規律の手段 d. ストライキに参加したことに対する制裁 e. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段
31	雇用及び職業についての差別待遇に関する条約	発効年：1960 年 締約国数：172(2013 年 1 月現在) 基本条約の 1 つで、労働分野が中心ではあるものの、より一般的な人権保障条約としての性質を持つ。 この条約は、雇用と職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定する。ここにいう差別待遇とは、「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身などに基づいて行われるすべての差別、除外または優先で、雇用や職業における機会または待遇の均等を破ったり害したりする結果となるもの」をいうが、特別の条件を必要とする特定の業務についての差別、除外または優先は、差別待遇とはみなされない。
32	空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する条約（作業環境「空気汚染、騒音及び振動」条約）（第 148 号）	1 発効年：1979 年 締約国数：45(2013 年 1 月現在) 締約国が大気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害の防止、そのような危害からの労働者の保護のための立法措置をとるべきことを定める。
先住民族		
33	独立国における原住民及び種族民に関する条約 ILO169 号	発効年：1991 年 9 月 締約国数：23 政府は、関係住民の参加を得て、これら住民の権利を保護し、当該住民の元の状態の尊重を保証するための、調整され、かつ系統

NO.	正式名称/ 略称または通称	概要
		的な活動を進展させる責任をもつ。本条約に規定される諸権利を含め、関係住民の人権及び基本的自由を侵害するあらゆる形態の暴力及び強制が禁止される。政府は、関係住民に直接影響するおそれのある法的または行政的措置を検討する場合には常に、適切な手続、特に当該住民の代表的団体を通じた手続等を経て、当該住民と協議する。この他開発過程と関係住民の権利、就職と雇用条件、職業訓練、手工業・農村工業、社会保障、衛生、教育、土地など重要な規定が含まれる。この条約の土地についての伝統的な権利に対する特別な配慮は、国連のその後の作業にも影響を与えている。

出典：日本において批准されている条約については、下記の情報に基づき JICA 調査団にて作成。

1. 条約全般：外務省サイト「条約データ検索」 <https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/>
2. 労働及び先住民族に関する条約：ILO 駐日事務所サイト「条約一覧(番号順、議定書を含む)」
<https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/lang-ja/index.htm>
3. 未批准の条約：「わが国が未批准の国際条約一覧(2013 年 1 月現在) 国立国会図書館調査及び立法考査局 2013 年 3 月」

3.7 JICA の能力強化の実績及び課題

3.7.1 JICA の能力強化策の実績及び課題

JICA では、環境への配慮にかかる各国実施機関職員の実務能力強化を目的とした「開発事業における環境社会配慮実務」、及び社会配慮面の能力強化に重きを置いた「公共事業における市民参加、合意形成及び住民移転」の 2 種類の課題別研修コースを、それぞれ毎年 1 回、各国実施機関の職員等を日本に招いて実施している。参加者は 3～4 週間程度の日本滞在期間中に、JICA 環境社会配慮ガイドラインについて学ぶ他、日本国内における環境社会配慮事例の現地視察、各国から集まった参加者や研修講師、現地視察の受け入れ先機関関係者等とのディスカッションやグループワーク等を通じて、インフラ開発事業における環境社会配慮実務に必要な知識やスキルの習得を目指す。

この他、JICA 職員と対象とした JICA アカデミー、事務所員赴任前研修、テーマ別研修、環境社会配慮に携わるコンサルタントを対象とした能力強化研修「実務者・コンサルタントのための環境社会配慮」、海外に赴任予定の専門家等を対象とした国際協力人材赴任前研修等を毎年実施しており、多様な関係者が JICA 環境社会配慮ガイドラインの重要性やその内容等について理解を深められる機会が提供されている。

JICA が 2011 年から 2018 年に実施した、環境社会配慮関連研修の実績を以下の表に示す。2011 年以降、JICA 職員、開発途上国関係者、コンサルタント等を対象とした研修の年間参加者はおよそ 600 名～1100 名にも上り、多くの関係者が環境社会配慮にかかる研修を受けている。現地調査及び質問票では、環境社会配慮にかかる研修への参加要望が実施機関から多くあげられている。日本での研修は望ましいが、参加者が限られる場合は自国または周辺国でも良いので、より多くの実務者が受講できるように配慮してほしいという意見があった。

JICA が実施する環境社会配慮実務研修には、実施機関等の職員が 2011 年度 120 名、2012 年度 84 名、2013 年度 100 名、2014 年度 145 名、2015 年度 101 名、2016 年度 203 名、2017 年度 142 名、2018 年度 53 名が参加している。なお、本調査対象 100 件中 27 件では、事業関係者の研修への参加が確認された。

なお、インドでの現地調査では、実施機関であるデリーメトロ公社がインド国内のメトロ事業でコンサルタント業務に従事していることから、他のメトロ公社の環境社会配慮担当者を対象に定期的にワークショップを開催し、自分たちの経験・課題を持ち寄り、協議することで環境社会配慮上の課題を解決したり、日本の進んだ環境対策を学ぶ場を持ちたいといった意見も出ていた。

表 3-24 環境社会配慮研修実績

参加者内訳	参加人数（人）							
	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
JICA 職員向け研修（導入研修等）	327	323	484	285	388	502	661	352
途上国関係者（研修員等）	120	84	100	145	101	203	142	53
コンサルタント能力強化	40	97	74	126	79	80	109	203
その他	250	164	226	116	52	122	206	181
合計	737	668	884	672	620	907	1,118	789

出典：業務実績等評価報告書に基づき作成